

2024年度第5回県本部代表者会議

議 事 次 第

石上委員長あいさつ

<協議・報告事項①>

I	2024年度運動の総括（案）	1
II	連合新会費制度の概要と移行にむけた自治労の対応について	51
III	規程の一部改正について（案）	56
IV	第98回定期大会の運営について	61

<協議・報告事項②>

V	機関紙「じちろう」のリニューアルについて	64
VI	予定利率改定にともなう退職後共済・親子共済等の 推進上の取り扱いについて	67
VII	住まいる共済「無保障者をなくすための取り組み」について	110
VIII	統合10周年キャンペーン結果に基づく寄付について	123
IX	第10回じちろう全国共済集会の開催について	133

<協議・報告事項①>

I 2024年度運動の総括（案）

目 次

1. 各分野の取り組みの総括	4
（1）賃金闘争の再構築～実態把握と到達目標の確立、要求・交渉の徹底	4
（2）長時間労働是正と人員確保、安全衛生の推進	10
（3）安定雇用の実現と公正なワークルールの確立	13
（4）地方自治の確立と質の高い公共サービスの推進	14
（5）安心・安全・信頼の社会保障制度改革の推進	17
（6）持続可能な環境社会の実現と脱原発の推進	21
（7）憲法を守り平和を確立する運動の推進	22
（8）人権を守り共生社会を実現する取り組み	24
（9）政策実現にむけた政治活動の推進	25
（10）国際連帯の強化と国際労働運動の推進	27
（11）ジェンダー平等社会実現の取り組み	30
（12）運動の強化と持続可能な組織づくり	31
① 組織強化・拡大にむけた取り組み	31
② 各部門・横断組織の取り組み	37
（13）労働者自主福祉活動の推進	48

1. 各分野の取り組みの総括

(1) 賃金闘争の再構築～実態把握と到達目標の確立、要求・交渉の徹底

【2023人勧に対する取り組み】

1. 2023人勧においては、自治労として公務員連絡会に結集し、人勧期中央行動や人勧期署名、全国統一行動を配置しながら交渉を重ね、月例給・一時金ともに2年連続の引き上げ勧告となりました。また、公務員人事管理に関する報告では、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の骨格案について、①人材確保への対応として、初任給近辺の俸給月額引き上げ、係長～上席補佐層の俸給の最低水準引き上げ、勤勉手当の成績率上限の引き上げ等、②組織パフォーマンスの向上策として、本省課室長級の俸給体系見直し、地域手当の大括り化等、③働き方の多様化への対応として、扶養手当の見直し等が示されました。
2. 10月7日、総務省は総務副大臣通知を発出し、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処すること、会計年度任用職員については適正な任用・勤務条件の確保をはかり、給料・報酬および期末手当は適切に決定すべきものであること等を示しました。
3. 本部は、地方公務員の労働条件は、労使交渉・協議とそれに基づく労使合意を前提に条例で定めることが原則であることを改めて強調し、地方の主体的判断による決定を損なうような指導・助言を行

わないよう、総務省交渉・協議を展開しました。

【交渉力の強化による到達闘争の前進】

4. 2023確定闘争においても、本部中執による各県本部に対する事前オルグおよびヤマ場にむけた点検を2度行い、交渉未実施単組に対するフォローアップ等に取り組みました。また、集約した各県の交渉状況についても、速報として各県本部に情報共有を行いました。しかし、要求書提出－交渉－妥結（書面化・協約化）に関してほぼ2022年と同水準となっており、最終的に、要求書未提出単組が約2割、交渉未実施単組が約4割と、確定闘争そのものが二極化してしまっている現状について厳しく受け止める必要があります。
5. 2023確定闘争は、11月10日を戦術集中日として設定し取り組みを進めました。しかし、本部の設定した日程に結集する県本部は半数超にとどまり、統一闘争への結集については、2022年に引き続き課題を残すこととなりました。自治労全体で統一して要求・交渉するという意識が希薄化していると言わざるを得ない現状において、結集する意義を改めて全体で確認し、取り組みを前進させる必要があります。

また、地方における給与水準の確保・底上げをはかり、他自治体・地域の賃金水準へ波及させる観点からも産別一丸となり設定した統一目標にむけてともにたたかう「到達闘争」に取り組む必要があります。

6. 自治体確定闘争は組合員の賃金を決定する重要な取り組みであり、「賃金・労働条件に関する事項は、必ず労使交渉・協議、合意により決定する」という労働組合の基本的な取り組みがなされなければなりません。要求・交渉をしなければ勧告以上の改善は勝ち取れず、交渉力も培われないため、人勧凍結やマイナス提案が当局より出された際に単組自らたたかうことができなくなります。県本部としても、そうした単組を見送ごすことなく、単組支援を重要課題とし、継続して支援することが必要です。

こうした状況を踏まえ、本部は先進的な単組の取り組み事例を共有し、交渉の前進をはかるべく全3回にわたり、ウェブでの課題別学習会を開催しました。それぞれ「再任用職員の処遇改善」、「カスタマーハラスメント対策」、「勤務間インターバル・フレックスタイム」をテーマとし、各回約60人の各県本部、単組役員参加の下学習と活発な意見交換の場となりました。

【自治体労働者の賃金要求】

7. 2023確定闘争の結果、多くの単組が月例給・一時金の引き上げを勝ち取りましたが、一時金の支給月数は県、単組によって4.25月から4.65月と依然として0.4月の差があります。

重点課題の1つとして設定した中途採用者の賃金改善について、具体的な成果として、民間職務経験を100%換算とする、5年超の18月換算の撤廃、経験者採用として2級以上の格付けを可能とすることなどが報告されました。県本部・単組による粘り強い交渉の成果といえます。また「協議中」とした単組も3割弱あり、妥結には至らなかったものの当局と問題意識を共有できた単組も一定数あると考えられ、今後の足掛かりにできたといえます。

8. 本部は、自治体労働者の賃金要求を設定するにあたっての基礎資料とするために2023年度自治労賃金実態調査を実施した結果、自治体規模の大小によって賃金水準に格差が生じていることや40代後半以降で上昇カーブが緩やかになるといった課題が改めて浮き彫りとなりました。
9. 賃金水準の改善のためには初任給格付けを含めた昇給・昇格ラインの改善が不可欠です。本部はこの間、賃金の運用改善にむけた「1単組1要求」を提起してきていますが、要求単組は5割強にとどまっています。単組の賃金課題を明確にし、具体的な賃金運用改善要求を出せるよう、単組力量の強化とともに県本部による分析・指導が求められます。
10. 単組が交渉できない、賃金改善に取り組めない要因の1つとして単組役員の知識と経験不足があると考えられます。勧告以上の賃金改善を求め、各単組で自信を持って交渉するためには理論武装が必要であり、まず単組役員が賃金制度についての知識を身に付ける必要があります。県本部・単組における単組の状況を分

析し助言することができる賃金担当者を育成するための学習、また、賃金闘争への結集のためには組合員に対しても基本的な制度理解と制度をめぐる課題についての学習と共有が必要です。

【災害応急作業等手当支給にむけた取り組み】

11. 能登半島地震を受け、総務省は災害応急作業等手当について、現場業務を広く支給対象とする旨の通知を発出しました。春闘期から取り組みを行い、条例化や支給対象の拡大、単価の改善を勝ち取った単組もある一方で、交渉継続となっている単組もあります。条例未整備の単組は、引き続き確定闘争期にむけ取り組みます。

【社会と公務の変化に応じた給与制度の整備にむけた対応と賃金闘争の再構築】

12. 人事院は、2023年人事院勧告時報告の中で、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の骨格案を示し、2024年夏にむけて検討を進めるとしました。給与制度見直しの目的とされている人材確保の必要性は国家公務員、地方公務員に共通する課題であり、自治労としても新規採用者、若手職員の処遇改善については必要だと認識しています。しかし、一部のキャリア優遇の措置事項が多く、中堅層以上の組合員層にはメリットが感じられるものになっていないこと、成績優秀者にメリットが偏向していることは問題だと捉え、公務員連絡会を通じて意見反映を行ってきました。

一方で、給与制度見直しの内容については多岐にわたることから、課題によって人事院に対する要求と総務省に対する

要求を切り分けて対応することとし、総務省に対しては、地方の実態と自主性を尊重した給与制度を求めて、対策を強めることとしました。

13. 総務省は国の給与制度の見直しに対応し、地方独自の課題や地域の実態を踏まえた検討を行うため、「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」の下に給与分科会を設置しました。自治労から林総合労働局長が委員として参加し、国家公務員の制度を機械的に当てはめるのではなく、地方や地域の実情に応じた、自治体の自主性が尊重される制度となるよう求めて発言をしてきました。

14. 自治労は、総務省への要求事項を下記の3点にまとめ、署名に取り組みました。最終的に56万1,403筆を集め、6月17日に署名提出・要請行動を実施しました。

- ① 人事院が検討している「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の具体化にあたっては、国の制度変更に準じた扱いを自治体に求めないこと。
- ② 現行、給与制度については、国家公務員の給与制度を基本とすべきとされているが、地方の実態と自主性を尊重した柔軟な対応を可能とすること。
- ③ 国基準を上回る手当を支給したことによる特別交付税の減額措置については撤廃すること。

署名は組合員1人2筆以上を目標に取り組みましたが、目標に達した県本部は1県本部にとどまり、全体としては組合員数にも及ばない結果でした。給与制度見直しに対する自治労独自の取り組みとして、大衆行動の柱に据えたにもかかわ

らず、この結果となったことは厳しく受け止める必要があります。また、たとえ制度変更により地方の自主的な対応が可能となったとしても、この要求内容が浸透していなければ運動がつかれない懸念もあります。

15. 自治労は、賃金闘争の検証と時代の変化にあわせた到達目標のあり方を議論する「賃金闘争あり方研究会」を立ち上げ、2024年度に計6回開催してきました。中間論点整理では、①賃金政策について、②統一闘争体制の再構築について、③単組における賃金闘争力の強化について、④到達闘争について、現時点での議論を整理しました。今後、具体の方針化につなげていくため、2025年度中の報告をめざし、議論を続けます。

【定年引き上げに対応する取り組み】

16. 2023年4月に定年年齢が引き上げられ、2024年4月から職場には定年引き上げとなった職員、役職定年となった職員、暫定再任用職員、定年前短時間再任用職員など、さまざまな60歳超の職員が混在しています。

とりわけ再任用職員については、級格付けが低く抑えられている自治体も多く、一時金支給月数が定年前の職員よりも低いため、定年延長者と比べて賃金水準が低くなっています。

確定闘争時には29単組、春闘時には18単組が級格付けの改善を勝ち取っており、単組は引き続き粘り強い交渉を続ける必要があります。また一時金支給月数、生活関連手当の支給については国公の制度に大きく左右されることから、本部は引

き続き公務員連絡会を通じて改善を求めていきます。

【社会的横断賃金の確立】

17. 2024春闘において、賃金、労働条件の改善にむけ、要求書を提出した自治体単組は1,028単組63.8%、交渉を実施したのは584単組36.2%、妥結合意したのは371単組23.0%、書面協定を締結したのは219単組13.6%であり、すべての項目で2023春闘を下回る結果となりました。依然として約4割の単組では春闘に取り組んでいない・取り組めていない現状があります。
18. この間、本部では具体的な運用改善について方針化等を行っていますが、要求単組および交渉実施単組は年々減少しているのが実態です。春闘に取り組めていない県本部・単組が固定化しつつあり、取り組み全体が低調に推移しています。このことから、2024春闘においても春闘に取り組む意義を単組まで十分に浸透させることができなかつたと考えられます。ただ前年の取り組みを踏襲するのではなく、なぜ春闘期に取り組む必要があるのかを含め丁寧に組合員に説明し、共通認識の上で春闘期の運動、ひいては組合活動そのものの活性化をはかる必要があります。

春闘・人勧・確定という賃金闘争サイクルの構築にむけ、本部・県本部が連携し、単組オルグを一層強化するとともに、単組が春闘に取り組めない、または取り組まない理由について、原因を分析し対策を検討しなければなりません。

【自律的労使関係制度と消防職員の団結権の確立にむけた取り組み】

19. 民主党政権時における政府による自律的労使関係制度の措置を盛り込んだ公務員制度改革関連法案の提出がされて以降、計3回の議員立法が国会に提出されてきましたが、いずれも審議未了、廃案となっています。このような経過を踏まえ、2022年5月、立憲民主党は公務員制度改革PTを発足させ、検討・議論を経て、2023年6月16日、国民民主党および社会民主党とともに、第211回通常国会に「公務員制度改革関連5法案（国家公務員法および地方公務員法等の改正法案）」を共同提出（議員立法）しました。この法案は、刑事施設職員について、新たに団結権および協約締結権を有する団体交渉権を措置するとともに、消防職員について、民主党政権時の閣法やこれまでの議員立法で措置していた団結権に加え、協約締結権を措置することにしています。

頻発する大規模災害への対応や増え続ける行政需要に 대응していくためには、職員の経験と知見に基づく業務の充実が不可欠であり、そこで働く公務員の勤務・労働条件の自律的決定とともに、労使が主体的に協議していくことが重要です。法案の早期の審議入りと成立をめざして、引き続き粘り強く取り組みを進めていかなければなりません。

20. 公務員の労働基本権の回復、とくにILO第87号条約との関係における消防職員や刑事施設職員への団結権付与などについて、2018年に開催されたILO第107回総会で日本政府に対する11度目の結社の自由委員会報告・勧告等が採択さ

れました。また、同総会において開催された基準適用委員会で第87号条約に関する個別審査が行われ、議長集約（結論）は5つの課題（①自律的労使関係制度の検討、②消防職員委員会制度、③消防職員は警察と同視とする政府見解に関する協議、④刑事施設職員の団結権付与に関する分類、⑤人事院の手続の検討）を特定し、「政府に対し、勧告を実施するための期限付きの行動計画を社会的パートナーとともに策定すること」を求めました。これを受けて日本政府と自治労・全消協は、「ILO議長集約にかかる定期協議」の場で、11回にわたり「消防は警察同視」の論点を中心に協議を行ってきました。しかし、政府は「消防は警察の職務と同視される」とする見解を繰り返し、団結権付与については慎重に検討するという姿勢を崩しておらず、議論は平行線となっています。

21. そのような状況の中、2024年6月、ILO第112回総会において、2018年以来6年ぶりとなる公務員の労働基本権問題が基準適用委員会の個別審査にかけられました。当事国の労働者代表として発言した石上委員長（連合会長代行）は、日本政府が2018年の個別審査における議長集約を放置、意図的に無視し続けていることを主張の上、2018年の議長集約が指摘した5つの課題の現状に言及し、日本の公務員の労働基本権問題の根本的かつ抜本的な解決にむけた日本政府の誠実な対応を導くよう、基準適用委員会での討議と断固とした結論を強く要請しました。また、労働側代表（ITUC）は、日本政府に対し、社会的パートナーとの協議

を通じ、2026年までにこの問題を解決するためのロードマップと行動計画を早急に策定し、2024年9月までにILO条約勧告適用専門家委員会に提出することを求めました。

これに対し、日本政府は、①消防職員・刑事施設職員は警察と同視されることから、警察職員と同様、団結権を有していないこと、②団結権を与えれば緊急事態などの対応に支障を来す、③自律的労使関係制度の構築については、交渉コストの増加や労使交渉の長期化などさまざまな問題がある、などの理由をあげ、「団結権の代償措置として消防職員委員会制度の定着がはかられている」などと述べ、依然として制度の維持を前提とする従前の主張を繰り返しました。こうした日本政府の主張に対して、4カ国・2国際組織の労働側から日本政府を厳しく非難する発言が行われ、とくに韓国より消防職員への団結権、団体交渉権の付与により業務への影響は一切認められず、日本政府の指摘は国際的な非常識であるという事実に基づいた指摘が行われました。

22. 最終的に6月14日、基準適用委員会の個別審査報告書が採択されました。委員会における議長集約（結論）は、本事案が長期にわたるものであること、および直近では、2018年に委員会で議論されたことについて留意、考慮した上で、日本

政府に対し、消防職員の地位と労働条件の改善、刑事施設職員における団結権のあり方、自律的労使関係制度の検討などに関し、条約に沿って、労働側と使用者側の団体との協議を行い、2024年9月1日までに報告書を提出することを要請するものとなりました。

なお、日本政府は、個別審査の締め括り発言において「各消防本部における消防職員委員会の運営状況を適切に把握しつつ、社会的パートナーを含む関係者とも協力しながらさらなる運用改善に取り組んでいく。消防職員委員会を含め、消防に関する相互の理解を深めるべく、社会的パートナーとの定期協議を引き続き行い、一層の意思疎通に努めていきたい」との考えを述べています。今後、自治労・全消協は、総務省・消防庁との間において、消防職員委員会制度の見直しをはじめとする協議を再開していくこととなります。

23. 労働基本権は、公務・民間に関わらず、すべての労働者に等しく保障されなければなりません。日本政府には、ILOからの指摘を受け止め、労働組合と誠実に対話を行うよう、求めていく必要があります。引き続き、地方公務員の自律的労使関係制度のための措置や消防職員・刑事施設職員の団結権などについて、連合・公務労協と連携しながらILO、政府に対する取り組みを進めます。

(2) 長時間労働是正と人員確保、安全衛生の推進

【長時間労働是正と労働者の視点による働き方の改革】

1. 2024春闘の取り組み報告では、「客観的な方法（タイムカード、パソコン等）で勤務時間管理が行われている」単組は22.6%、「条例・規則に定めた超過勤務の原則的な上限（月45時間年360時間）は守られている」単組は9.0%、「他律的業務の比重が高い部署を必要最小限の範囲に限定している」単組は8.7%となっています。そのような中で、「上限時間を超えて時間外労働を命じることができる特例業務を災害時のみとするなど、具体的業務に限定している」単組は26.1%で、2023年を大幅に上回る結果となったことは一定評価できるものです。しかし、時間外労働時間の上限規制の導入（2019年4月）から5年が経ってもなお、「他律的業務の比重の高い部署」や「特例業務」の限定が相当数の自治体で進んでいない実態となっていることから、まず単組は組合員の勤務時間の把握を行い、配置の見直しや業務量に見合った人員要求につなげていく必要があります。その上で、特例業務が行われた場合には、当該勤務にかかる要因の整理、分析・検証を行い、上限規制の実効性を高めていくとともに、職員の健康確保の観点から、医師の面接指導などを確実に実施させていく必要があります。
2. 2023春闘の取り組み報告では、「36協定の締結義務職場ではすでにすべて締結している単組は31.4%となっており、着

実に増えてきているものの、法令を遵守すべき自治体の7割で労基法違反の状態が放置されている状況にあります。労基法別表第一に該当する事業場においては36協定が締結されなければ時間外労働を命じられないということを労使で確認し、時間外労働の縮減とそれを実現する36協定の締結にむけて取り組む必要があります。県本部は、各単組の36協定の締結状況を確認し、締結義務職場において完全に達成するよう指導力の強化が求められます。

【ワークライフバランスの確保と両立支援】

3. 国では、2023年8月にフレックスタイムのさらなる柔軟化（ゼロ割振り日の追加）、11時間の勤務間インターバル確保の努力義務規定等が勧告・報告され、2024年3月に人事院規則が改正されました。これを受けて総務省も、フレックスタイム制の見直しおよび勤務間インターバルの確保を自治体に促す通知を发出了しました。

自治体での交渉は2024確定闘争から本格化するものと思われませんが、当局主導で一方向的に導入が進まないよう留意が必要です。まずは適正な労働時間管理と長時間労働是正、職場の人員体制の確立を前提とした上で、ワークライフバランスの実現に資する、職員の希望に基づく割り振り変更による柔軟な働き方と勤務間インターバルの確保を求める必要があります。

【人員確保の取り組み】

4. 人員確保闘争については、6月を基本的交渉ゾーンに設定し、6月期以外に取り組む場合は、県本部ごとに集中期間を設定することとして取り組みました。6月期の2023人員確保闘争に取り組んだ単組は586単組33.8%、また2023確定闘争での要求単組は856単組53.4%でした。2023人員確保闘争の前進回答の具体的内容をみると、人員不足の専門職（技術職、保育士、獣医師等）などで増員の検討、新規採用職員の募集時期の前倒しや試験の回数増などがあげられています。

2024春闘においても、賃金・労働条件と並び、「人員確保」を重点項目に掲げて取り組みを進めましたが、「公共サービスの安定的な提供にむけ、必要な人員を要求した」のは、686単組42.6%と半数に届いておらず、取り組みの強化が必要です。

公務職場全般での人員不足の状況に加えて、少子化による労働力人口の減少により、すでに公務はもちろん民間とも人材の争奪戦が始まっています。安定した地域公共サービスを持続的に提供するためには、人員確保は喫緊の課題です。毎年、春闘期に職場点検を行い、労使で中途退職の実態を把握するとともに、退職理由が職場に要因がある場合、職場改善に取り組めます。そして、春闘段階での要求に加えて、4月1日の配置状況を踏まえて、6月の人員確保闘争を中心とした交渉に取り組む、必要な人員の確保をめざしていかなければなりません。

あわせて、人員確保の必要性について世論などにも訴えつつ、人員増を可能と

する財源確保を求めます。

【安全衛生体制の確立と快適職場の確立】

5. 自治労は毎年7月の安全衛生月間を中心に、安全衛生委員会の活性化や職場点検を通じて職場改善に取り組んできました。2023年度の取り組み集約状況では、労働安全衛生委員会の設置は「すべての職場で設置」「設置義務のある職場では設置」は784単組88%でしたが、委員会の開催は「年1～4回」が約半数を占め、労働安全衛生規則の規定通り「月1回以上」開催されているのは3割に満たない結果となっています。委員会は、労働災害防止にむけて、労使が対等の立場で継続的に議論し、取り組みができる場です。これを活用し、毎月定期的に委員会を開催し、各職場での毎月の時間外労働の実態や、ハラスメント等職場における課題の把握を行い、労働者の意見を踏まえた職場改善につなげていく必要があります。
6. 本部は、県本部の労働安全衛生担当者の育成のため、2月7～8日に労働安全衛生講座、8日に労働安全衛生担当者会議を開催しました。労働安全衛生講座の一部は、学習動画としても発信しました。各単組において7月の労働安全衛生月間の取り組みを推進し、通年の取り組みの構築にむけて、県本部担当者による取り組みの支援が重要です。

【労働災害・公務災害補償制度の拡充と、職場の健康と安全を確保する取り組み】

7. 地方公務員災害補償基金支部・政令市支部審査会に労働側から選出されている参与を対象に、地方公務員災害補償基金

支部労働側参与会議を開催しました。全国の公務災害認定の現状や課題の共有を行うとともに、地公災制度の問題点と審査会審理における労働側参与の役割を確認しました。

公務災害の認定を勝ち取るためには、認定請求時から労働組合が積極的に関与し、公務災害認定にむけて取り組むことが重要です。自治労「公務災害認定への取り組みマニュアル」の活用をはじめ、毎年の参与会議で最新の情報を得て対応していく必要があります。

【ハラスメント、メンタルヘルス対策の構築】

8. 2021年8月に公表した「職場における迷惑行為、悪質クレームに関する調査」結果から、多くの公務職場でカスタマーハラスメントが発生していることが明らかになりました。これを受けて、本部は、「自治労カスタマーハラスメント対策研究会」を設置し、労働法や安全衛生、自治体行政の専門家、弁護士、組合役員の参加を得て、2023年2月に「カスタマーハラスメントのない良好な職場をめざして～予防・対応マニュアル～」を作成しました。このマニュアルを参考に、すべての自治体職場でカスハラの実態を把握し、その実態に沿った対策を求めていかなければなりません。2024春闘では、カスタマーハラスメント対策等の推進を重点課題の一つに掲げ取り組みを推進しましたが、「カスハラ防止にむけて対策を講ずるよう要求した」単組は627単組38.9%で、前進回答は133単組21.2%となりました。引き続き、全単組での要求書の提出をめざし、前進回答があった単

組での具体的な対策について情報収集をはかり、好事例の共有を進めていく必要があります。

9. カスハラ防止対策について、政党をはじめ、さまざまな関係機関との意見交換を行ってきました。現在はカスハラ防止の法律上の措置義務はありませんが、連合や他産別と連携し、カスタマーハラスメント防止の措置義務の法制化にむけて、取り組みを進めていきます。
10. 総務省「地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況調査」では、2023年6月1日時点で、パワハラ、セクハラ、マタハラの防止のための措置は、すべての都道府県および指定都市では措置が講じられているものの、1割超の市区町村では、いまだ必要な措置が講じられていません。未措置の自治体については、研修の実施や相談体制の整備など必要な体制を各自治体に要求する必要があります。
11. 能登半島地震の発災に伴い、被災自治体の職員に加え、全国各地からの行政支援で派遣される職員のメンタルケア対策として、本部は「惨事ストレスとメンタルケア 災害支援参加のあなたへ 必読書」「災害対応職員 1000時間後のあなたへ 現実への帰還のために 必読書」を改訂し、データ配布しました。

発災から約8ヵ月が経過し、継続して被災地対応にあたってきた職員にとっては心身の疲労が懸念されます。引き続き、当局に対し、ストレスチェックの実施など、職員の健康状態の把握と対策に取り組むよう求めていく必要があります。今後、被災自治体のニーズを把握し、必要

なメンタルヘルスケアの方策を探っていきます。

【地方公務員共済組合制度に関する取り組み】

12. 自治体等で勤務する短時間労働者の公務員共済の短期給付の適用に関し、自治体や各共済組合のシステム改修や業務量増大に対応する人員の確保を含む体制整備と必要な財源の確保を求めて、市町村共済協議会とも連携し、必要な対策を進めてきました。今後も、マイナンバーカードに関する対応をはじめ、各種業務対応を注視し、共済組合の過重な負担となる場合には、省庁などに対し必要な対策を求めていきます。
13. 地方公務員共済組合連合会等の年金積立金の運用については、運営審議会や地方公務員共済資金運用委員会において、安全性・確実性を優先する観点から、経過的長期給付積立金へのオルタナティブ

投資について慎重な対応を求めてきました。政府は、経済の成長と国民の資産所得の増加をはかるとして、「資産運用立国実現プラン」を掲げていますが、引き続き、組合員の立場から、安全性・確実性を優先するよう意見反映をしていく必要があります。

また、地共連の投資については、社会的責任投資を進めるためにも、ESG投資の拡大を求めてきました。地共連は、組合員の利益のために長期的な収益を確保する観点から、ESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資に取り組むことが重要であると考え、2024年5月に責任投資原則（PRI）に署名しました。人権尊重や環境保護、労働者保護、女性の活躍などを重視した社会の実現にむけて、引き続き、ESGを考慮した社会的責任投資（SRI）の拡大への意見反映を進めます。

（3）安定雇用の実現と公正なワークルールの確立

【会計年度任用職員の処遇改善】

1. 2023確定闘争では、地方自治法改正を受けた会計年度任用職員に対する勤勉手当支給のための条例改正と、総務省通知を踏まえた遡及改定が焦点となりました。勤勉手当にかかる交渉結果では、常勤同様の支給月数とした単組が要求単組比5割を上回ったものの、条例改正時期、支給月数について妥結できずに継続協議となった単組も3割弱ありました。改定時期について、4月遡及を勝ち取った単組は引き上げ単組比6割強、2024年度から3割弱、継続協議とした単組も約1

割ありました。

遡及改定については、財源等を理由に後ろ向きの姿勢を見せる当局が多く、本部としても総務省対策を強めました。11月10日に2024年度補正予算が閣議決定され、総務省が同日付けで給与改定にかかる一般財源所要額について通知を示したことから、これを材料に引き続き交渉・協議を行い、前進をはかった単組も一定数ありましたが、財源が示されてもなお遡及改定を勝ち取れなかった単組も多くあったことについては課題が残りしました。

2. 2024春闘でもこの2点について継続課

題として取り組んだ結果、月例給および期末手当の改定、勤勉手当の支給を可能とする条例改正、いずれにおいても協議中の単組が減少し、月例給の引き上げや条例の改正を勝ち取った単組が大幅に増加したことは、県本部・単組の粘り強い

交渉の成果といえます。

遡及改定未実施や、勤勉手当の支給月数が常勤職員未満となるなど課題を残した単組は、常勤職員同様の対応がはかれるよう2024確定闘争での再交渉が必要です。

(4) 地方自治の確立と質の高い公共サービスの推進

【地方自治確立の取り組み】

1. 6月19日、改正地方自治法が成立しました。改正内容は、①公金収納事務のデジタル化、②地域での生活サービス提供にかかる多様な主体との連携強化、③大規模災害や感染症まん延時などにおいて、国の地方に対する「補充的な指示」を可能とするという3点からなります。①デジタル化については、自治体情報システムの標準化がすでに大きな負担となっている自治体に対する新たな負担となりかねません。②多様な主体との連携においては、地域での生活サービス提供を行う市民団体等に対し、首長判断により行政財産の貸与や随意契約での事務委託が可能となることから、現行の指定管理者制度より恣意的な運用を招きかねません。③国による「補充的な指示」は、大規模な災害、感染症のまん延など、その被害が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、自治体は国の指示に従うとするものです。これは自治体に対する国の関与を必要最小限度にとどめるという従来の「一般ルール」を超えるものであり、地方分権に逆行する内容です。第33次地方制度調査会において、法改正にかかる議論が開始されて以降、これらの問題点
2. について総務省また各政党に対し強く指摘を行ってきましたが、極めて残念ながら与党側の強硬な姿勢により、法案は大幅な修正もなく可決されました。
3. しかし、国会審議において、岸まきこ参議院議員により「指示の対象が自治事務である場合、代執行はできない」こと、また「実情を踏まえ対応が可能となるよう自治体の声を伺いながら各府省取り組む」旨の政府答弁を引き出すとともに、衆議院では11項目、参議院では15項目からなる附帯決議を勝ち取りました。附帯決議では補充的な指示に際して、自治体への速やかな周知と事前調整、事後検証などを行うこととされています。今後、これらの内容を踏まえた制度運用が確保されるのか、引き続き警戒を怠らない取り組みが求められます。
4. また、地域での生活サービス提供を行う市民団体等に対する、市町村長判断に基づく随意契約での事務委託については、恣意的な運用が行われないよう総務省の動向や自治体における制度運用状況を厳しく監視していく必要があります。
5. 一方、一部の自治体では、地方自治法99条に基づく議会意見書の採択において、地方自治法の改正内容を批判するなど、

率先した取り組みも見られました。地方財政の確立にかかる議会意見書採択の取り組みは全国的に減少傾向にあるため、日頃からの地方自治の確立にむけた取り組みを改めて活性化する必要があります。

【質の高い公共サービスの提供への取り組み】

5. 自治体業務が対人性の高い職務であることに鑑みて、「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンや、必要な人件費が確保されるよう政府予算要請行動に取り組みました。地方財政計画上は、人員増を見込んだ予算編成がされていますが、公務における人員不足の解消や処遇改善の必要性はさらに高まりつつあることから、引き続き春闘期における大衆行動や政府・政党対策を強化する必要があります。

【地方財政の確立と税制改革】

6. より多様化する行政ニーズの高まりを受け、本部として地方財政計画における地方一般財源総額の拡充を求め、政府、政党、地方三団体に対する要求行動を展開しました。結果として、2025年度政府予算における2024年度水準の確保と、賃金と物価の好循環を支えるための行財政基盤の強化などが骨太方針上、明記されました。2025年度以降も持続可能な行政サービスを支えるための予算措置が行われるよう、継続的な取り組みが求められます。
7. 「ふるさと納税」については、居住地課税の原則から逸脱する等の観点から廃止を求めています。社会的には制度が定着しつつあります。しかし、自治体間

での税源の奪い合い、財源の不安定性を招いていることから、引き続き、有識者などとの連携を強めながら、より広範に訴える必要があります。

8. 「森林環境譲与税」については、この間、森林面積の譲与基準を引き上げるよう求めてきましたが、2024年度より森林面積に対する譲与基準を5%引き上げ、人口割合を5%引き下げることとなりました。その効果や自治体側の反応について検証しながら、今後の制度改善のあり方についての検討が求められます。

【行政のデジタル化への対応】

9. 自治体DXをめぐっては、自治体情報システムの標準化、マイナンバーカードと健康保険証の一体化、戸籍へのふりがな登録など、国の主導において矢継ぎ早に自治体での対応が求められています。デジタル・ガバメント化対策委員会において職場ヒアリングを行い、国への意見・要望を集約し、協力国会議員団に報告を行いながら、総務省への申し入れなどを行いました。DX化は今後も継続的に推進されることから、引き続き、デジタル庁および所管省庁への対応が求められます。今後も、現場における課題や要望を随時把握し、省庁対策に結び付けていく必要があります。

【カーボンニュートラルの実現】

10. 気候変動問題の解決と地域経済の発展を両立させるためには、自治体における官民連携に基づく、地域からのカーボンニュートラルの取り組みが不可欠です。このため、本部では企業における環境活

動を学ぶための場を他産別間において設置し、環境政策の豊富化にむけて取り組みを進めています。

地域における再生可能エネルギーの積極的導入やカーボンニュートラルを実現する中での公正な移行等にむけた新たな方針の確立が求められます。

【地域公共交通の維持・発展】

11. 生産年齢人口減や生活様式の変化による利用者の減少に加え、コロナによる影響、エネルギーや資材の高騰など、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しています。また、自動車運転者の労働時間規制（改善基準告示）の施行と、それに付随する「2024年問題」によりバス運転者不足はより深刻となり、こうした状況も相まって多くの路線が廃止・減便・縮小され、地方ローカル鉄道の存続問題も顕在化して地域住民の生活や移動に深刻な影響を及ぼしています。

都市交評は各交通事業の状況把握に努め個別対策を進めるとともに、「地方自治における公共交通のあり方を考える議員懇談会」や省庁要請行動等を通じてコロナ特別減収企業債（コロナ企業債）の償還期間の延長、損失補填に対する新たな財政支援、人員を確保するための実効性のある施策などを求めてきました。コロナ企業債については2023年度で終了し、2024年度からは新たに交通事業債（経営改善推進事業）が創設されましたが、この制度の利用は、運賃制度の見直しや民間バスとの共同経営などの経営改善に取り組むことが発行対象となり、コロナ企業債以上に活用しにくいものとなってい

ます。一般会計からの繰り入れや自治体への特別交付税の増額など、即効性のある施策強化が強く求められています。

12. 利用者数がコロナ禍前に戻りきらない中、バス運転者をはじめ交通事業従事者不足による減便や路線の再編・統合に歯止めがかかっていません。地域の足として持続可能な公共交通を存続・発展させるためには、賃金・労働条件、職場環境を大幅に改善し、魅力ある職場・業種に変えていくことが極めて重要な課題であり、そのための国や自治体からの支援強化が強く求められています。

【自治研活動の活性化】

13. 自治労は住民の地方自治を守り、民主主義を発展させるための運動として、自治研活動に取り組んできました。近年は職場の多忙化や組合離れなどにより、自治研活動にむけられる意識も薄れつつあります。加えて、新型コロナウイルス感染症への画一的な対応やDX推進など、自治体の実情を無視した中央集権的施策が矢継ぎ早に行われたことにより、地域や職場から自治の力が奪われることにつながりました。このような流れは、住民に最も近い場所において地方自治を実践する労働者として強い危機感を抱きます。地方分権・地方自治の今日的な意義を問い直す場として、自治研の再構築が求められます。
14. 10月4～5日に「結びつなげる！しまね自治研」をサブテーマに第40回地方自治研究全国集会（しまね自治研）を開催します。本集会では、わかりにくいと評されることの多い自治研が、具体的な

実践を通して参加者に見える・触れられるよう、さまざまなイベントを展開します。また、自治研への結集力を高められるよう、大規模集会がもつ魅力の一つである参加者同士の実践交流を促す集会づくりを、自治研中央推進委員および開催県本部である島根県本部と連携し進めます。

15. しまね自治研にむけた機運醸成の一環として、2ヵ月ごとに「カウントダウンセミナー」を開催し、自治研の本質的なテーマをもとに、明日につながる仕事との向き合い方、自治研の活用方法を学び合う機会としてきました。過去5回の開催における参加者は通算400人を超え、気軽に自治研に触れ学び合える場としてニーズに応えることができています。自治研のフィールドにおいて、組合員の自主的な学びに応えるセミナーを、年間を通じ企画・運営していくことは、今後の自治研の成長戦略の要になるといえます。
16. 1951年の創刊以来、自治研活動の情報誌として発行を続けてきた「月刊自治研」は、資材の高騰および定期購読者数の減少により近年、赤字での発行が続いてきました。定期購読料の値上げに踏み切っ

た2022年以降は独自採算を維持してはいますが、定期購読者数の減少には歯止めがかかっていません。2024年5月号からは電子書籍での取り扱いを開始し、より幅広い読者層にむけた販売促進を展開しています。引き続き、読まれる誌面づくりに注力していくとともに、未購読単組の解消、電子書籍等を活用した新規購読者の開拓に取り組んでいく必要があります。

17. 自治研では2014年から、若手組合員の参加促進による組織強化をめざしUNDER35の取り組みを展開しています。2023年9月には「第4回自治研UNDER35全国集会 in 高知」を開催し、普段、自治研活動に携わったことのない若年層とともに、組合活動の自由さ、幅広さに触れてもらうことができました。しまね自治研では、UNDER35の取り組みを発展させ、地元大学生を対象に、次世代の公務の魅力について、自治労組合員とともに考えるイベントを開催します。このような取り組みが、県本部や単組の自治研活動へと波及し、自治研活動が活性化するようサポート体制を構築していくことが重要となってきます。

(5) 安心・安全・信頼の社会保障制度改革の推進

【持続可能な社会保障制度の確立】

1. 持続可能な社会保障制度を確立するためには、関係する労働者の処遇改善が不可欠なことから、連合「医療・福祉部門連絡会」に結集し、厚生労働省への要請やヒアリング等を行いながら、人員確保や処遇改善、医療・介護サービスの質の

向上にむけて取り組みました。コロナ禍を経て、ようやく対面参加が基本となった「医療・介護フェス」、また産別間交流による医薬品・医療機器製造見学などにも積極的に参加しており、今後もより広範な連帯や社会的なアピールを意識した運動の構築が求められます。

2. 2024年度政府予算における地方のことも・子育て政策においては、地方単独事業に対して1,000億円が増額され、地方独自の取り組みを促す施策がとられました。社会保障に関する地方単独事業の拡充は、この間、政府予算要請行動において、強く求めてきたものです。社会保険制度に負担を求める財源確保のあり方については問題がありますが、地方の独自性を意識した財源措置については、今後も継続されるよう取り組む必要があります。

【公的年金制度の改革にむけた取り組み】

3. 連合は「社会保障構想」の見直しとして、働き方に中立的な社会保険制度等のあり方を基本に、公的年金制度の改革として第3号被保険者の見直しを提起しています。今後、各産別に対して組織的な討議が求められることから、政策担当者会議などを配置しながら、自治労としての考え方について検討を進める必要があります。

【日本版DBSの導入・法制化における対応】

4. 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（日本版DBS法）が成立しました。子どもへの暴力は断じて許されるものではありません。しかし、性犯罪歴がある者に加え、性犯罪歴がない者でも「性加害のおそれ」があると認められる場合、事業者には配置転換等の安全確保措置が義務付けられています。この措置については、情報開示に等しい配置転換となり得ること、また労

働者の雇用や「職業選択の自由」などの権利を侵害する可能性があります。法律の具体的運用はガイドラインに委ねられることから、必要な労働者保護の観点から、必要な労働者保護の観点を欠かさないう、引き続き、連合と連携して対策する必要があります。

【医療提供体制の確保】

- 2024年2月に地域医療セミナーを開催し、アフターコロナの自治体病院経営、医療現場におけるデジタル技術について情報共有しました。また、タスク・シフト/シェア、公立病院の再編統合、医療職場における労基法遵守について各分科会で学習し、持続可能な医療提供体制の確立に必要な対応について情報共有しました。引き続き医療職場における課題の解消にむけた取り組みを進めていくことが必要です。
- 医師の働き方改革を受け、タスク・シフト/シェアが現場において適切に進められるよう、看護問題対策委員会を中心にモデル要求書を作成し、県本部・単組に周知しました。また2023年11月には日本看護協会と意見交換を行い、医療職場の労働者全体の賃金・労働環境の改善にむけて協力していくことを確認しました。引き続き、関係する諸団体とも連携しながら、取り組みを進める必要があります。
- 地域医療再編対策本部は「公立病院の再編統合、経営形態の変更に対するポイント」を作成・発信し、病院の再編統合に直面したときの対策・対応について周知しました。この「ポイント」を活用し、県本部・単組の支援につなげていくことが必要です。

8. 衛生医療評議会実施の組合員アンケート調査結果について記者発表を行い、医療労働者の実態と課題を訴えました。調査内容については国会議員へも説明し、国会での発言につなげました。引き続きアンケートを継続し、問題の把握と改善にむけた取り組みを進めていくことが必要です。

9. レベルアップ講座を4回にわたりウェブで開催し、賃金・労働条件、病院の経営状況把握などについて情報共有・周知しました。今後も情勢や組合員ニーズに応じたテーマを設定し実施していく必要があります。

【地域保健の推進と公衆衛生体制の確立】

10. 2023年12月に地域保健・精神保健セミナーを開催し、コロナ禍を経験した上での保健所・地方衛生研究所の役割と現場の課題について、情報共有・交換を行いました。現場では保健師や研究職などの人員不足をはじめ、職種間の連携、人材育成などが問題となっており、新興感染症に備えた体制強化が求められています。引き続き、公衆衛生に関わる職場における課題を整理し、取り組みを進めていくことが必要です。

【社会保障分野における労働者の人材確保、労働条件・環境改善】

11. 2024年度の診療報酬改定に際し、2023年10月に要請行動を行い、改定の内容が公的病院の経営の安定化、人員確保と処遇改善につながる内容となるよう要請しました。

12. 看護補助者の処遇改善事業と、診療報

酬改定による賃上げについて、積極的に情報収集と発信を行うとともに、評議会の賃上げ方針とモデル要求書の作成・配布、ウェブ学習会の実施に取り組みました。これらの取り組みにより、賃上げ交渉を実施した単組数は増加したと考えられます。引き続き、現場に必要な情報発信を行うことが求められます。

13. 報酬改定などで賃上げが措置されたものの、医療現場の賃金水準は低位に置かれたままです。引き続き、医療現場の処遇改善を求めていくことが必要です。

【介護・障害福祉サービス】

14. 2023年10月に全国介護・地域福祉集会を対面形式で開催し、2024年度介護保険制度改正、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定にむけた課題を共有するとともに、介護・障害福祉サービス労働者の処遇改善や人員確保にむけ、取り組み強化を意思統一しました。また、厚生労働省に対し、介護保険制度の負担と給付、処遇改善と人員確保などの課題について要請を行いました。引き続き、次期制度改正や報酬改定、処遇改善にむけた議論に現場の課題意識を反映させるよう連合と連携し省庁対策などに取り組む必要があります。

【子ども・子育て支援の強化】

15. 2024年4月より3歳児と4・5歳児の最低基準の改正が行われました。これは、この間、現場の実態を集約しながら保育士配置の最低基準の見直しを訴え、取り組みを継続してきた成果といえます。今後は、「当面の間、従前の基準により運

営することを妨げない」とした経過措置に明確な期限を求め、公立保育所に率先して最低基準を順守させる取り組みを強めていく必要があります。

16. 「子ども・子育て支援法」の改正により2026年度から施行される「乳児等の支援給付（こども誰でも通園制度）」について、この間、「人員確保を伴わない制度実施は保育制度の質の低下を招くことから、職員配置改善・人員確保策とセットで行うこと」を中心にこども家庭庁に対し要請・意見交換を行ってきました。引き続き、2026年度の施行にむけて、試行的事業を行っている各自治体の実施状況から課題を洗い出し、具体的な制度設計に反映させる取り組みを進めていく必要があります。
17. 放課後児童クラブについては、放課後児童健全育成事業が拡充され、常勤職員配置の補助基準額が創設されました。今後は各職場の補助金の活用や、雇用実態をあきらかにしつつ、引き続き、支援員の処遇改善と正規職員の配置を求めて取り組んでいく必要があります。

【児童虐待防止対策および困難な問題を抱える女性への支援の強化】

18. 2024年4月から市町村・都道府県の体制強化を目的とした「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行されています。市町村に対しては、こども家庭センターの設置、地域子育て相談機関の整備などを求められ、都道府県については、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業などが新設されました。改正法の施行による新たな施策は多岐にわたって

おり、業務増に見合った人員確保をはじめとする処遇改善について、2024年2月にこども家庭庁に対し、要請行動を行いました。今後とも、各自治体の施行による現場の課題を把握するとともに継続した省庁対策等を行っていく必要があります。

【貧困の解消と格差の是正にむけた取り組み】

19. 改正生活困窮者自立支援法および生活保護法に関わる現場の課題について、2024年2月の要請行動や「くらしとこどもの福祉を考える全国集会」の場で、厚生労働省に対し要求・意見交換するなど、生活保護制度や生活困窮者自立支援施策の一層の充実を求めて取り組んできました。また、国会審議では連合と連携し取り組み、人員確保や処遇改善に関する附帯決議の採択に結び付けてきました。引き続き、法施行にむけ人員確保や処遇改善の取り組みを強める必要があります。

【障害者差別のない社会の実現】

20. 2024年4月から自治体の法定雇用率が2.8%（教育委員会は2.7%）に引き上げられ、これまで国・自治体に義務付けられていた合理的配慮が、民間事業者にも義務付けられました。この間、2023年10月には総務省と厚生労働省に対し、障害者雇用の促進や労働環境の整備、合理的配慮の確保などについて要請を行い、2023年12月には自治労障労連総会を開催し、合理的配慮を中心に現場実態を集約してきました。引き続き、地方自治体が民間事業者に率先して取り組みを進めるよう運動を進めるとともに、要請行動を

中心に省庁対策を強化する必要があるあります。

(6) 持続可能な環境社会の実現と脱原発の推進

【脱原発社会の実現】

1. 2024年1月1日に発生した能登半島地震では、北陸電力・志賀原発敷地内外で施設被害が発生するとともに、3メートルの津波が到達するなど多くの影響がみられました。地震によって、道路の寸断が相次ぎ、万が一、地震と原発事故の複合災害になれば、住民避難や事故対応などが難しい状況となり、甚大な被害となりかねないとの懸念が広がりました。改めて、断層が集中する能登半島では、再稼働より「廃炉」を求める取り組みが必要です。
2. 政府は、原発回帰政策を強めていることから、自治労は「9・18ワタシのミライ ～No Nukes & No Fossil～」(従来のさようなら原発集会にあたる集会)、「3・20さようなら原発全国集会」に結集し、再生可能エネルギーを中心とした政策転換を求めてきました。一方、政府は原発政策・核燃サイクル推進のため、高レベル放射性廃棄物の最終処分場や使用済み燃料の中間貯蔵施設の設置にむけて自治体や電力会社への働きかけを強めており、さらに警戒が必要です。

【東京電力福島第一原発事故に対する対応】

3. 東京電力福島第一原子力発電所では、ALPS処理水の海洋放出が2023年8月24日から始まり、2024年7月16日には7回目の放出が行われました。海洋放出は長期に渡る環境影響評価結果はなく、処

理水の放出が海洋の生態系にどういった影響を与えるのかは未知数です。また、処理水には、トリチウムだけでなく60種を超える核種があることに加えて、中には半減期の長いものも含まれることから、安易な海洋放出は危険です。自治労は、2024年1～3月に「『ALPS処理水』の海洋放出を直ちに停止することを求める署名」に取り組み、経済産業省に提出してきました。地元の了解がないままのALPS処理水海洋放出を許さない取り組みを強化していく必要があります。

4. 東日本大震災の被災地である福島県では、2024年5月現在で、県内に5,908人、県外に20,046人、避難先不明5人の合計25,959人の方々が、今なお長期の避難生活を余儀なくされています。原発震災から13年目を迎えた現在でも、避難などに伴う心労が被害者を苦しめているのが現状です。帰還困難区域での避難指示解除が進む中、住宅支援などの補償が打ち切られ、避難者は避難し続けるか帰還するかのかの厳しい選択を迫られています。引き続き原水禁や平和フォーラムに結集し、原発事故被害者と連帯して、補償の継続、生活の確保を求めなくてはなりません。

【環境自治体づくりの取り組み】

5. 地球温暖化が進む中、日本でも温室効果ガス排出の「2030年46%削減(2013年度比)」「2050年カーボンニュートラル」を目標に、さまざまな取り組みが進めら

れています。連合が提案する「エコライフ」については自治労としても全国に継続的な協力を呼びかけています。引き続き、自治体関連施設や職場の省エネや節電に取り組むとともに、自治体の環境政策に労働組合の意見を反映させるなど、より積極的な行動が求められています。

【環境保全・資源循環型廃棄物行政の確立】

6. 循環型社会形成推進基本法を軸とし、資源有効利用促進法や廃棄物処理法などにより、循環型社会の構築にむけた取り組みが進められ、2015年度までは最終処分量が大幅に減少したものの、2016年度以降は横ばいとなっており、取り組みを強化していくことが求められています。しかし、各種リサイクル制度では、自治体財政負担の増加や人員不足が大きな課題であり、中央環境審議会などで意見反映を行ってきました。さらに「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたものの、多くの自治体が導入に至っていない実態などを踏まえ、引き続き、環境省に対し自治体の財

政負担の軽減にむけた財政支援や適切な人員配置に基づく持続可能な制度構築を求めていかななくてはなりません。

7. 廃棄物の安定的な処理にむけ、ごみ処理施設は重要な役割を果たしていますが、全国の多くの施設は、ダイオキシン対策に伴い、一斉に建て替えが実施され、更新時期が重なっています。一方、環境省はごみ処理の広域化・集約化を掲げていますが、過度な広域化・集約化は災害時における安定的な処理に支障をきたすことが能登半島地震で明確になりました。今後、環境省に対し、ごみ処理施設のあり方や円滑な建て替え更新にむけた予算措置を求めていかなければなりません。

【健全な水循環と食をめぐる課題への取り組み】

8. 自治労水週間では、地域アピール行動として駅頭行動の実施など、各県本部でビラ配布行動など地域に開かれた参加型運動を通じて環境保全をはかる運動を推進しました。引き続き、健全な水循環の確立にむけた取り組みが重要です。

(7) 憲法を守り平和を確立する運動の推進

【憲法改悪を阻止する取り組み】

1. 自民党を中心とする改憲勢力が推し進める「憲法改正」を阻止するため、中央・地方で平和フォーラムや「戦争をさせない1000人委員会」に結集し、国会議員会館前・国会議事堂前19日行動や平和フォーラムと立憲フォーラム共催による院内集会、全国各地での改憲阻止を求める集会に参加してきました。また、「憲

法理念の実現をめざす第60回護憲大会」や「武力で平和はつぐれない！ とりもどそう憲法いかす政治を2024憲法大集会」に参加し、憲法改悪の危険性、憲法理念の共有化をはかりました。引き続き、中央・地方において、広く世論喚起に努めながら、改憲阻止のたたかいを追求する必要があります。

2. 国会では、改憲勢力が衆・参の憲法審

査会の開催を強行し、とくに衆院・憲法審では感染症の拡大や災害などの非常時、世界情勢などを口実に、緊急事態時の衆議院の議員任期延長を憲法に盛り込むことを主張しています。

一方、参院・憲法審では、与野党とも憲法第54条に定める参議院の「緊急集会」を重視しており、とくに公明党は同規定で緊急時の対応は可能であるとして議員任期の延長は不要との考えを示すなど、改憲派内部ですら主張が食い違っているのが現状です。それでも衆院・憲法審の改憲勢力は、議員任期の延長は国会議員の権力乱用の恐れがあるとして反対の立場である立憲民主党の姿勢を批判し、具体的な条文案の起草作業を迫っており、憲法を改正すること自体が目的化していると指摘せざるを得ません。

自治労は、平和フォーラムに結集し、連携できる国会議員への対策や国会傍聴行動を行いながら、議論を注視してきました。引き続き、議論も不十分で合意形成もなきまま強行に推し進められることがないように、改憲阻止の取り組みを強化していかなければなりません。

【平和をつくる取り組み】

3. 4月10日に行われた岸田首相とバイデン大統領との日米首脳会談では、日本を米国のグローバル・パートナーと位置付け、米国と自衛隊の「指揮統制」やGDP 2%への軍事費拡大、武器技術開発の協力など、2022年12月に閣議決定された「安保関連3文書」で示されている方針を具体化させ、日米軍事態勢をより緊密化することが強調されています。また日

本は、米英豪の軍事同盟＝AUKUS（オーカス）やNATO（北大西洋条約機構）など多国間軍事同盟に同調する動きを強めています。これらは東アジアの安全保障環境を悪化させ、軍拡競争や偶発的な衝突の危険性を増大させる危険をはらんでいます。引き続き、平和フォーラムに結集して、日中関係改善と東アジアの平和にむけた取り組みを続けなくてはなりません。

4. 沖縄の辺野古新基地建設をめぐるのは、国の代執行により、軟弱地盤の埋め立て工事が進められています。代執行裁判は最高裁に沖縄県が上訴していましたが、最高裁は不受理として、福岡高裁判決が確定しました。国は代執行以外の解決の努力を行っていないにもかかわらず国が地方自治体に対して強権的関与ができることを事実上認めたもので、対等・平等である国と地方自治体の関係を壊す不当な司法判断と言わざるを得ません。自治労は平和フォーラムが呼びかける団体署名「辺野古代執行訴訟での公正・中立な立場で実質審理を求める要請書」の取り組みに協力し、最高裁に全体で2,633筆を提出し、抗議の意思を示しました。引き続き辺野古新基地建設阻止にむけ、平和フォーラムなどと連携して取り組む必要があります。

【非人道的兵器廃絶の取り組み】

5. この間、アメリカにおいて、政府高官が広島や長崎での原爆投下を改めて肯定したり、連邦議会議員が広島・長崎での原爆投下を引き合いにパレスチナ・ガザ地区での核兵器使用を主張したりと、極

めて問題な発言が続く中、岸田首相や上川外相をはじめとする日本政府は、明確に抗議の意思を示していません。岸田首相は、ことあるごとに被爆地広島の選出議員であることをアピールしながらも、戦争被爆国の政府首脳として果たすべき役割、すなわち核抑止論に立ちむかい、核兵器廃絶にむけた具体的な行動をとっているとはいえません。引き続き、日本政府に対し「核兵器禁止条約」への署名・批准と、被爆国として核兵器廃絶にむけた積極的な役割を果たすよう求めていく必要があります。

6. 全国被爆二世団体連絡協議会総会が2月に広島で開催され、被爆二世を取り巻く状況を共有しました。総会終了後には、自治労原爆被害者連絡協議会の幹事会を開催し、原爆症認定問題や「被爆体験者」問題、被爆二世・三世問題など被爆者援護の拡充、被爆者の高齢化に伴う被爆体験の継承問題、放射線影響研究所の整備・拡充の課題などの取り組みを確認しました。原水禁、全国被爆二世協と連携して、被爆二世に対する援護法の適用実現にむけた取り組みが求められています。

(8) 人権を守り共生社会を実現する取り組み

【人権基準を確立する取り組み】

1. すべての差別の撤廃にむけた包括的な法規制を求めて、連合や部落解放同盟・反差別運動団体などとともに、人権侵害救済法の制定を求めてきましたが、いまだ制定されていない状況です。5月23日に開催された「部落解放・人権政策確立要求第1次中央集会」では、国内人権委員会の設置を含む人権侵害救済制度を早急に確立する取り組みを確認しました。引き続き、人権侵害救済法の制定の取り組みを継続するとともに、人権を確立する取り組みを強化する必要があります。
2. 6月14日、「技能実習」に代わる「育成就労」創設などを盛り込んだ改正入管難民法が成立しました。改正法では、永住資格を持つ外国人が税金や社会保険料を故意に滞納した場合に永住許可を取り消す内容が含まれています。こうした規定は、外国人住民の生活基盤自体を奪う

もので、外国人住民の尊厳を軽視し、不安定に陥れるものであり断じて容認できません。また新たに設けられた「育成就労制度」は、労働者の権利は依然として制約されたままで国際的な人権基準からは著しく逸脱しています。日本で社会の一員として生活していこうと決めた外国人が安定、安心してくらせるよう「永住者」資格の取り消しの導入の撤廃と、基本的な権利と労使対等の原則に基づいた人権保障がされた制度の創設により、多文化共生社会を実現する必要があります。

【部落解放・差別撤廃の取り組み】

3. 5月24日に開催された「狭山事件の再審を求める市民集会」に結集し、部落差別解消推進法の具体化や狭山事件の再審実現のための決意を確認しました。とくに、「袴田事件」で死刑が確定した袴田巖さんの再審（やり直し裁判）が5月22

日に行われるなど、狭山事件に対する再審の機運も高まっています。引き続き、部落解放中央共闘や連合とともに、狭山事件の真相を広く訴える活動を進め、狭

山事件の再審の実現と、部落差別解消にむけて各地域・職場で取り組みを強める必要があります。

(9) 政策実現にむけた政治活動の推進

【政治活動に関する自治労の基本的立場】

1. 政権交代をめざし、改めて「中道・リベラル」勢力の結集と拡大にむけ、自治労として一層の努力が求められています。
2. 新自由主義、新保守主義的な政策を進める勢力が国会の多数派を占めている限り、自治労のめざす社会や政策の実現は極めて厳しい状況にあります。そのため立憲民主党をはじめとしたリベラル勢力に加え、公共サービスの再構築、サービス従事者の処遇改善、社会的公正の確立を重視する政党・政治家との連携・協力が引き続き必要です。

【政策実現にむけた政治活動の強化】

3. 「全日本分権自治フォーラム」については、国会議員を中心とする政策研究会（座長：片山善博大正大学教授）に、自治労としても積極的に参加してきました。2024年3月に開催された研究会では、第33次地方制度調査会より出された答申に基づく、地方自治法改正案や能登半島地震からの復旧・復興に関わる自治体のとるべき対応など、「地方自治のあるべき姿」について議論が行われました。現在の会員は、立憲民主党・国民民主党・社会民主党を中心に、衆議院議員79人・参議院議員40人（2024年6月現在）となっています。引き続き、参加議員の拡大に

協力するとともに、研究会での議論参加を通じて、幅広い議員との連携を強化することが重要です。

4. 公営競技政策議員懇談会や消防政策議員懇談会、地方自治における公共交通のあり方を考える議員懇談会などを通じて、個別課題の解消にむけて取り組みを進めてきました。自治労の政策を実現するためには、幅広い議員から理解を得る必要があることから、引き続き懇談会参加国会議員の拡大と、各種議員懇談会の開催が求められます。

【自治労協力国会議員との連携】

5. 臨時国会や通常国会の開催時に、自治労協力国会議員団会議を開催して、国会対応について議員との意思一致をはかりました。また、総務委員会・内閣委員会や厚生労働委員会等に所属する組織内議員とは個別に、各種法案対策や委員会質問などについて連携をはかりました。引き続き、組織内議員や政策協力議員に加え、総務・内閣・厚生労働委員会を中心に、協力政党の国会議員との連携を広げていくことが重要です。
6. とくに、この間の国会では、組織内議員や政策協力議員をはじめ、協力政党の国会議員に対し、関係評議会と連携し自治体現場等の実態について、時機を逸す

ることなく説明し、課題の克服に取り組みました。今後も継続して、現場の実態と課題を国政に伝えていくことが必要です。

【政治活動に対する認識の共有化と担い手の育成・確保】

7. 2019年、2022年の参議院選挙に関する組合員アンケート調査では、若年層を中心に組合による政治活動に否定的な意識を持つ組合員が増え続けていることが明らかとなっています。この実態を放置せず、労働組合の必要性や政治活動の意義等の共有化に取り組む必要があります。とりわけ、組織内議員の必要性や選挙闘争の重要性について、本部・県本部・単組が連携し対策する必要があります。
8. 政治活動については、県本部間で取り組みに格差があることから、各級選挙闘争を強化するため、県本部担当者会議などを通じて、取り組みの底上げが求められます。

【地域における政治活動と自治体議員連合の取り組み】

9. 自治体議員連合では、協力議員の研修と交流の場として、全国学習会を開催してきました。2023年8月には函館で総会とあわせて開催し、2024年5月には岸まきこ参議院議員からの国政報告や自治労の各種課題について講演を受け議論を深めました。今後も、国政における制度政策の課題と地方自治の現場における課題について、情報提供に努めることが必要です。

10. 2023年4月に統一自治体選挙があり、自治体議員連合の会員数は若干減少し、442人（2024年5月現在）となっています。「1自治体1協力議員」をめざし、自治体職員が置かれた立場や、自治労の自治体政策を理解し連携できる首長・議員を確保・拡大するため、各級選挙闘争を強化する必要があります。

11. 自治体議員連合をはじめ、各議員との日常的な対話を進めることで議会対策を強化し、政策実現をはかることが必要です。

【国政選挙への対応】

12. 2023年末から自民党派閥の政治資金パーティー裏金事件等により、岸田政権や自民党の支持率が下落する中で、2024年4月に行われた3つの衆院補欠選挙では、立憲民主党の候補者が議席を獲得する結果となりました。この結果を次期衆院選や参院選につなげなければなりません。現時点で憲法審査会の状況を見ると、憲法改正が具体化する可能性などもあることから、引き続き立憲民主党をはじめとした「中道・リベラル」勢力の結集と拡大を引き続き求めていくことが必要です。

【政治課題全体に対する取り組み】

13. 県本部政治担当者会議などを通じて、先進的な県本部・単組の取り組みを共有するとともに、「政治活動の手引き」などの活用によって、政治活動の必要性、選挙制度やコンプライアンスについての理解を深める必要があります。

(10) 国際連帯の強化と国際労働運動の推進

【P S Iなどに結集した国際労働運動の推進】

1. 2023年10月にスイス・ジュネーブで開催された第31回P S I世界大会に自治労から18人（女性11人、ユース2人）が参加し、2023年－2028年の行動プログラム、規約の改正、加盟組織および執行委員会提出決議案について議論に参加しました。また「P S IにおけるL G B T＋労働者の代表性」「世界の家事労働者との連帯」「ミャンマーで続く労働者の闘いを支援する」について決議案を提出しました。採択された行動プログラムに対して東アジア小地域、アジア太平洋地域における優先課題を定め、取り組みを進めていくことが必要です。
2. 2023年11月にウェブで開催された第164回P S I世界執行委員会、2024年5月にウェブで開催された第25回P S I運営委員会および同年6月にスイス・ジュネーブで開催された第165回P S I世界執行委員会では、主に事務局体制、加盟費の検討、P S Iが寄付等を受けるドナー（団体）等について議論が行われました。P S Iの厳しい財政の下で、世界大会で採択された行動プログラムを実行していくために必要な人員の確保とスタッフの能力向上、また、世界的なインフレによる物価上昇を踏まえた加盟費の引き上げについての議論は先送りできない状況にあります。P S I－J C加盟産別、他国の意見も踏まえて慎重に判断を行う必要があります。
3. 1月にウェブで開催されたP S Iアジア太平洋地域における長期介護ネットワーク会議に参加し、介護制度のキャンペーンやディーセントワークのための取り組みについて議論を行いました。
4. 4月に台湾・台北で開催されたP S I東アジア小地域諮問委員会では、世界大会で決定された行動プログラムに対する東アジア小地域における優先課題が議論されました。会議後に提出したP S I－J Cとしての優先課題を踏まえ、アジア太平洋地域における行動計画の策定にむけて検討を進めます。
5. P S I－J Cユースネットワークが作成したワークライフバランスアンケート調査を活用して、世界大会に参加した各国の労働者のワークライフバランスについての意識調査を実施しました。集約結果も活用しながら、ユース世代のワークライフバランスの確保にむけた意識啓発に努めます。
6. 2023年12月にP S I－J Cユースネットワークセミナーにユースを中心に参加しました。世界大会に参加したユースの仲間から世界大会の報告を受けるとともに、報告を受けて取り組むべき課題を参加者で議論しました。また、ユース世代のワークライフバランスについて、参加者間で自組織の実態について共有をはかりました。今後は、学習、共有した内容を組織、職場での取り組みにつなげることが求められます。
7. 3月に実施した3・8国際女性デーの取り組みでは、P S I－J Cに結集し、

固定的な性別役割分業意識の払拭と意識の改革と理解の促進や、LGBT+を含めたジェンダー平等の推進などについて、政府、政党や国会議員への要請を行いました。労働組合が中心となって職場の課題を明らかにし、ジェンダー平等社会の実現にむけた制度や政策につなげていくことが重要です。

8. 3月22日国連「世界水の日」の取り組みではPSI-JCの一員として、2月にポスターと水の重要性を広く周知するリーフレットを作成し、水行政に関わる省庁や国会議員、連合など関係団体への啓発活動を行いました。引き続き、水の公共性を基盤に、持続可能な水道・下水道の確立が重要です。
9. 都市交評および全国一般評も参画している交運労協は、2023年9月にモロッコで発生した地震に対して、モロッコ・マラケシュの交通運輸労組の加盟する事務所の建て替え・改修への支援のため「国際連帯救援カンパ」から、ITFに対して5万円を寄付しました。

【労働組合権確立とディーセントワーク実現にむけて】

10. 消防職員の団結権をはじめとした公務員労働基本権について、2023年10月に開催された連合主催によるシンポジウムに参加しました。2020年に消防職員に対して団結権が付与された韓国の公務員組合、全消協のパネリストが登壇し新型コロナウイルス感染症における消防職員による救急業務の実態について議論を行いました。
11. 公務員の労働基本権の回復および消防

職員や刑事施設職員への団結権付与について、6月に開催された第112回ILO総会の基準適用委員会において、2018年以来6年ぶりに日本の公務員の労働基本権問題が個別審査に付されました。連合代表団の一員として石上委員長が参加し、当事国の労働者代表としてスピーチを行い、日本政府が2018年の議長集約に対して真摯に向き合っていないことを指摘しました。基準適用委員会の議長集約（結論）において、改めて日本政府に対し2024年9月1日までに専門家委員会に対して報告書を提出することが要請されたことから、引き続き、政府に対して真摯な議論と実効性のある対応を求めていきます。

【国際協力・支援活動の強化】

12. 国際連帯救援カンパは、2023年度は44,224,527円を集約しました。自治労が設立したNGOエファジャパンをはじめ、各種国際協力団体などへの活動支援の資金源として、引き続きその意義を組合員に訴えると同時に、具体的な活動への参加を促す機会の提供に取り組みます。
13. エファジャパンを通じたラオスおよびカンボジアの支援事業は、2地連・4県本部で展開されています。組合員個人、県本部・単組がより参画できる国際貢献活動が求められています。2024年がエファジャパン設立20周年であることも踏まえ、改めて、組合員をはじめとした市民に対して幅広くエファジャパンの理念を理解・支持いただけるようサポートします。
14. 人権や平和、移住労働、地球環境保全

などに取り組む国際NGOのアムネスティ・インターナショナル日本とともに、労働組合アクションリーフ『脱炭素社会の裏にある大きな犠牲～コバルト採掘による強制立ち退き～』を作成し、啓発活動を行いました。

また、日比国際児とその母親を支えるNGO団体（DAWN）を通じ、フィリピンにおける女性の移住労働者に対する虐待や搾取、人身売買に対応するための取り組みを支援しました。

15. ミャンマー国軍による市民弾圧により避難を余儀なくされている人々への緊急人道支援として、「NPO法人メータオ・クリニック支援の会」を通じて100万円を寄付しました。また、超党派の国会議員が開催した「ミャンマーに民主体制と平和を取り戻し、真の連邦制樹立を目指す院内集会」に参加し、3年間にわたって国民が不服従運動という形で粘り強く抵抗を行っていること等の報告を受けてきました。軍事政権による弾圧が長期化し民政移管にむけ見通しが立たない中、支援の継続と取り組みの強化が必要です。

16. 軍事政権下のミャンマーからタイの国境地帯に避難した難民の子どもたちの教育の場としてつくられた「パラミ・ラーニング・センター」は、2021年2月のクーデター以降、弾圧から逃れてきた避難民の支援を行っています。自治労は日教組との協力の下、子どもたちの教育の場を保障するとともに、避難民への人道支援としてパラミ・ラーニング・センターへの支援を継続します。

17. ロシア軍によるウクライナ侵攻により、

ウクライナ国内外に避難を余儀なくされている人々に対し、日本チェルノブイリ連帯基金（JCF）を通じて、ウクライナ西部のウジホロド、ポーランドのクラクフ、ブルガリアのヴァルナに避難している母子達への食糧品・生活用品・学用品を配布し、心のリラックスのためのイベント等の支援事業に寄付を行いました。長引く侵攻により移り行くニーズに対応できるように、被災している人々に届く支援を継続していくことが重要です。

18. アフリカで最も長く最悪の内戦があったスーダンでは、政情不安の中、いまだに多くの人々が国内外での避難生活を強いられています。南スーダンとの国境沿いにくらす紛争で被災した子どもたちに対する教育機会の拡大、補習校の運営、教育研修、障害をもった子どもへのケア等が得られるよう、日本国際ボランティアセンター（JVC）を通じて支援しました。民族や宗教によらず、子どもたちが権利を保障され、人間らしく生きることができるよう、継続して取り組んでいくことが重要です。

19. 世界と日本国内の人権問題（アムネスティ・インターナショナル日本）、ガザ地区における女性の生計支援（パルシック）、フィリピンの路上でくらす若者の自立支援プロジェクト（ACC21）、ミャンマーの農業再建と農村振興プロジェクト（アジア社会文化交流センター）、ベトナム戦争枯葉剤爆弾被害者の困窮家庭支援（日本ベトナム平和友好連絡会議）など、連合愛のカンパを通じた支援を行いました。

【自治労の国際活動の共有化】

20. 2023年9月に韓国P S I－K Cの要請に基づき、ソウル特別市の組合員の訪日研修を受け入れました。労使関係および労働条件などに関する意見交換を行うとともに、職場環境や職員の福利厚生施設などの見学を行いました。公務員の労働基本権、とくに消防職員の団結権に関わって、引き続き韓国公務員労組と情報共有を行いながら、関係の維持をはかっていきます。
21. 定期交流を行っているシンガポール公

務員労働組合（A U P E）の代表団を3月に受け入れました。両国にとって喫緊の課題である高齢化社会における介護人材不足とそれに対する政府の施策、労働組合の取り組みについて意見交換を行いました。また、両国の温暖化対策についても課題の共有化を行い、労働組合の観点から「公正な移行」の重要性についても認識を深めました。P S Iアジア太平洋地域の有力加盟組合として、引き続き関係の維持をはかっていきます。

(11) ジェンダー平等社会実現の取り組み

【職場におけるジェンダー平等の推進】

1. ジェンダー平等社会の実現にむけ、あらゆる機会に要求・交渉を行う通年闘争としてジェンダー平等推進を位置付けながら、6月を「ジェンダー平等推進集中月間」に設定し、各種要請行動、組合学習会の開催などに取り組んできました。本部は、総務省、内閣府、厚生労働省、全国知事会、市長会、町村会に要請書を提出し、①男性職員の育児休暇等の取得にむけた環境整備、②不妊治療休暇を取得しやすい環境整備や制度推進の支援、③あらゆるハラスメント防止の施策推進、④L G B T Q +当事者がくらしやすく、働きやすい社会の実現などの重点項目について要請しました。
2. 単組・県本部については、春闘期の職場の声に基づいた要求行動をスタートに、ジェンダー平等の課題解決にむけ17県本部で学習会・セミナーを開催し、男性の育休取得推進やL G B T Q +の課題など

をテーマに設定して行いました。今後も通年闘争として取り組みを進めることが重要です。

3. 職場におけるジェンダー平等の課題は、引き続き山積しています。地方公務員管理職（本庁課長相当職以上）の男女の割合には、いまだに大きな差があります。「男性は仕事、女性は家事・育児・介護」といったアンコンシャスバイアス、固定的な性的役割分担や長時間労働を前提にした日本型労働慣行の見直しが必要で、すべての人が働きやすい職場となるようワークライフバランスの実現が求められます。
4. 2024年5月公表の厚生労働省「職場のハラスメントに関する実態調査」で、職場におけるさまざまなハラスメントが引き続き大きな課題であることが報告されています。ハラスメントが原因で仕事や人間関係がうまくいかず心身に不調が生じ、結果として休職や退職に至ることも

あり、公共サービスの職場においてもセクハラ、マタハラをはじめとするすべてのハラスメントの一掃に取り組むことが重要です。

5. すべての人が子育てや介護などを担い、参加することが当たり前となるよう「Let's challenge 地方公務員のための両立支援ガイドブック」を改訂し、「Let's join 地方公務員のための両立支援ガイドブック」を製作しました。仕事と家庭の両立支援のためのさらなる取り組みが求められます。

【ジェンダー平等による自治労運動の推進】

6. 「2024年度自治労ジェンダー平等推進県本部代表者会議」を2024年3月6日に開催し、自治労が取り組むジェンダー平等の課題を議論するとともに、2024ジェンダー平等推進闘争の具体的取り組みについて確認しました。また、LGBT法連合会事務局長の神谷悠一さんによるLGBTQ+/SOGIに関する研修を行い、LGBTQ+に関わる現在の課題解決のための留意点を学びました。その内容を6月の「ジェンダー平等推進集中月間」で活用すべく動画編集の上、アーカイブ配信を行いました。

7. 第97回定期大会で確認された「自治労ジェンダー平等推進計画」では、達成すべき目標として機関会議や執行部体制など組合運動への女性参画30%の数値目標を掲げています。これに基づき2024年5月に開催した自治労第166回中央委員会での女性中央委員の参加要請率を変更しましたが参加率は25.5%であり、いまだ目標達成には至っていません。今後も運動に多くの女性が参画し、活性化をはかっていくため自治労の各組織において引き続き取り組みを推進することが求められます。

8. LGBTQ+に関する取り組みも労働組合や社会の大きな課題となっています。LGBTQ+当事者団体による助言を受けながら、自治労における課題解決にむけ「自治労SOGI（性的指向・性自認）に関する対応指針」を策定しました。LGBTQ+当事者の人権を守り、ハラスメントなどの課題解決への取り組みの強化が必要です。
9. ジェンダー平等はすべての人が向き合ふべきテーマであり、多くの人が参画しやすいよう組合活動のさまざまな場面においてジェンダー平等を意識して取り組むことが重要です。

(12) 運動の強化と持続可能な組織づくり

① 組織強化・拡大にむけた取り組み

【組織強化・拡大のための体制づくり】

1. 第97回定期大会で確認された第6次組織強化・拡大のための推進計画（以下：第6次組強計画）において中心的課題と

した「単組の強化・底上げと組織率の向上」にむけ、単組と県本部、県本部と本部の連携強化策の拡充をはかってきました。

本部は、県本部ごとの担当中執配置を改編し、個別の担当業務を超えて県本部との日常的な関係構築をめざすとともに、組織的課題を抱える県本部に関しては役職員の複数配置による支援強化を行ってきました。しかし、具体的支援や役職員間での課題の共有・意思統一については、十分なものとはなっていません。したがって、担当制の運用について再検討する必要があります。

2. 組強委員会においては、①第6次組強計画の実効性の確保のための進捗管理と後期にむけた課題の整理、②運動と本部・県本部の機能・体制のあり方と産別財政確立のための方向性について、長計・財政両部会も含めて議論をしてきました。

各委員からの報告によれば、「単組活動 底上げシート」については、活用が徐々に広まりつつあります。同時に、県本部組織集会等でのグループワークの素材として、あるいは、県本部が実情にあわせて独自にカスタマイズし、単組の課題・取り組み目標の明確化、県本部による単組状況の把握・サポートなどに活用している事例もあります。こうした事例について共有をはかり、第6次組強計画の推進を組織全体として取り組んでいかなければなりません。

3. 運動・体制と組合費水準に関する議論は、本部・組強委員会ともに統一した方向性は示せていません。そのため、組強委員会での議論と並行し、本部としての考え方を明確化するため、総合改革PTを改編し（P）、具体的な改革実施案の検討を開始したところです。第6次組強

計画のスケジュール上、2025年定期大会において組織討議案を示すこととしていることから、議論を加速していく必要があります。

4. ①各県本部における単組との連携強化策など、組強計画の進捗、②新規採用者や高年齢層職員の組合加入の現状と取り組み、③競合を抱える単組の実態と対策、④単組・組合員の脱退対策、などに関する課題や具体的好事例の共有をはかるため、県本部組織担当者会議を3ブロックに分けて開催しました。

また、会議の1ヵ月前には、全県本部に対する個別ヒアリングをウェブで実施し、各取り組み状況を把握しました。

脱退防止・未加入者対策の強化を含め、各県状況や抱える課題は相違点も少なくないことから、今後は、全国レベルでの会議だけではなく、少人数での双方向協議も重視し、取り組みの深化をめざしていく必要があります。

5. 県本部に対して提出を求めている「組織拡大行動計画・総括」（年1回）および「組織拡大チーム報告」（3ヵ月に1度）については、県本部の負担を軽減しつつ第6次組強計画に沿ったものとするため、「強化・拡大のための行動計画」に見直しました。

各県本部における組織強化・拡大体制については、前組強計画に基づき、「組織拡大行動委員会」「行動チーム」などを設置し、対応してきています。しかし、委員会としての動きは、全般的に活発とはいえない状況にあります。また、単組オルグの頻度・内容や単組課題の把握については、県本部の役職員人数に限りが

ある中で、対応に苦慮している県本部も少なくありません。

そのため、改めて位置付けや取り組み内容の明確化・具体化をはかっていくこととあわせ、これまでの取り組みに新たな工夫を加えながら、重点単組の指定や共済県支部との連携などを模索していくことが求められています。

6. この間、解散・脱退する組合数が新規加盟の組合数を上回っており、結果として自治労組合員数の減少に歯止めをかけることができていません。単組活動の強化や底上げをはかるべく、第6次組強計画を自治労全体で確実に実践していくことが重要です。
7. 県本部に配置されている組織拡大専門員については、2024年4月からの定年延長を踏まえ、60歳以上の再雇用組織拡大専門員の名称をエキスパート組織拡大専門員へと変更しました。現在45県本部1社保労連に50人（加配2人、エキスパート7人含）配置されています。

本部は新任組織拡大専門員に対する研修を実施するとともに、育成と経験交流を目的とする産別オルグ団会議を実施し、スキルの向上をはかってきました。県本部は、組織拡大専門員を配置する趣旨や意義を改めて確認し、組織強化・拡大にむけて組織拡大専門員の力を十分に活用していくことが必要です。
8. 新規採用者などの組織強化・拡大について、関係評議会・横断組織と組織拡大担当者が情報共有・連携し、具体的な取り組みを推進することを目的に組織拡大行動委員会を設置して3回開催しました。

改めて、関係評議会・横断組織職場で

の新規採用者と非正規労働者の組織化の前進にむけて運動を展開していくことが必要です。

【次代の担い手育成と教育体制の強化】

9. 県本部・単組役職員の研修の場として、2024年7月、第55期中央労働学校を開催しました。労働学校では参加型のワークショップにより労働組合の意義、役割や組合運営のあり方等について議論をする中で、社会的課題や組合運動の現状分析、解決にむけた手法を探索するなど課題解決のため自ら考え、受講した仲間との意見交換が進むよう意識しています。全国の仲間たちとの交流や学びを通じて、県本部・単組の人材育成や地域を越えたネットワークの形成、運動の活性化に結び付くよう、教育機能の強化に取り組むことが必要です。
10. 各県における運動の担い手育成について、県本部労働学校を中心とした教育研修の役割が重要となります。本部に対しては引き続き講師紹介の要望が多くあり、県本部等からの講演や学習会の依頼に対応すべく、産別ネット・じちろうネット内の教育研修ポータルに掲載している自治労本部や外部の講師リストのさらなる充実が求められます。また、同ポータル内にある教材ビデオの更新や具体的な内容紹介を加えるなど、より活用しやすいサイトの整備を進めています。県本部の教育研修活動の強化にむけ、引き続き研修内容や運営方法に関する情報提供や相談を行うなどの支援が求められます。
11. 「人材育成プログラム」の策定は、第5次組強計画から引き続く課題です。こ

の間、新採の組合加入等個別課題に沿って単組役員むけ学習ツールの作成などには取り組んできましたが、産別としての教育研修制度の見直しには至っていません。県本部役職員や単組役員だけではなく、本部役職員のスキルアップも含め、産別機能の強化にむけた議論が求められています。

【新規採用職員の組合加入】

12. 新規採用職員の組合加入は、組合員利益の最大化をはかるために欠かすことのできない課題であることから、第6次組強計画における単組のステップおよび「底上げシート」項目に設定しました。同時に、組織担当者会議等においては、プレゼンテーション素材の提供や県本部・単組における取り組み事例の共有をはかってきました。
13. しかし、新採加入率調査においては、2021年61.0%、2022年60.2%、2023年57.2%と下降傾向にあり、2024年6月1日時点でも●%と歯止めがかけられていません。また、2年に1度実施している組織基本調査（基準日6月30日）でも、2017年65.9%、2019年62.5%だったのに対し、2021年には58.8%と6割を切り、2023年では55.3%とさらに低下しました。とくに大規模単組での加入実績が厳しい状況が続いています。
14. 加入率の低下は、運動の維持・発展に関わる自治労全体の課題であることを、単組・県本部とともに共有しながら、単組実情に寄り添った支援のあり方や組合説明会とその後の個別対応、企画段階からの若手組合員の参画など、新たな工夫

をしていくことが求められています。

15. あわせて、安心して働き続けるためのセーフティネットとして、組合加入と同時の団体生命共済加入を引き続き追求していくことが必要です。

【高年齢層職員の組合加入】

16. 再任用職員を含めた高年齢層職員の組合加入については、役職定年の初年度にあたる2024年4月までの取り組みが、以降の組織化に大きな影響を与えることを踏まえ、組織的重要課題と位置付けてきました。
17. 2024年6月1日時点での加入率調査によると、県本部の明確な取り組み方針の徹底と単組の地道な取り組みによって対象者の大多数加入を果たした県がある一方で、単組が高年齢層職員の組合加入に消極的、あるいは県本部が状況を把握し切れていないなど、課題を残すこととなりました。

また、自治労共済の利用状況が加入率に大きな差を生じさせていることも明らかになっています。
18. 定年引き上げの制度完成時には、高年齢層職員が一定の割合を占めることとなります。そのため、本部は、引き続き好事例の収集や対応マニュアルの作成などを進め、取り組みの推進をはかっていくことが必要です。

【会計年度任用職員の組織化】

19. 「会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正を求める諸行動」の最終ステージの取り組みを通して、本部は仲間づくり実践セミナーや県本部組織強化・担当

者会議、産別オルグ団会議などで取り組みの強化を提起するとともに、地連・県本部等の学習会などに講師を派遣してきました。また会計年度任用職員制度の学習や交渉・協議のための資料等として「会計年度任用職員の手引き」を発刊しました。

20. 第16回自治労組織基本調査（2023. 6. 30 実施）によると、自治体単組のうち会計年度任用職員を組織しているのは422単組・全体の28. 2%で、組合員数ベースでは15, 924人・組織率2. 8%にとどまっています。賃金・労働条件の低い職員が職場に多数いることは、常勤職員の賃金・労働条件の下方圧力となります。会計年度任用職員を含む臨時・非常勤等職員を組織化し、賃金・労働条件を改善していくことが自治労の社会的使命であることから、すべての単組で組織化に取り組むことが必要です。
21. 本部は、会計年度任用職員の組織化についての全県ヒアリングを実施しました。その中では、「会計年度任用職員を組織化している自治体ほど4月遡及や勤勉手当の支給を勝ち取れている」と当事者の運動への参画が労働条件の改善につながったと報告された一方で、自立的な運営に苦慮しているケース、キーパーソンが退職し失速したケースなど組合の維持存続に関わる意見もありました。各県本部の実態や、規模・地域性に応じて、引き続き組織化にむけて県本部支援をしていくことが必要です。

【非正規労働者の組織化】

22. 公共民間単組をはじめとする労組法適

用単組においても非正規労働者の組織化にむけて、仲間づくり実践セミナーなどを通じて、取り組みの必要性を共有してきましたが、組織化は進みませんでした。本部が作成した「仲間づくりハンドブック」を活用しながら、未加入者への声かけや組合説明会の開催など、引き続き、非正規労働者の組織化に取り組む必要があります。

【組織競合対策の強化】

23. 第16回自治労組織基本調査によると、競合単組は40県本部196単組あることが明らかとなりました。

本部が1月の新採対策会議にあわせウェブ開催した競合単組対策意見交換交流会には20県本部39人が参加しました。交流会では、本部提起に加え、JAM（ものづくり産業労働組合）から事例報告を交えた講演を受けた後、旧全官公自治労連と全労連（自治労連・医労連）のそれぞれと組織競合している単組を対象にした2つの分科会において、討論を展開し、旧全官公自治労連の分科会では、熊本県本部・八代市職労から「現状と今後の課題」をテーマに講演を受けました。なお、八代市職労では、2024年度は15人が旧全官公自治労連から自治労に加入しました。

交流会の参加者からは、「参考になった」という意見がある一方、対面での開催や現場で実践につながるような提起の希望などの意見もありました。

競合単組対策は、数多くを占める未加入者をいかに組合に加入させるかが大変重要であり、そのためには単組活動の活

性化とその活動をきちんと伝えることが必要です。引き続き情報共有とともに、実効性のある競合対策の会議（交流会）のあり方について検討・協議を進めることが必要です。

【情報宣伝および情報ネットワークの充実・強化】

- 24. 機関紙・誌は、組合員が組合活動に触れる媒体であるとともに、直接配布することでコミュニケーションの機会が生まれる重要なツールです。印刷媒体の弱点であるコストと伝達速度の遅さを克服するため、ホームページとSNSによる発信の拡大を一層追求します。あわせて、組合員の視覚に訴え運動課題の理解に資する内容の提供を主眼に、機関紙「じちろう」と機関誌「自治労通信デジタル版」を統合するとともに、機関紙「じちろう」の体裁変更・カラー化など、抜本的リニューアルの方向性を打ち出していきます。
- 25. 情報宣伝セミナーは年2回の初級ウェブ講座と1回の対面・経験者講座を開催し、参加者の習熟度にあわせた教育体系を構築してきました。また、県本部の機関紙添削、セミナー開催助成も行い、単組・県本部で自前の情宣活動を展開できる力の養成に努めており、今後も利用促進をはかります。
- 26. 2025年には参議院選挙が行われることから、セミナー等を開催し、法令の正しい理解と適法な宣伝物の作成・活動展開について担当者の共有認識を作ることが求められます。とりわけ選挙の公示・告示後の機関紙の関連記事の取り扱いにつ

いて、公選法上の規制の正確な理解と適法な報道のあり方について認識の統一が必要です。

【社会にむけた広報活動の推進】

- 27. ホームページ、X（旧ツイッター）、Facebook、YouTube、それぞれのメディア特性を活かしながら、ウェブを通じたタイムリーな情報発信を強化してきました。とくにホームページは紙面の都合で掲載が叶わないトピックや、他メディアでの掲載情報などを豊富化した結果、掲載本数が増え、アクセス数も年々増加しています。引き続きそれぞれの媒体の特性を活かし、公共サービスの重要性や、自治労運動への理解と共感を広げるためのわかりやすく、かつ見たくなる情報発信のあり方を追求します。

ホームページ運用	2024年度 ※6月末時点	2023年度	2022年度
掲載本数	146	124	72
月間平均アクセス数	4.6万 (+0.7万)	3.9万 (+1.1万)	2.8万

- 28. 単組の活動強化を目的に情報発信を行ってきた「じちろうモバイル」は、2024年4月にホームページを入口とした組合員専用のウェブサイトとしてリニューアルしました。「いつでもそばに自治労を」をコンセプトに、機関紙にパスワードを掲載し、自治労通信デジタル版の配信や、ウェブ学習会の限定事後配信、各評議会ニュース・県本部機関紙の配信や、組合員むけ資料の情報発信の媒体として活用しています。今後も組合員の求める情報の掲載を通じ、アクセス数

の増大や日常の運動に役立つコンテンツの充実をはかります。

29. 2024年度自治労寄付講座「地方自治体と労働組合」を明治大学と沖縄大学で開講しました。県本部・単組の若手役員が講師を担うことで自らの仕事、組合活動を捉え直し自治労運動につなげていくという担い手の育成とともに、次代を担う学生に対し公共サービスの重要性や労働組合の意義・役割に関する発信に努めました。引き続き、労働教育の普及と労働組合への理解促進にむけた取り組みを進めることが重要です。

【全国消防職員協議会（全消協）との連携強化】

30. 近年、休会や脱会単協が後を絶たない状況にあり、組織強化はもとより、新規採用職員や未加入職員への声かけ、未組織消防本部へのオルグ活動の展開など、組織拡大にむけて取り組みの強化が必要です。県本部・単組は、全消協の「組織強化・拡大アクションプラン2020」も踏

まえ、全消協加盟の県消協・単協と連携して、組織強化・拡大の取り組みを進めなければなりません。

【全国展開組織の組織化】

31. 本部は「連合組織拡大プラン2030」の関連産業・取引先企業の組織化に連動し、連合本部とともに指定管理・業務委託関連会社のオルグを進めました。ピックアップした企業約70社を訪問し、うち10社以上は取締役などとの懇談を行ってきました。
32. また、県本部と連携し、地方連合とも協力しながら地元企業のオルグに取り組みました。この成果として、2024年1月5日には、福岡市水道検針員（福岡県）における「労働協約の地域的拡張適用」を成立させることができました。この取り組み成果を全体で共有しつつ、課題等を整理し、労働条件改善や組織拡大の手法として今後の対策に活かしていく必要があります。

② 各部門・横断組織の取り組み

【現業労働者の取り組み】

1. 現業評議会は人員確保を最重要課題として位置付け取り組んできました。現業・公企統一闘争を通年闘争として取り組んで以降、現業職員の新規採用者は増加し、自治労が実施した新規採用調査では2023年度について961人の新規採用を勝ち取っています。

一方、いまだ多くの自治体では現業職場の民間委託導入や退職者不補充などを

理由に新規採用抑制が推し進められ、退職者数に見合う採用が行われておらず、厳しい現状にあります。改めて、総務省交渉や組織内および政策協力議員に対する要請行動を強化し、採用抑制につながる助言を行わせないこととあわせ、第1次闘争期からすべての県本部・単組が人員確保の取り組みを強化することが必要です。

2. 現業職場において安易な民間委託が拡

大する中、自治体によっては委託先の民間事業者の破産申請等により、サービスの提供が突如ストップするなど、住民や利用者に影響を及ぼしています。日常の公共サービスの提供をはじめ、迅速な災害対応などにむけ、すでに委託先の民間事業者が担っている業務について、サービス水準の検証や財政分析を行い、課題が生じている際は、再度、直営に戻す取り組みを強化していかねばなりません。

3. 現業職場では人員不足や賃金抑制などの課題が山積し、解決にむけ現業運動の継承が重要です。あわせて次代の担い手育成が急務となっています。そのため、担い手育成連続講座や第9回現業組織集会を開催し、取り組み事例の共有や課題克服にむけた議論を深めました。

引き続き、県本部・単組の実態を踏まえつつ取り組みを強化していかなくてはなりません。

4. 「労働災害ゼロ」をめざすため職場実態に応じた取り組みにむけ、職場点検活動のてびきに新たな職場を追加し、あわせてチェックリスト項目を見直してきました。とくに職種によっては年末が繁忙期になることから、12月1日に「現業職場からの労働災害を一掃するための職場集会」を提起し、職場からの取り組みを強化してきました。引き続き、安全衛生委員会の開催や、当局責任での安全衛生対策の徹底を求めることはもとより、労働者側の意識向上にむけた運動を強化する必要があります。
5. 現業職場は職種が多岐に渡り、課題も異なることから、職種別学習会を開催し、課題の共有と解決にむけた議論を行いま

した。今後、各職種の課題を把握した上で省庁や国会対策を強化し、取り組みを強化しなければなりません。

6. 会計年度任用職員の処遇改善、組織化にむけ、三役常任幹事による各県本部現業評オログを実施し、組織化の取り組み状況や各単組の規約改正の点検を行うなど、取り組みを強化しました。引き続き、各県本部が配置している組織拡大専門員との連携をはかり、現業職場における組織化の取り組みを強化していかなくてはなりません。
7. 定年年齢が引き上げられましたが、現業職場では加齢に伴う身体機能の低下による業務への支障が懸念されるなど特有の課題があることから、部会等を通じて業務内容や働き方について議論してきました。引き続き、当局責任の下、現場実態に即した誰もが安全で安心して働き続けられる職場環境を整備していく必要があります。

【公企労働者の取り組み】

8. 国が推し進める事業の広域化や新たな官民連携方式であるウォーターPPP（管理・更新一体マネジメントの後セッションに移行する方式）は、自治体の関与が希薄となり、人材や技術力が失われ、サービスの悪化を招く恐れがあることから、強引に推し進めることのないよう関係省庁に求めてきました。引き続き、直営堅持を基本とし、持続可能な事業運営を追求するとともに、単組において、事業のあり方や経営計画の策定段階から労使協議を行うことが求められます。
9. 各地で複数の事業を一体的に束ねコン

セッション方式を検討する自治体の動きが出てきていることから、全国の状況を収集し、全国幹事会等で共有してきました。現時点において、検討されている状況はある中で、導入の意向を示している自治体はわずかにとどまっていますが、導入阻止にむけて、本部・県本部や単組が情報を共有し、連携していくことが求められます。

10. 上下水道事業では、国庫補助金や交付金の交付要件として官民連携、広域化・共同化の検討が求められています。県本部と単組は各県における協議会の議論を注視し、効率化を前提とした事業統合を検討させないよう各事業体での取り組みを強化することが求められます。
11. 能登半島地震など近年頻発する災害において、改めてライフラインの重要性が認識されていますが、ライフラインは住民の生命と財産に直結するものであり、一刻も早い復旧が求められます。そのことから、喫緊の課題である災害発生時に迅速に対応できる人員や広域的な支援を行うための人員の確保が必要であり、現業・公企統一闘争に結集し、災害発生時などを想定した必要な人員の確保を求め交渉していくことが重要です。
12. 上下水道統合や広域的事業統合における組織課題については、県本部と当該単組の課題を共有化し組織強化にむけて支援をしてきました。単組の組織強化のため、本部・県本部のさらなる関与の強化が求められます。
13. 新規採用職員100%加入にむけた取り組みを強化していくために、単組役員を担える人材づくりが重要と捉え、「さき

がけ公企塾」を開催しました。公営企業法などの法律や公企労働者が有する権利を学びつつ、組合の必要性を改めて実感してもらうことを目的にし、この間の参加者から単組役員を担う人材も徐々に増えてきています。今後も組織強化にむけて単組役員を担える人材育成を進めていかなければなりません。

14. 地方公営企業法が全部適用された職場に対して、地連・県本部と連携して評議会結成の必要性を説明して取り組んだ結果、公営企業評議会が結成されてきています。今後は、公営企業労働者の持つ権利を最大限発揮するため、通年的な闘争サイクルの確立と「要求－交渉－妥結（協約化）」の実践が求められます。

【衛生医療労働者の取り組み】

15. 本部は、地域医療再編対策本部会議を開催し、公立病院の再編統合や経営形態変更の動向について把握するとともに、当該単組が取り組みスケジュール等を計画しやすいように「公立病院の再編統合、経営形態の変更に対するポイント」を作成しました。
16. 計画が表面化した事案について、本部は県本部対策会議（11県本部）に参加し、その対策に取り組んできました。あわせて再編統合に伴う組織競合対策、未組織未加入職場での組合設立など具体的な課題に単組、県本部と連携し取り組みました。
17. 地域医療再編議論は継続しており、単組、県本部は引き続き連携し、情報収集を行うとともに、単組役員の育成と日常的な単組活動の活性化をはかり、いつで

も対応できる組織づくりが必要です。

【社会福祉労働者の取り組み】

18. 本部は、近年増加している福祉関係単組の解散や脱退を打開するため、福祉職場の単組同士の横のつながりを強める取り組みとして、社協ネットと公共民間評議会が連携した労組交流会を開催しました。また、県本部担当者の情報共有の場を設置し県本部間で単組活動の情報共有を行いました。これらの情報を活用し県本部では組織拡大の取り組みに加え既存単組の学習会や交流会の開催、単組オルグに取り組みました。
19. これらの活動により、2023年度で4社協、2024年度は2社協で新規の組合結成がありました。解散、脱退単組は近年、年間10単組を超えていましたが、2024年度は4単組と減少しました。引き続き本部、県本部は一体となって、新規の組織拡大と既存単組の組織強化、拡大の取り組みを強化していく必要があります。

【県職共闘の取り組み】

20. 県職共闘は、新規採用者の組織化を重点課題に位置付け、重点単組（静岡県職連合、兵庫県職、島根県職員連合）を指定し、現状の把握と対策についてヒアリングやオルグを実施してきました。
また、青年層役員を対象にした新採対策意見交換会を3回開催し、新規採用者100%加入を目標に各単組の取り組み事例や課題を共有し、実践にむけた工夫等について議論しました。

新採の組織化は依然厳しい状況です。とくに本庁での低迷が続いており、早急

な対策が必要です。また、役職定年者をはじめとする高年齢層職員の組織化対策も大きな課題です。しかし、支部・分会役員数の減少などから、声かけやオルグを行う体制が十分でなく、未加入者に対する取り組みが困難となっている状況も見られています。引き続き、情報共有を進めるとともに、全単組で結果につながるようさらに具体的な取り組みについて検討・強化していく必要があります。

【大都市共闘の取り組み】

21. 大都市共闘では、人事委員会対策に加え、闘争期における単組間の情報共有を促進するとともに、新規採用者の加入を最重点課題と位置付けて取り組んできました。コロナ禍以降、これまで実施してきた集合形式の組合説明会を開催できない単組があるなど、未加入者の増加が依然として深刻な状況にあります。個別の声かけを強化するなど、加入率向上をはかる取り組みが必要です。7月には単組若手役員を対象としたニューリーダーセミナーを開催し、新規採用者の組合加入対策を課題としました。セミナーでは、各単組の取り組みを共有しながら、組織率など自らの単組の組織実態を確認し、新採加入率の改善にむけた取り組みについて、意見交換を通じて検討しました。
引き続き、新規採用者の組合加入や若年層をはじめとした未加入者の組合加入にむけた対策を強化していく必要があります。

【町村労働者の取り組み】

22. 町村単組においては、人員確保が最大

の課題であることから、町村職総決起集会の開催を2024年度から5月に変更し、人員確保闘争の強化にむけて意思統一をはかりました。また、集会前段で総務省・全国町村会に対して要請行動を実施し、町村の職場実態を訴えながら、人員確保を強く求めました。要請行動で引き出した総務省・町村会の見解を活用し、人員確保をはじめとした賃金・労働条件の改善につなげていく必要があります。

23. 賃金闘争・組織強化交流集会では、新規採用者対策の事例報告を共有しました。好事例に学びながら、引き続き新採対策に努め、さまざまな活動を通して単組の活性化と「次代の担い手」の育成を進めていかなければなりません。

【政府関係労働者の取り組み】

24. 新規採用者の組合加入では、事前の意思統一や丁寧な取り組みの点検を心掛けた結果、100%加入を勝ち取った地連・県支部がある一方、分会役員体制の弱さなどから、対象者への勧奨や説明が自信をもって行えていない県支部・分会もあり、全体としては低調な結果にとどまっています。改めて役員の学習と意識醸成、分会体制の確立が喫緊の課題です。そうした中、ねんきん機構労組・協会けんぽ労組の契約職員部会を中心に、自らが主体的に加入勧奨に取り組む中で契約職員の組織化がはかられてきています。新規採用者や契約職員のさらなる加入拡大にむけ、地連・県支部・分会が連携し、取り組みを強化していかななくてはなりません。
25. 共済推進活動の強化・活性化も重要な

課題です。新規・継続募集期における加入拡大の取り組みを進めてきましたが、十分な結果となっていないことから、引き続き、新規採用者の労働組合と団体生命共済の同時加入を追求するとともに、2満期以内組合員など、とくに若年層を中心とした働きかけを強めていく必要があります。

26. 制度政策課題に関しては、マイナンバーと健康保険証の一体化にむけた施策や公金受取口座の促進に関して、ねんきん機構労組・協会けんぽ労組とともに、連合や協力国会議員との協議や意見交換を行いました。また、2023年9月に示された「年収の壁・支援強化パッケージ」に対しても、連合を通じて、職場実態の反映や提言などに取り組みました。

今後、公的年金の財政検証を踏まえ被用者保険のさらなる適用拡大など、次期年金制度改正にむけた議論が加速することから、その動向を注視しつつ、適宜、関係方面への政策提言や意見反映を取り組む必要があります。

27. ハローワーク職場に関しては、ハローワーク委員会と同連絡協議会を中心に、概算要求期・査定期における予算要請行動などに取り組んできました。

コロナ禍を経て経済・社会活動も活発化し、ハローワークの重要性がさらに高まる中、従来からの各種施策に加え、雇用保険加入要件緩和による業務量の増加やオンライン失業認定業務への対応など、十分な人員・業務運営体制確立と非常勤職員の雇用安定・処遇改善も含めた予算確保がこれまで以上に重要となっています。

【公共サービス民間労働者の取り組み】

28. 2023年9月から2024年7月までの公共民間職場の新規自治労加盟は5単組1,868人でした（2022年9月から2023年7月は1単組131人）。とくに岡山済生会総合病院従業員組合（岡山県）1,050人の加盟により大幅な増加となりました。一方、脱退は2単組26人、解散5単組19人（同上：脱退4単組196人、解散10単組52人）でした。もともと組合員数が少ない単組で役員の退職や管理職昇格などをきっかけに組合存続が困難となり、解散を判断するケースが増えています。脱退や解散を防止するためにも、日常の活動（新規採用者の勧誘、執行委員会の開催、職場の改善）を活性化させていくことが重要であり、そのためにも県本部の丁寧なオルグによる単組状況の把握や活動強化にむけた支援が求められています。

29. 交渉については、「2023秋闘および2024春闘調査」の結果から、交渉時期では春闘期が●単組●.●%（2023年94単組10.8%）、秋闘期●単組●.●%（113単組13%）、春秋両方●単組●.●%（140単組16.1%）でした。交渉状況では、要求書提出は●単組●.●%（315単組36.2%）、交渉を実施した単組は●単組●.●%（288単組33.1%）、妥結が●単組●.●%（251単組28.9%）でした。

交渉結果では、基本給のプラス改定が●単組●.●%（257単組29.6%）、改定なしが●単組●.●%（203単組23.4%）、一時金のプラス改定が●単組●.●%（233単組26.8%）、改定なしが●単組●.●%（216単組24.9%）でした。

結果に対する総括【P】

30. 地連別交渉力アップセミナーは、4地連（関東甲、東海、近畿、九州）で労働組合の基礎や模擬団交、単組活動の活性化などをテーマに開催しました。参加者アンケートには「非常に勉強になった」「交渉への自信がついた」などの声があり、引き続き単組役員の育成と活動の活性化をはかり、情報共有や課題解決にむけた手法を学ぶため、工夫した開催が求められています。

31. 指定管理者制度が施行され20年が経過したことから、月刊自治研（2023年9月号）で特集を組み、その企画として指定管理者制度の実態やあり方に対して、鬼木まこと参議院議員を交え座談会を実施しました。その中では施設の修繕や維持の問題、指定管理料の確保とそれに伴う賃金や雇用問題など幅広い課題で議論が行われました。引き続き、指定管理者制度の課題解決にむけ研究を進めるとともに雇用の安定と公共サービスの充実にむけて継続して取り組むことが必要です。

32. 本部は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（公正取引委員会）やその指針に対する対応通知（総務省）の主旨を踏まえ、都道府県知事および市区町村会長あてに要請行動を呼びかけることや情報の共有等を行ってきました。

一方、委託や指定管理者単組からは、「委託費や指定管理料について価格転嫁が進んでいない」との声が多くありました。その点について、鬼木まこと参議院議員と意見交換を行い、入札制度上の問題（単年度入札や低価格入札など）も含め対策を検討してきました。委託や指定

管理者に対し適正な価格転嫁が行われるよう省庁対策を含め取り組みを強化していくことが求められています。

【国保連合会労働者の取り組み】

33. 国保連合会の存在意義を高める取り組みとあわせて、新規業務の受託に対応し得る体制整備等を整えるため必要な人材や財源の確保などを求め、対当局交渉に取り組みました。
34. 審査支払機関改革やデータヘルス改革、医療DXの推進に関しては、「自治労の4つの視点」の考え方をベースに、関係省庁への要請や組織内議員との意見交換等を行い、理解と認識の共有に努める取り組みを進めました。
35. 「審査支払機能に関する改革工程表」への対応については、保険者・被保険者、国保連労働者への負担につながらないように、対政府予算要請行動において国庫補助を要求しました。また、国保固有の機能や業務要件が蔑ろにされ、保険者の業務負担が高まらないよう、国に対して留意を求めました。
36. 国保連合会・国保中央会は、「国保連合会・国保中央会のめざす方向2023」を策定しました。今後の職場の基盤安定や雇用と賃金・労働条件の確保を展望するため、労働組合の視点から自らの仕事や組織のあり様を考え、見直していく取り組みを進めました。
37. 2月開催の単組代表者会議・第36回活動家学習会において、制度政策課題、組織強化・拡大について議論を深めました。また、6月に第34回課題別学習会を開催し、交渉力の強化にむけ模擬団交等、実

践的な学習を行うなど、次代を担う活動家の育成に取り組みました。

38. 近年、組織率が低下しつつあります。各単組は、新規採用者（非正規労働者を含む）の組合への加入促進と、脱退者を含む組合未加入者対策の強化が必要です。

【公営競技労働者の取り組み】

39. 2024春闘では、売上増を背景とした従事員等の賃金改善、公営競技場のサービスを支える多様な業務の確立と安心して職務に専念できる人員確保・環境づくりを求めてきました。交渉の結果、多くの単組で賃上げがはかられたものの、物価上昇に見合う賃上げとはならず、引き続き、賃金改善にむけた取り組みが求められています。また、包括的民間委託など雇用に影響を及ぼす提案も危惧されることから、単組、県本部、本部が連携し、一体的に対応していくことが必要です。
40. ネット投票が進展し、2023年度の売り上げは、過去最高を記録する業種があるなど好調に推移していますが、公営競技場（本場）での売り上げ比率は低下しています。そのため、競技場での雇用確保、競技の持続的発展のためにも、ファン層の拡大や競技場の魅力向上に加え、地域公共サービスの向上に資する公営競技場の活用など、新たな事業展開について検討するよう施行者に求めてきました。
41. 1月に開催した第15回全国研究交流集会では、公営競技場が持つ施設としての多様な機能を活用し、地域防災、スポーツ振興、教育活動、児童・高齢者福祉など、幅広い分野で地域住民に利用される公営競技場について議論をし、3月に全

国3カ所で開催したブロック別会議でもその議論を深化させました。今後は、公営競技議員懇談会とも連携しながら、公営競技場で働く労働者の雇用・労働条件の確立にむけて取り組んでいく必要があります。

【全国一般労働者の取り組み】

42. 働く者の雇用と権利を守り、生活水準を向上させるため、春闘や年末・夏季一時金闘争で職場の要求を取りまとめ、団体交渉に努めてきました。2024春闘では前年を上回る回答を多く引き出していますが、連合集計でも明らかのように大手と中小の格差は拡大するなど、課題が残ることとなりました。

春闘は労働組合の最も重要な取り組みであることを改めて認識し、一つでも多くの職場で要求書の提出、交渉の実施を徹底し、底上げをはかっていくことが必要です。

43. 春闘期には、全国で集中的に労働相談を実施し、組織拡大につなげる方針の下取り組みを進めました。しかし労働相談そのものの実施すら困難な地方労組があるなど、取り組み方についての検討が必要です。

44. 組織拡大については、6月に全国一般委員長・書記長会議で組織化が進んだ地方労組からの事例報告を受け、情報の共有化をはかってきました。地方労組は、職場内の未加入者対策をはじめ、SNSを活用した取り組み、県本部を通じた連合からの紹介による組織化など、組織の実情に見合った運動の強化が必要です。

45. 5月に約5年ぶりに対面で開催した青

年女性交流会は、7地方労組からの参加にとどまり、多くの地方労組や支部・分会において、運動の担い手不足であることが明らかになりました。若い世代の組織化と運動の継承は、支部・分会が継続的に取り組まねばならない重要な課題となっています。

46. この1年間、千葉と広島地方労組の解散や福岡地方労組の自治労からの脱退など、評議会を取り巻く状況は、厳しさを増しています。千葉では会社からの不当な行為を押し返すことができず職場を辞めていく仲間が多発したことで解散しました。また、広島では組合員の減少が続く中で地方労組の維持が困難となり解散しました。さらに福岡では、県段階での民間と公務との組織のあり方や運動連携がうまく進まないことを理由として脱退しました。地方労組は、産別統合の意義を再確認するとともに、県本部との日常的な運動や課題の連携をより強化していく必要があります。また、地方労組の運動の活性化にむけて、ブロック・業種別部会の強化が求められています。

【地域公共交通労働者の取り組み】

47. 組織強化、拡大の取り組みについては、単組ヒアリングや個別対策を行うとともに、5月には組織集会を開催するなど取り組みを進めてきました。とくに、組織集会では、新規採用者や組合未加入者の組織化や組織強化の先進的な活動報告を受け、運動強化を意思統一しました。引き続き、個別対策や単組における組織強化・拡大の運動の強化をはかっていくことが重要です。

48. 利用者の回復が戻りきらない中、バス運転者をはじめ交通従事者不足による減便や路線の再編・統合に歯止めをかけ、地域の足として公共交通を存続・発展させることが喫緊の課題となっています。引き続き、単組・県本部・本部が連携を強化し、持続可能な公共交通の確立にむけて運動を強化していかなければなりません。

【女性労働者の取り組み】

49. 女性が健康で安心して働き続けられる職場づくりにむけ本部では、「生休・年休アンケート」や県本部独自のアンケートなどを活用した職場点検による要求行動を提起し取り組んできました。女性部の各種会議では、アンケート結果を要求に反映させ、交渉で訴えたことで、子の看護休暇や家族看護休暇の拡充、更年期休暇や不妊治療休暇の新設などを勝ち取ったなど取り組みの成果が報告されています。また、定年引き上げでは、時間外労働の多さなどから身体的な不安や不満の声が出されており、業務量に見合う人員の確保や、権利が行使できる働きやすい職場づくりにむけて取り組んでいかなければなりません。

また、人事評価結果の賃金反映に対して不満や不安が出されており、女性組合員の声を集約し、交渉で訴える取り組みなどが行われています。今後も、人事評価制度の問題点の学習や、すでに実施されている職場の現状と課題について検証しながら運用改善にむけて女性の意見を反映させていくことが必要です。

仕事と家庭の両立にむけて職場実態を

把握し、誰もが健康で働き続けられるよう職場改善に取り組んでいくことが必要です。

50. ジェンダー平等推進、ワークライフバランス社会の実現には、女性の組合参画や女性部の組織強化は欠かせません。各種集会や学習会で女性の人権の尊重や、ワークライフバランスの必要性、ハラスメント問題について学ぶことによって、女性役員選出や労働組合参画を追求してきました。

また、会計年度任用職員には女性労働者が多いことから、処遇改善や組織化の必要性と具体的な取り組みについて学ぶとともに、引き続き、女性労働者の課題として会計年度任用職員の処遇改善や組合加入の呼びかけに取り組む必要があります。

51. 新規採用職員や会計年度任用職員の仲間の組合加入については、基本組織や青年部とともに女性部が主体的に組織化にむけた取り組みを提起してきました。引き続き、身近な存在である青年層、女性部員による職場での声かけなど日常から関係性を深めることが重要です。

また、「新たな共済推進方針」に基づき、組織強化・拡大にむけて、とくに新規採用者や未加入者に対して、共済が組合加入のきっかけとなることから、各県・単組における各種会議や集会において、じちろう共済の学習・説明の機会を設けるよう取り組んできました。引き続き、女性部として、仲間の安心・安定のくらしのためにじちろう共済の優位性を伝え、共済推進運動を進めていくことが必要です。

52. 女性労働学校やオキナワ平和の旅、3・8国際女性デー、憲法フォーラムなどで女性の人権や平和憲法の重要性などについて学習し、憲法を守る取り組みの強化を確認してきました。各地連・県本部・単組女性部では、平和学習会の開催や地域の女性団体などと連帯したビラ配布など平和の取り組みを実践してきました。人権が尊重され安心してくらせる社会づくりのため、引き続き、学習を深め、地域の仲間とも連帯した取り組みの強化が重要です。
53. 職場のたたかいや運動交流の場として、第24回青年女性中央大交流集会を開催しました。全国の仲間との実態討論を通じて、当たり前だと思っていた働き方のおかしさに気付き、また、各職場で共通する課題の改善につなげた取り組みに学び、「組合に持ち帰り課題について話したい」「単組で独自要求をしたい」など、単組や職場で運動を進める決意と女性部員の組合活動参画に関する意識の高まりへとつながっています。学んだことを職場で実践し、組織強化をはかるために運動の継続が重要です。

【青年労働者の取り組み】

54. 青年部運動の活性化こそが、将来にわたる自治労の組織強化につながると位置付け、職場で働く仲間の悩み、課題を自分事として捉え、主体的に行動できる青年部運動の構築をめざし、運動を推進してきました。
- 長時間労働や不払労働が蔓延した「職場のおかしさ」に気付けない仲間や、自治体の勤務条件は労使の力関係で変える

ことができることを知らない仲間も増えています。そのため、職場環境を青年自らが声をあげて変えていく独自要求闘争の取り組みや、学習・交流・実践のサイクルによる運動を追求すべく、本部では、機関会議等において県本部間の運動交流をはかる分散会の設定を行うとともに、各県本部青年部役員会へのオルグや各種集会における学習会の講師派遣、そして本部青年部教宣紙による情報発信を行ってきました。

本部・県本部の集会などを参考に、身近な学習会を開催する単組や、独自要求に取り組み、勝ち取った報告も出されています。さらなる青年部運動の発展のためにも、こうした運動の成果や課題を持ち寄り、本部・県本部・単組がさらに連携していく必要があります。

55. 次代の担い手・活動家育成にむけて本部青年労働学校を開催してきました。自分たちの勤務条件は自分たちで声をあげて勝ち取っていくものであるという「労働者のものの見方考え方」を学び合いました。また、「交渉をしたことがない」「イメージがつかない」等の仲間も多いことから、過去の闘争に学ぶ機会を設けるとともに、模擬交渉を実施しました。
- こうした取り組みを経験した参加者からは、要求・交渉を単組でもやりたいという声や、県本部でも模擬交渉を取り入れたいという意見も出されています。引き続き青年労働学校への参加の呼びかけを行っていく必要があります。
56. 新規採用職員や会計年度任用職員の仲間の組合加入については、職場の身近な存在である、青年層からの声かけも重要

ですが、青年層が関わり切れていない県本部・単組が多くあります。基本組織に対して積極的に意見反映を行いながら、職場での声かけなど日常から関係性を深めることが不可欠です。引き続き、単組・県本部と情報共有しながら、青年の主体的な行動として仲間の組合加入にむけた取り組みを推進し、自治労全体の組織力向上につなげていかなければなりません。

57. 「新たな共済推進方針」に基づき、組織強化・拡大にむけ、とくに新規採用者や未加入者に対して、各県本部の部長会議でじちろう共済の学習・説明を設ける事例も増えてきました。しかし、じちろう共済の優位性がいまだ十分に浸透しているとはいえないことから、引き続き、学習と声かけを強化していく必要があります。

58. 職場でのたたかいや運動交流の場として、第24回青年女性中央大交流集会を開催しました。同様の職種で働く仲間同士の交流から、マイナンバーカードの普及促進や定額減税など、過密化・複雑化する公務職場の背景にある政治的な課題とその影響について共有するとともに、人員不足や低賃金の中で働いている実態を確認し、職場で自ら声をあげていくことの重要性を学びました。こうした集会で得たものを単組での運動実践や組織強化につなげることが必要です。

59. 反戦平和の取り組みとして、日本平和友好祭運動と連帯するとともに青年女性オキナワ平和の旅に取り組みました。また、原子力災害の実態を学ぶべく、福島スタディーツアーを行いました。

現地に赴くことで、改めて平和の大切さや学習の必要性について考えるきっかけになっており、県本部単位でも同様の現地ツアーに独自に取り組む報告がされています。引き続き各県本部・単組での学習・実践を追求していかなければなりません。

【自治体非正規労働者の取り組み】

60. 臨時・非常勤等職員全国協議会では、「会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正を求める諸行動」の最終ステージの取り組みを進めてきました。当事者運動の強化のため、賃金体系や休暇制度などの知識を学ぶ「ウェブスキルアップ講座」を3ヵ月連続で開催、2月には組織拡大のための「スキルアップ集会」をウェブと対面のハイブリッド形式で開催しました。3月以降は、学んだことを実践する期間と位置付け、単組・県本部・地連で学習会や集会など開催するよう全国幹事を通して提起し、学習会の開催など新たな取り組みにつながりました。こうした運動を通じて単組運動の活性化と全国協議会および地連・県本部の協議会（評議会）の強化・拡大をはかっています。

61. 臨職協の活動強化には、基本組織との連携強化が不可欠であることから、基本組織に対するオルグを強化しました。2023年8月には熊本県本部で新たに県本部臨時・非常勤等職員協議会等が結成され、2024年6月現在、24県本部1社保労連が協議会等を設置しています。

62. 協議会未設置県の中には、県本部と当事者との協議中のところもあり、引き続き

きオルグを進めていきます。今後も当事者運動として仲間の声を集め、要求交渉

を実践していく取り組みを強化していくことが重要です。

(13) 労働者自主福祉活動の推進

【共済推進委員会を基軸とした取り組み】

1. 本部は、じちろう共済推進にむけて、
①新規採用者対策、②退職予定者対策、
③役職定年者対策、④団体生命共済の競合対策を直面する重要な取り組みと位置付けて取り組みの推進をめざしました。
とくに、「新たな共済推進方針」に基づく団体生命共済2026年保有件数目標の到達状況については、2019年度の保有件数321,230件から2026年度までに336,044件へと14,814件増を目標としていますが、2024年5月時点での保有件数は310,171件に減少し、目標までの件数差は25,873件に拡大しています。共済推進県本部代表者会議や共済推進県本部・県支部合同会議において各県と共有をはかってきましたが、改めて方針を意識し、目標にむけた推進計画を補強しながら取り組みを強化し、全県で目標達成をめざしていかなければなりません。
2. 新規採用者対策としては、2024年4月新規採用者の組合加入と共済（団体生命共済）の同時加入の取り組み内容について、第2回共済推進県本部代表者会議（2024年2月29日）で提起し、共済推進県本部・県支部合同会議において各県における単組への提起内容や具体的な取り組み方について報告・意見交換を行いました。
プレプリントの活用や早期の説明会開催、少人数による個別説明会などを実施

し、その場で組合加入届と団体生命共済加入申込書の回収を追求した結果、加入に結び付けた単組もある一方で、説明会の時間が確保できないなどの課題も見られました。

引き続き、同時加入に至らなかった新規採用者に対して、少人数による説明会や個別保障相談などを設け、丁寧にアプローチし、加入推進に取り組んでいく必要があります。

3. 役職定年者対策としては、役職定年者の組織化方針とじちろう共済加入の対応方針に基づき、じちろう共済制度の利用条件について整理を行い、“じちろう共済”制度を利用する契約者は、「自治労共済生協組合員」かつ「単組の構成員」であることを明確にし、役職定年後も引き続きじちろう共済を利用する場合は、組合加入を前提とすることについて全体で共有をはかりました。
じちろう共済の継続利用を通じて、役職定年者に加え、再任用職員の組合加入の取り組みを進めていく必要があります。
4. 互助会や共済組合などが扱うグループ保険がじちろう共済と競合している状況にあり、若年層に過剰な保障を勧めていることや当局ルートで強引な勧誘に組合員が困惑しているといった課題が報告されています。

「組合員利益の最大化」をめざす基本的立場を共有し、じちろう共済をメイン

の保障とすることを全体で追求していくことが必要です。

5. 「第9回じちろう全国共済集会」を開催し、会場505人と県拠点354人が参加しました。講演を通じてじちろう共済に取り組む意義等を再確認したほか、じちろう共済を生涯保障のメインとするための取り組みを確認し、高い熱量をもって共済推進に取り組んでいる単組の事例を学習しました。
6. 社会貢献活動とリンクした「広げよう！ たすけあいありがとう」キャンペーン（2023年10月～2024年5月）について、組合員の組合活動への参加を促し、組織の強化とじちろう共済制度の意義や優位性の周知を目的として応募5万件を目標に実施しましたが、8,378件と低調な結果となり、周知や取り組み方法に課題を残す取り組みとなりました。
7. 「じちろう共済に関するアンケート」（第2グループ）を実施し、組合員の保障ニーズの把握と集約結果を県本部へ報告・共有しました。特徴的な傾向としては、じちろうマイカー共済の弁護士費用等補償特約による失職防止の取り組みについて、「知らなかった」が60.9%と高くなっており、じちろう共済制度の優位性について周知の余地が窺えました。

一方で、アンケートの回収率は37.0%で目標の70%を大きく下回る結果となりました。今後は、アンケート結果の精度を高めるためにも、引き続き実施する第3・4グループでは回収率を意識して取り組み、より良い共済制度の提供、共済推進運動の強化につなげていきます。
8. 県本部は、県本部共済推進委員会を定

例的に開催し、共済推進に関わる取り組み方針や具体的な目標を確認し、「共済推進県本部交付金」を活用した単組の共済推進運動の強化をめざしました。

共済推進と組織強化・拡大の取り組みと連動した単組オルグが行われていますが、各県によって取り組みの濃淡があり、課題となっています。

9. 単組は、執行部学習会や組合員説明会、個別保障相談などを実施しました。推進サイクルが確立している単組では、執行部が自律的な共済推進体制を展開し、実績をあげることができました。

【各共済制度の取り組み】

10. 団体生命共済については、「加入拡大モデル単組」を全国で111単組選定し、取り組みました。全体で3,119件の団体生命共済新契約目標に対し、新契約件数は2,543件で、目標達成に至らなかったものの、目標到達率は81.5%と2023年（78.7%）を上回る結果となりました。

目標達成に至らなかった単組においては、組合員説明会や個別保障相談、スポット募集など推進サイクルを確立することが重要です。
11. じちろう退職者団体生命共済については、各県で退職予定者に対し制度の優位性の周知や再任用期間が終了となる対象者を抽出した「移行確認リスト」を活用し、個々に移行案内を送付するなど取り組みを進めた結果、継続加入につながり、退職時の解約に歯止めがかかっています。

また、2024年度は、県本部・単組で開催するセカンドライフセミナーや個別相談で活用できる推進支援動画「考えよう

退職後のライフプラン」を配信しましたが、定年前から制度の優位性を広く周知していくことが重要です。

12. じちろうマイカー共済については、キャンペーン等を通じた掛金見積もりの取り組みにより、新契約や車両損害補償の新規付帯が堅調に増加しています。引き続き、補償の優位性を訴求するとともに、団体割引率が伝わるようキャンペーン等を通じた周知活動が重要です。

一方で、マイカー共済の団体割引率（2024年11月発効以降）は、事故件数の増加や修理費の高騰などにより損害率が上昇した結果、上限割引率を30.0%とすることが示されました。団体割引率の維持・拡大にむけては、一層の加入拡大に加え、事故防止の啓発活動に取り組むことが重要です。

13. 住まいる共済については、2024年4月の制度改定による補償範囲の拡大や各種特約の必要性等を周知するとともに頻発している風水害・地震などの自然災害に備え、自然災害共済の付帯推進に取り組みました。

【ろうきん運動の推進】

14. 県本部・単組は、各県労金営業本部や支店と連携し、組合員の生涯の資金計画を支えるろうきん運動に取り組みました。職場での「世話役活動」の一環として、組合員の生活支援につながる取り組みを引き続き進めることが必要です。

II 連合新会費制度の概要と移行にむけた自治労の対応について

1. これまでの経緯

連合新会費制度については、この間 2022 年度第 3 回県本部代表者会議（2022 年 2 月 28 日）、県本部書記長会議（2023 年 2 月 12～13 日）、2022 年度、2024 年度県本部財政担当役職員会議（2022 年 3 月 28～29 日、2024 年 5 月 16 日）、組織強化委員会等で連合の議論状況および概要の説明を行ってきました。

連合第 87 回中央委員会(2022 年 6 月 1 日)において確認された「中央会費制度・実行プラン」は、その後設置された「組織登録・交付金等のあり方に係る作業部会」において各課題への具体的な対応について協議が進められ、この作業部会の最終報告が連合第 91 回中央委員会（2023 年 12 月 1 日）で確認されました。2024 年 4 月には、中央会費制度移行後の各産別の登録人員調査があり、自治労はこれまでの厚生労働省労働組合基礎調査の人数から、自治労の登録納入確定の人数に変更し登録を行ったところです。今後、2024 年 10 月の連合第 93 回中央委員会において新会費の単価が決定される予定となっています。現段階で具体的な会費単価についてはお示しできませんが、状況について報告するものです。

また納入方法についても、これまで各地方構成組織から地方連合会へ納入していた会費が、2026 年 1 月から構成組織本部が連合本部へと納入する方式へと変更となります。そのため各県本部は、それぞれの地方連合会に納入していた会費相当分（会費額未定）を自治労本部に納入することになります。

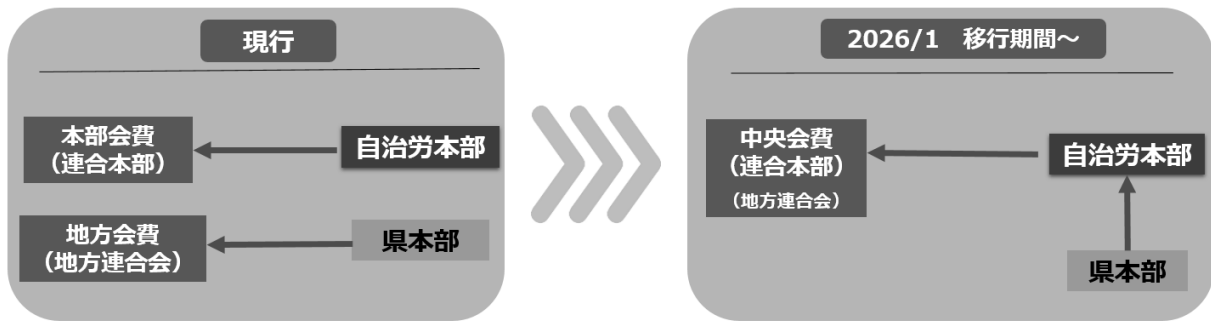
2. 「中央会費制度・実行プラン」：制度改正のポイント

(1) 移行スケジュール

準備期間	2022 年 6 月～2025 年 12 月
移行期間	2026 年 1 月～2034 年 12 月
新制度完全移行	2035 年 1 月

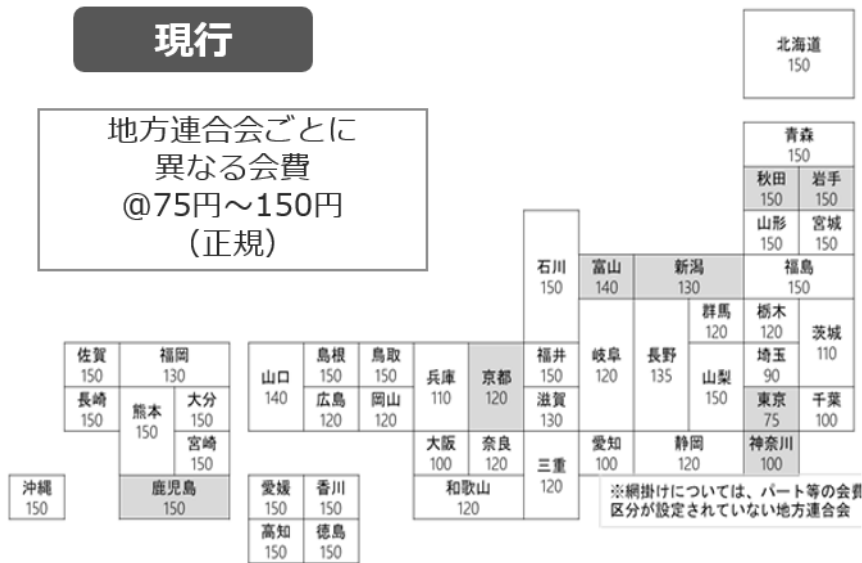
(2) 納入方法

- 2026 年 1 月より構成組織本部から連合本部への一括納入に変更になります
- 2026 年 1 月より県本部は本部に連合会費の県本部負担分を納入することとなります



(3) 単価

- ▶ 地方連合会ごとに異なっていた会費が統一されます



制度改正後

新単価 ??円

県本部負担分	??円
一般会費	60円
連帯活動費	5円
地方交付会費	30円
政策活動資金	3.3円

※ 制度完成時（第6ステップ：2035年1月～）

※ 区分A（正規）の月額

3. 登録人員にかかわる考え方と自治労の対応について

① 全体登録数/納入率

中央会費制度における基本方針	自治労対応
厚生労働省労働組合基礎調査の登録数の90%	自治労の登録納入確定で決定する登録数の90%

② 会費単価区分

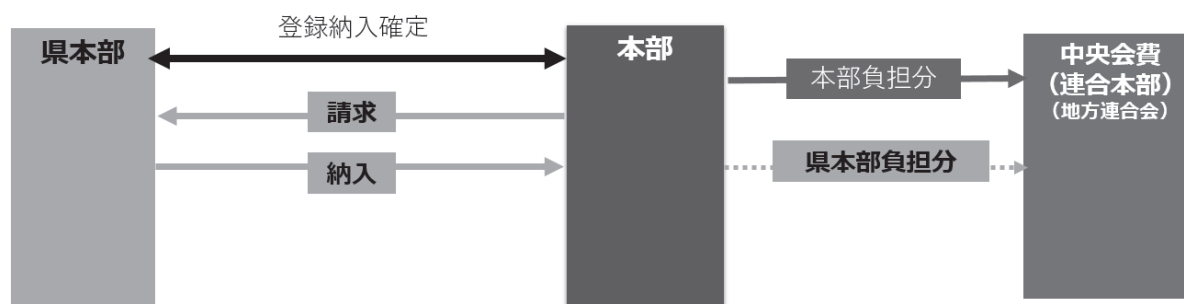
	中央会費制度における基本方針	自治労対応
区分A	一般	区分B, C以外
区分B	パート等（週 20 時間以上）	登録納入確定 年収減免 A, B
区分C	パート等（週 20 時間未満）	登録納入確定 年収減免 C

※1 各県本部の組織人員数は、現行の各県本部が各地方連合会に登録する数から、自治労登録納入確定数へ変更となる

※2 ※1に基づき地方連合運動に参画することとなる（代議員数や執行部選出等含む）

4. 各県本部の登録人数の決定と納付について

- ① 自治労組合費は、毎年の登録納入確定（6月1日基準）で登録数と納入数を決定しています。2025年度登録納入確定（2025年6月）より、この登録数を連合に対する各県本部の登録数として確認し、連合会費の納入数を決定します。自治労組合費の納入率は80%ですが、連合会費の納入率は90%です。
- ② 2026年1月より本部は県本部に毎月「自治労組合費」と「連合会費（県本部負担分）」をそれぞれ請求し、各県本部は自治労本部に納入します。

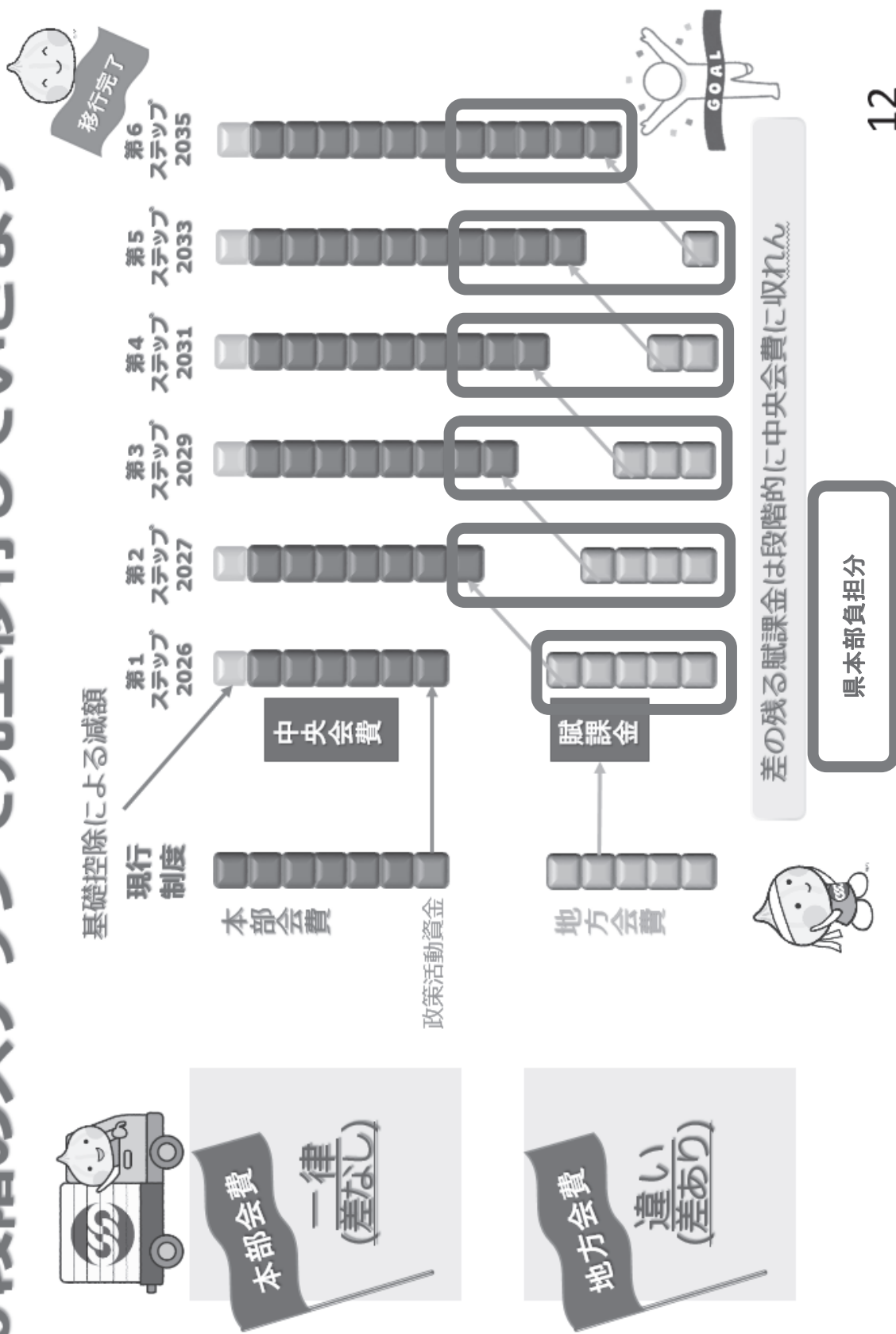


5. 県本部負担分の考え方について

新会費は、現行制度において中央本部が連合本部に支払っている会費と県本部が地方連合会に支払っている会費を一本化するものです。制度完成（2035年1月）まで第1～6ステップの移行期間が設けられますが（2026年1月～2034年12月）、この期間中は「賦課金（県本部が2025年度に地方連合会に支払った会費額）」と「新会費」の組み合わせとなり、賦課金が段階的に減少し新会費に移行します。そのため新会費はステップごとに上がっていき、第6ステップで最終単価に到達します。県本部負担分は、「賦課金」＋「新会費のうち賦課金から移行した部分」となります。

Q8 移行期間（9年）では何を？ ②

6段階のステップで完全移行していきます



① 第1ステップ (2026年1月～12月)

- ・ 「賦課金」 = 県本部が2025年度に地方連合会に支払った会費相当分
「2025年度」とは、2025年中に期末を迎える会計年度であり各地方連合会の会計年度によって対象期間は異なります
- ・ 「新会費 (県本部負担分)」 = なし

② 第2ステップ (2027年1月～2028年12月)

- ・ 「賦課金」 = 前年度賦課金 × (今年度登録人員数 / 前年度登録人員数) × 4 / 5
- ・ 「新会費 (県本部負担分)」 = 例) 20円 (区分A正規)

※ 現時点で単価が決定していないため県本部負担分の単価も未定です。20円はあくまでも制度の概要を示すための仮の例であり、第3ステップ以降も同様です

③ 第3ステップ (2029年1月～2030年12月)

- ・ 「賦課金」 = 前年度賦課金 × (今年度登録人員数 / 前年度登録人員数) × 3 / 4
- ・ 「新会費 (県本部負担分)」 = 例) 40円 (区分A正規)

④ 第4ステップ (2031年1月～2032年12月)

- ・ 「賦課金」 = 前年度賦課金 × (今年度登録人員数 / 前年度登録人員数) × 2 / 3
- ・ 「新会費 (県本部負担分)」 = 例) 60円 (区分A正規)

⑤ 第5ステップ (2033年1月～2034年12月)

- ・ 「賦課金」 = 前年度賦課金 × (今年度登録人員数 / 前年度登録人員数) × 1 / 2
- ・ 「新会費 (県本部負担分)」 = 例) 80円 (区分A正規)

⑥ 第6ステップ (2035年1月～)

- ・ 「賦課金」 = なし
- ・ 「新会費 (県本部負担分)」 = 例) 100円 (区分A正規)

6. 今後のスケジュールについて

- | | |
|----------|-------------------------------------------|
| 2024年10月 | 【連合】第93回中央委員会 中央会費制度 新会費単価の決定 |
| 2025年1月 | 【自治労】県本部代表者会議にて県本部負担分の単価や移行期間中の取り扱い等詳細を提示 |
| 2025年8月 | 【自治労】第99回定期大会において必要な規約・規則の改正 |

Ⅲ 規程の一部改正について（案）

2023年度拡大県本部代表者会議（2023年7月27～28日）で報告した「自治労本部書記の定年延長について」（参考資料）に関する具体の検討および労使合意を踏まえて、第98回定期大会に提案する規程の改正案は、以下の通りです。

1. 役職員賃金規程改正

（1）改正の主旨

- ① 第2条の級別職務に、自治労本部書記の定年延長に伴う書記および組織拡大オルグの新たな職名である「エルダースタッフ」「エルダースタッフオルグ」を明記するとともに、60歳に達した日以降、最初の9月1日（以下、「特定日」という）から、「エルダースタッフ」「エルダースタッフオルグ」に位置づけます（施行日：2024年9月1日）。
- ② 特定日以降の書記、組織拡大オルグの基本賃金については、60歳に達した日以降、最初の8月に支給される級・号給の7割の支給とします（施行日：2024年9月1日）。
- ③ 特別手当に、組織拡大オルグに支給している「共済拡大手当」が漏れていたため記載します。

（2）改正条文案の記載

現 行	改 正 案
<p>第1条 （略）</p> <p>（基本賃金）</p> <p>第2条 役員および書記の基本賃金は、東京都特別区職員行政職給料表(一)に準じて定める。ただし、中央執行委員長は東京都職員指定職給料表2号を適用する。</p> <p>2 中央執行委員長を除く役員および職員の級別職務を次の通りとする。</p> <p>7級 副中央執行委員長、書記長、書記次長およびこれらに相当する者</p> <p>6級 中央執行委員</p> <p>5級 主幹</p> <p>4級 部長</p> <p>3級 副部長、主任</p> <p>2級 主任、局員</p> <p>1級 局員</p>	<p>第1条 （略）</p> <p>（基本賃金）</p> <p>第2条 役員および書記の基本賃金は、東京都特別区職員行政職給料表(一)に準じて定める。ただし、中央執行委員長は東京都職員指定職給料表2号を適用する。</p> <p>2 中央執行委員長を除く役員および職員の級別職務を次の通りとする。</p> <p>7級 副中央執行委員長、書記長、書記次長およびこれらに相当する者</p> <p>6級 中央執行委員</p> <p>5級 主幹、<u>エルダースタッフ</u></p> <p>4級 部長、<u>主任オルグ、エルダースタッフ、エルダースタッフオルグ</u></p> <p>3級 副部長、主任、<u>オルグ、エルダースタッフ、エルダースタッフオルグ</u></p> <p>2級 主任、局員、<u>オルグ</u></p> <p>1級 局員</p>

<p>第3条～第8条 (略)</p> <p>(特別手当)</p> <p>第9条 特別手当は、次の各号の通りとし、手当額は中央執行委員会が定める。 (1)～(3) (略)</p> <p>第10条～第20条 (略)</p>	<p><u>3 主幹、部長、副部長、主任(3級)の職にある書記については満60歳に達した日以降の最初の9月1日(以下、「特定日」という。)からエルダースタッフとし、満60歳に達した日以降、最初の8月時点の到達級に位置づける。</u></p> <p><u>4 主任オルグの職にある組織拡大オルグについて、特定日からエルダースタッフオルグとし、4級に位置づける。</u></p> <p><u>5 特定日以降の書記、組織拡大オルグの基本賃金は60歳に達した日以降、最初の8月に支給される級・号給の7割とする。</u></p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>(特別手当)</p> <p>第9条 特別手当は、次の各号の通りとし、手当額は中央執行委員会が定める。 (1)～(3) (略) <u>(4) 共済拡大手当</u></p> <p>第10条～第20条 (略)</p>
<p>附 則 1～24 (略)</p>	<p>附 則 1～24 (略)</p> <p><u>25 第98回定期大会における第2条および第9条の改正は、2024年9月1日から適用する。</u></p>

2. 役職員退職金規程改正

(1) 改正の主旨

- ① 特定日から満65歳に達した日以後の最初の8月31日までに退職する者は、自己都合退職と扱わずに定年退職として取り扱い、調整額を支給することとします。退職金支給率については、東京都退職手当条例「ピーク時特例」と同様の扱いとします(施行日：2024年9月1日)。
- ② 早期退職者に対する加算対象年齢について規定します(施行日：2024年9月1日)。

(2) 改正条文案の記載

現 行	改 正 案
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (略)

<p>(退職金の額)</p> <p>第4条 役員および書記の退職金は、退職の日における賃金月額に勤続期間に対する支給率を乗じて得た基本額に、第7条に定める調整額を加えて得た額とする。</p> <p>ただし、調整額は、自己都合による退職、第9条に定める支給制限を適用される退職には支給しない。</p> <p>(退職金の支給率)</p> <p>第5条 勤続期間に対する支給率(月数)は、この規程に特別の定めのある場合を除き、附則別表の通りとする。</p> <p>(定年前早期退職者に対する特例)</p> <p>第12条 勤続年数が25年以上であり、かつ定年年齢から10年を減じた年齢以上の書記が退職する場合は、算定基礎となる賃金月額に、<u>定年年齢と退職する日の年齢との差に相当する年数1年につき2%ずつ加算</u>できる。</p>	<p>(退職金の額)</p> <p>第4条 役員および書記の退職金は、退職の日における賃金月額に勤続期間に対する支給率を乗じて得た基本額に、第7条に定める調整額を加えて得た額とする。</p> <p>ただし、調整額は、自己都合による退職、第9条に定める支給制限を適用される退職には支給しない。<u>なお、満60歳に達した日以降の最初の9月1日(以下、「特定日」という。)から就業規則第35条に規定される日までに退職する者は、自己都合によるものではなく定年退職として取り扱い、調整額を支給するものとする。</u></p> <p>(退職金の支給率)</p> <p>第5条 勤続期間に対する支給率(月数)は、この規程に特別の定めのある場合を除き、附則別表の通りとする。</p> <p><u>なお、特定日以降に退職する者については、次に掲げる額の合算額を支給することとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>満60歳に達した日以降、最初の8月時点の賃金月額に満60歳までの勤続期間に対する支給率を乗じた額</u> ・ <u>特定日以降、7割水準とした賃金月額に特定日以降の勤続期間に対する支給率から満60歳までの勤続期間に対する支給率を減じた額を乗じた額</u> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する特例)</p> <p>第12条 勤続年数が25年以上であり、かつ<u>特定日から10年を減じた年齢以上の書記</u>が退職する場合は、算定基礎となる賃金月額に、<u>特定日と退職する日の年齢との差に相当する年数1年につき2%ずつ加算</u>できる。</p>
<p>附 則 1～14 (略)</p>	<p>附 則 1～14 (略) 15 <u>第98回定期大会における第4条、第5条、第12条の改正は、2024年9月1日から適用する。</u></p>

V 自治労本部書記の定年延長について

はじめに

自治労本部役員の立候補年齢要件の引き上げや自治労本部賃金制度の基準である東京都の65歳定年制度の導入もあり、自治労本部書記においても65歳定年制の導入が喫緊の課題となっています。

基本的に東京都の定年延長制度に準拠しながら、本部書記の人事制度・年齢構成などの特殊性も勘案しつつ、65歳定年制を導入します。

定年延長に伴う制度の具体的な設計は以下を基本的な方向として労使検討委員会を設置し、協議を進めます。

1. 書記定年の延長

- ① 自治労本部書記の定年を65歳とします。施行日は2023年9月1日とします。東京都においては定年を2年に1歳延長する暫定措置を講じていますが、自治労本部においては、ア) 暫定措置する人数が少数であること、イ) 暫定措置期間導入による複雑な人事管理の事務負担が大きいことが予想されること、などから暫定措置期間を設けません。

⇒2023年度第21回中執会議（7月7日）で、「就業規則」改正により措置済

- ② 定年延長に伴う賃金、手当、昇給、昇格の取り扱い

ア) 基本給は60歳に到達後最初の8月（以下特定日という）に支給される号給の7割とします。給料表の位置づけは変更しません。また、役職員賃金規程および細則に定められた諸手当を支給します。

* 諸手当：地域手当、扶養手当、住宅手当、通勤手当、特別手当（うち通信手当）、時間外勤務手当、期末手当

イ) 特定日以降は昇給・昇格しません。

ウ) 職名（主幹・部長・副部長）の上限年齢を満60歳とし、職名により支給される役職調整手当および特別手当（副部長手当）は支給しません。なお、特定日以降やむを得ず担当業務の中心的な職責を担う場合について、専門職手当等の支給を検討します。

エ) 以上の取り扱いは当面の措置とし、国・東京都等の動向を注視しながら必要な検討を進めます。

⇒ア) のうち諸手当、およびイ)～ウ) は、2024年度中執会議で、「役職員賃金規程細則」「役職員賃金運用内規」改正予定

③ 定年延長に伴う退職金の取り扱い

特定日以降の書記の退職金の算定方法は、以下の数式とします。ただし算定に際しては、東京都と同様に定年退職扱いとします。

$(60\text{歳時給料月額} \times \text{支給率}) + \text{退職時給料月額} \times (\text{退職時支給率} - 60\text{歳時支給率}) + \text{調整額}$

2. 60歳を超える書記の雇用制度について

- ① 65歳定年制の導入を踏まえ、書記の再雇用制度についても必要な改定を、労使協議を踏まえながら進めます。なお、定年延長制度と再雇用制度の賃金格差を是正するため、再雇用書記の賃金を自治労給料表2級再雇用給料月額から3級再雇用給料月額に引き上げます。

⇒2023年度第21回中執会議（7月7日）で、「書記の再雇用に関する内規」改正により措置済

- ② 現行満65歳までとしている再雇用期間について、東京都をはじめとする自治体の動向を踏まえながら70歳上限を検討します。

⇒今後の検討事項

- ③ 加齢に伴う諸事情への柔軟な対応については、現行の再雇用制度との整合性をはかりつつ、地方公務員法第26条の3に準じた高齢者部分休業制度の導入を検討します。

⇒2024年度中執会議で、「就業規則」「役職員賃金運用内規」改正、および「高齢者部分休業に関する内規」新設予定

以 上

IV 第98回定期大会の運営について

8月に開催する第98回定期大会は、中間年大会として2日間の日程、役員選挙等も予定されていることから、日程は極めてタイトであり、大会運営の効率化が求められています。このことから、大会の運営について、以下の5点を提起し、確認を求めます。

1. 大会提出議案・報告と事前配布の取り扱いについて

(1) 大会提出議案・報告については以下の通りです。

議案

第1号議案	当面の闘争方針（案）	2週間前
第2号議案	2025年度一般会計・特別会計予算（案）	1ヵ月前
第3号議案	規程の一部改正について（案）	1ヵ月前
第4号議案	2025年定期大会の開催地について（案）	2週間前

報告

一般経過報告（現業・公企統一闘争中間総括を含む）	当日配布
2024年度一般会計・特別会計決算報告	当日配布
監査報告	当日配布
自治労共済事業活動報告	当日配布

(2) 事前配布日程は以下の通りです。

- ① 1ヵ月前配布
＜日程＞7月29日（月）産別ネットアップ
- ② 2週間前配布
＜日程＞8月15日（木）産別ネットアップ

2. 議事日程について（別紙参照）

- (1) 今大会では、役員選挙を行います。
- (2) 討議時間の確保のために、役員選挙（電子投票）を1日目の終わりに設定します。

3. 予算小委員会について

- (1) 議事規則第20条に基づき、今大会に予算小委員会を設けることとします。日時は、1日目午後の議案に関する質疑討論時間とします（およそ115分）。
- (2) この間の慣例に基づき、出席代議員の割当数や運営などは次の通りとしますが、開会前（当日朝）の議事運営委員会で改めて提起・確認を求めます。なお、円滑な運営等の観点から、事前に発文書にて各県本部に周知することとします。
 - ① 各県本部の割当数は代議員の10%（端数は四捨五入）とし、最低1人は出席することとします。

- ② 付託議案は、第1号議案「当面の闘争方針（案）」の財政に関わる項目、第2号議案「2025年度一般会計・特別会計予算（案）」、第3号議案「規程の一部改正について（案）」の財政に関わる項目とします。
- ③ 予算小委員会では採決（拍手による承認）を行います。
- ④ 大会2日目に、予算小委員長から報告を行うこととします。

4. 出欠の確認について

電子投票システムにより確認を行います。

5. 発言の事前エントリー方式について

- (1) 議事規則第25条の規定を適用し、事前エントリー方式を採用します。なお、質疑討論時間の確保や円滑な運営等の観点から、予算小委員会も事前エントリー方式を採用することとします。
 - (2) エントリー内容は、「発言者および主な発言内容」とし、発言項目だけでなく、発言内容をできるだけ具体的に記述するようお願いします。（発言原稿そのものの提出・登録も可）
 - (3) 上記により、大会会場において議長が挙手を促し、発言者を指名する時間を短縮するとともに、事前の答弁メモの作成など、円滑な本部答弁をめざします。
 - (4) あくまでも円滑な運営をめざすもので、エントリー以外の発言を制限する趣旨のものではありません。
- ※ 連合大会でも、発言者と発言内容を事前に登録する方法が採られています。（発言時間は5分）

■事前エントリーの方法

- (1) 第1号～第4号議案と報告事項（一般経過報告、2024年度一般会計・特別会計決算報告、監査報告、自治労共済事業活動報告）について、および予算小委員会において発言を希望する県本部は、発言の事前エントリーをお願いします。
- (2) 各県からの事前エントリーを本部において整理し、開会前（当日朝）の議事運営委員会で提起し、確認を求めます。
- (3) 事前エントリーには、キントーンを活用します。
- (4) 大会日程がタイトである一方で、なるべく多くの県に発言の機会を設けるため、本会議においては、議案と報告それぞれで「各県各一本ずつ」を基本とします（従前どおり評議会を代表してのエントリーは行いません）。
- (5) 発言時間は、1人5分を基本、最大7分とします。

■エントリー締め切り

8月21日（水）15:00 厳守

（発言エントリー・用紙・キントーンURLなどとともに、後日別途發文します）

第 98 回定期大会議事日程（案）

【1 日目(29 日)】

- 10：00～ 開会
 - ・本部あいさつ
 - ・来賓あいさつ等
 - ・来賓紹介等
- 11：15～ 一般経過報告および 2024 年度運動の総括(25 分)
- 11：40～ 2024 年度一般会計・特別会計決算報告（10 分）
- 11：50～ 監査報告・自治労共済事業活動報告（11 分）
- 12：01～ 昼食休憩
- 12：51～ 各報告に関する質疑討論・承認（130 分）
- 15：01～ 選挙委員長報告および立候補者紹介（5 分）
- 15：06～ 新規加盟組合の紹介・代表者あいさつ（10 分）
- 15：16～ 第 1 号～第 4 号議案の提案（計 37 分）
- 15：53～ 休憩等（18 分）
- 16：11～ 第 1 号～第 4 号議案に関する質疑討論（115 分）
※並行して予算小委員会
- 18：06～ 役員選挙（流れ解散）
- 18：16 終了予定

【2 日目(30 日)】

- 9：00～ 開会
- 9：07～ 第 1 号～第 4 号議案に関する質疑討論（173 分）
- 12：00～ 昼食休憩（60 分）
- 13：00～ 第 1 号～第 4 号議案に関する質疑討論（74 分）
- 14：15～ 第 1 号～第 4 号議案に関する採決等（17 分）
- 14：31～ 選挙委員長報告（3 分）
- 14：34～ 表彰・新旧役員あいさつ・大会宣言等
- 15：00 終了予定

※議案に関する質疑討論時間は計 362 分です
（第 96 回定期大会（前回中間年大会）は 365 分）

<前後の会議について>

- (1) 28 日（水）13：30～ 人勧対策会議
- (2) 28 日（水）16：50～ 臨時県本部代表者会議
- (3) 28 日（水）17：20～ 政治活動推進県本部代表者会議

※開始時間は、あくまで現時点の予定です。

V 機関紙「じちろう」のリニューアルについて

1. 機関紙「じちろう」のA4版（中折）/ヨコ組み/カラー/8ページへの体裁変更と月1回発行への移行

- (1) 現在のタブロイド版/タテ組み/単色/2ページの体裁を変更し、A4サイズ（中折）/ヨコ組み/カラー/、8ページ（A3サイズの紙2枚）とします。新体裁への移行は2025年1月号からとし、発行回数を現在の月2回から1回へと変更します。カラーにすることで、視覚的にアピール力のある紙面とします。この方針は、2024年8月第98回定期大会の「当面の闘争方針」で正式決定します。
- (2) 現在、組合機関紙はタブロイド版が主ですが、A4サイズ（中折）/ヨコ組みに移行する県本部・単組が増えています。若年層を中心に紙の新聞を購読する人が減少しており、ウェブのニュース記事も横書きです。また組合活動においても、議案書は横書き、単組等の新聞・ビラも多くが横書きです。また、A4サイズは職場で回覧しやすい利点があります。
- (3) 現在、機関紙「じちろう」の記事の多くは交渉や各評議会等の集会、各種要請行動の報告となっており、取材と入稿日のタイミングの問題もあり、速報性はありません。リアルタイムでの取り組みの発信はホームページやSNSを活用し、印刷媒体を補完しています。上記の変更により発行頻度が減ることから、記事の内容を「運動課題の解説」「問題提起型」を中心とし、交渉や集会報告記事の発信は、ホームページやSNSでの速報性をこれまで以上に強化します。印刷媒体をデジタル媒体である「じちろうモバイル」へのゲートウェイとし、双方の連携、相乗効果をめざします。

2. 機関誌「自治労通信」の廃刊・機関紙「じちろう」紙面への統合

- (1) 現在、隔月で発行している機関誌「自治労通信」（デジタル版）を廃止し、連載記事を機関紙「じちろう」の見開きページ（4～5ページ）に掲載することとします。連載記事は、有識者寄稿の質の高い記事を掲載していることから、組合員の目に触れる機会をより増やすことで、社会的な課題への問題意識の喚起を図ります。

なお下記記事は、「じちろうモバイル」を構成するコンテンツとし、デジタルでの活用を可能とします。

- 【連載記事】 木村草太（東京都立大教授/憲法学） 「憲法をどう使うか」
水無田气流（国学院大教授/ジェンダー論） 「流体碩学」
自治労法律相談所顧問弁護士 「困ったときの法律相談」

3. 「人勧特集号」への俸給表掲載の取りやめとデジタル提供への移行

- (1) 機関紙「じちろう」の人勧特集号は、経費節減のため従前の号外を取りやめ、2023年から通常号（8月15日号）としましたが、声明・勧告および報告の骨子を掲載する4ページに、俸給表6表を載せた12ページを合わせた計16ページとなりました。今年の勧告で「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」について成案が示され掲載することとなれば、さらなる増ページ・費用増嵩が不可避となります。
- (2) 従来から全単組一律に、国公俸給表6表を印刷物として提供してきましたが、単組においてその活用状況や、費用増嵩をトータルに考えた見直しが必要と判断します。

このため今年の特集号は俸給表を掲載せず、声明・勧告/報告を掲載した8ページとします。俸給表は「じちろうモバイル」にデータ掲載し、紙面からQRコードでアクセス/ダウンロードできる構成とします。各種俸給はA3サイズ1枚の裏表でコピー・印刷が可能なように分割し、PDFに編集・加工します。

(参考：改革後の発行予定と主な内容見込み)

号	発行日	内容等
1月号	1月15日(新年着)	新年号(全員配布)
号外	(1月末)	春闘特集号(全員配布)
2月号	2月15日	1月中央委員会ほか
3月号	3月15日	新採職員歓迎ほか
4月号	4月15日	春闘課題ほか
5月号	5月15日	ときの運動課題
6月号	6月15日	5月中央委員会ほか
7月号	7月15日	人勧期の課題ほか
8月号	8月15日	人勧期の課題ほか
号外	(勧告日)	2025 人事院勧告特集
9月号	9月15日	自治労定期大会特集

* 10月以降、15日発行。内容は確定闘争、予算要求など、ときごとの課題

* 新採特集(3月号)は新採対策に活用できるよう注文に応じて配布部数を増

* 人勧特集号は体裁変更後もタブロイド判とします

VI 予定利率改定にともなう退職後共済・親子共済等の推進上の取り扱いについて

予定利率改定にともなう退職後共済・親子共済等の推進上の取り扱いについて

(添付資料：有)

I. 提案の趣旨

全労済本部における、個人長期生命共済・終身生命共済の予定利率改定（2025年4月実施）を踏まえた、じちろう共済制度【退職後共済 医療給付（定期・終身）・遺族給付（定期・終身）、こども保障満期金付タイプ、親子共済、介護保障】への影響については、6月～7月に開催された共済推進県本部・県支部合同会議ならびに第5回県支部事務局長会議（2024年6月25日）において報告し意見交換を行った。

今般、退職後共済や親子共済等のじちろう共済制度について、推進上の取り扱いを確認する。

II. 各共済制度への影響

各共済制度の掛金や制度への影響についての詳細は、別紙2「予定利率改定にともなう退職後共済等への影響」参照

III. 自治労における推進上の取り扱い

1. じちろう共済制度における推進方針の考え方

(1) 退職後の基軸制度はじちろう退職者団体生命共済

- ① じちろう共済の退職後の生命・医療保障については、じちろう退職者団体生命共済と退職後共済（医療・遺族）の2つの制度を準備しているが、移行加入する場合はいずれか一方を選択し移行しなければならない。
- ② じちろう退職者団体生命共済は、退職後共済の掛金改定後も、保障・掛金ともに有利であり、在職中制度から健康状態にかかわらず継続利用可能な制度であることから、退職後の生命保障・医療保障の基軸制度は「じちろう退職者団体生命共済」とし、長期共済からの移行制度は年金給付とする。なお、退職後共済（終身医療・遺族終身）については、組合員が希望した場合に加入案内を行う制度とする。
- ③ 長期共済・税制適格年金は、組合員の退職後に向けた有力な資産形成手段として、主として退職後の年金給付を目的とする積立制度であることを訴求し、積極的な推進をはかることとする。

(2) 親子共済の積極推進の再開

- ① 2025年4月の掛金改定では親子共済の満期共済金・重度障害共済金が増額となり、元本割れする年齢層が縮小する。また、親子共済は、教育資金と組合員死亡保障を兼ね備える制度であ

り、こども保障満期金付タイプに比較しても優位な制度内容であることを組合員に訴求できることから、親子共済を基軸制度として積極推進を再開する。

- ② 親子共済の付加掛金は、こども保障満期金付タイプと比較しても高く、単組事務手数料についても、親子共済は1口あたり35円/月(年420円)、こども保障満期金付タイプは1共済期間の契約月数で異なりますが、100万円型で年180円(50万型は年90円)となっており、親子共済の積極推進を再開することで、単組財政にも寄与することとなる。

(3) こども保障満期金付タイプの取り扱い

- ① 2025年3月までは、こども保障満期金付タイプを推進する。
- ② 2025年4月以降のこども保障満期金付タイプの募集停止は行わない。
- ③ ただし、親子共済の代替制度としての役割りは終えるため、積極推進は行わず、親子共済に加入できない場合や親子共済では元本割れする場合など、こども保障満期金付タイプへの加入を組合員が希望した場合に加入案内を行うこととする。

(4) 介護保障について

- ① 介護保障は、現行通り取り扱う。

2. 推進ツールについて

(1) 退職後共済(医療・遺族)

- ① 2025年4月1日以降の発効契約から、改定後掛金が適用されることから、2025年3月末退職予定者に対する移行掛金案内については、改定後掛金で案内する。
- ② 2025年3月末退職者に向け、掛金改定を反映した「退職後共済移行のしおり」「考えよう退職後のライフプラン」を作成する。
- ③ 掛金以外の見直しについては、推進方針に変更がないことから、2026年6月発効以降の長期共済加入者の健康告知に関する注意文言の記載など小幅な見直しにとどめ、内容の大幅改定は行わない。
- ④ なお、改定掛金については厚生労働省との認可折衝中であり、パンフレットの作成・提供時期、実務対応等については別途明らかにする。

(2) 親子共済・こども保障満期金付タイプ

- ① 親子共済を基軸制度として積極推進を行う方針と、方針にそった加入案内を組合員に行うためにも、2025年4月発効以降のセット共済パンフレットには、親子共済のみを掲載する。
- ② こども保障満期金付タイプについては、セット共済パンフレットの親子共済のページに、こども保障満期金付タイプの案内について記載する。
- ③ こども保障満期金付タイプへの加入を希望する組合員については、単品パンフレットで案内する。
- ④ セット共済パンフレットの清刷り、親子共済等の単品パンフレットの作成時期等は、厚生労働省との認可折衝の状況を見ながら別途明らかにする。
- ⑤ 2024年度推進計画(案)で提起しているこども保障満期金付タイプのおすすめプランの打出しについては、予定利率変更にとまなう掛金改定が明らかになったため実施を見送る。

(3) 組合員周知のための資料の作成

- ① 予定利率改定にともなう掛金改定と推進上の取り扱いを組合員に周知するための資料として、「きょうさいNEWS」を作成することを検討する。
- ② 作成時期については、厚生労働省との認可折衝の状況を見ながら別途明らかにする。

3. 親子共済推進にあたっての留意点

- ① 掛金改定が2025年4月1日実施であるため、各県枝の更新月に関わらず、2025年4月1日以降に親子共済に新規加入・追加加入する場合は、改定後掛金が一斉適用となる。
- ② 2025年4月発効以降の県枝のセット共済パンフレットには、順次、親子共済を掲載するが、それまでの間に、組合員が親子共済への加入を希望した場合は、単品パンフレットを使用する。
- ③ 親子共済への新規加入は継続募集期に限られ、例月加入が可能なのは新生児誕生時（2満期以内）のみとなっているため、集団加入単組においては、2025年4月1日から各県枝の継続募集期までに実施するスポット募集で、親子共済について周知し、親子共済への加入ニーズに対応するよう準備する。

4. その他

その他の推進ツールや実務対応などについては、詳細が確定次第、別途内容等を明らかにする。

IV. 進め方とスケジュール

日程	取り組み	
	全労済本部	自治労本部・自治労共済推進本部
2024年 2月21日	全労済理事会 「貯蓄性商品のさらなる展開について」 (業務報告)	
4月25日	全労済理事会 「個人長期生命共済および終身生命共済 の予定利率等の改定案」協議・確認 行政折衝の開始	
5月24日		臨時常任代表委員会 退職後共済等への影響 報告
5月24日		第8回代表委員会 退職後共済等への影響 報告
6月～7月		ブロック別共済推進県本部・県支部合同 会議 同上報告と意見交換
6月25日		第5回県支部事務局長会議（WEB） 同上報告・意見交換
7月2日		第19回企画調整会議 「推進上の取り扱い」 協議

日程	取り組み	
	全労済本部	自治労本部・自治労共済推進本部
7月5日		第20回常任代表委員会 「推進上の取り扱い」 協議・確認
7月12日		第9回代表委員会 「推進上の取り扱い」 協議・確認
7月16日		第11回本部共済推進委員会 「推進上の取り扱い」 協議・確認
7月29日		自治労第5回県本部代表者会議 「推進上の取り扱い」 提案
8月23日		第1回県支部事務局長会議（WEB） 「推進上の取り扱い」 意見交換
8月28日	全労済通常総会 「個人長期生命共済および終身生命共済 事業規約改正案」決定	
9月30日		第1回共済推進県本部代表者会議 「推進上の取り扱い」 確認
2025年 4月1日	個人長期生命共済・終身生命共済（予定利率）改定実施	退職後共済・親子共済等の掛金改定

V. 添付資料

【別紙1】 予定利率改定にともなうQA

【別紙2】 「予定利率改定にともなう退職後共済等への影響について」（共済推進県本部・県支部合同会議資料）

【別紙3】 「退職後共済」改定後の移行掛金表

【別紙4】 「こども保障満期金付タイプ」改定後の掛金表

【別紙5】 「親子共済」改定後の満期共済金額

【別紙6】 「介護保障」改定後の掛金表

【別紙7】 じちろう退職者団体生命共済と退職後共済（医療・遺族）の比較

【別紙8】 「親子共済」と「こども保障満期金付タイプ」の制度比較

以上

【別紙1】 予定利率改定にともなうQ A

区分	Q	A
制度 1	<p>長期共済に関する課題が重なって示され、混乱しています。概要をなるべくコンパクトにまとめることはできませんか。</p>	<p>つぎの①、②の課題があります。</p> <p>① 2025年4月利率改定</p> <p>本部において実施される予定利率の引上げは、自治労共済制度のうち、退職後共済（医療給付・遺族給付）、親子共済、こども保障満期金付タイプ、介護保障に影響します。制度によって、掛金額の引下げ、または、保障額の引上げとなり、加入者有利な内容と言えます。なお、加入要件や保障内容に変更は生じません。</p>
		<p>② 2026年6月以降の取り組み</p> <p>つぎの2点の変更が生じます。</p> <p>A 退職後共済定期保障の新規募集停止</p> <p>B 長期共済加入時期による退職後共済終身保障移行時の健康告知の取扱整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 26年5月までに加入 無告知・無審査で移行 ◇ 26年6月以降に加入 有告知・有審査で移行 <p>A 自治労では、1980年代から「在職中は団体生命共済、退職後は長期共済 退職後共済」としてきましたが、2022年6月抜本改正における退職者団生の新設を機に、「在職中は団体生命共済、退職後の基軸制度は退職者団体生命共済、退職後共済の終身保障（医療・遺族）は退職時に1回限り選択できる制度として引き続き存続することとしました。</p> <p>なお、退職後共済の定期保障（医療・遺族）については、経過措置として2026年5月まで移行可能としていました。</p> <p>B 長期共済加入時期による退職後共済移行時の健康告知の取扱については、長期間にわたり、長期共済加入時のパンフレット等で、退職後共済への移行（無告知・無審査）を案内していることから、2026年5月発効以前の長期共済既契約者（組合員本人）が退職後共済に移行加入する場合、無告知・無審査での移行を可能としました。</p>

区分	Q	A																						
		<p>一方で、2026年6月発効以降の長期共済新規契約者（組合員本人）が退職後共済終身保障（医療・遺族）に移行する場合には、有告知・有審査となります。</p>																						
制度 2	<p>個人長期生命共済と終身生命共済の予定利率が引き上げとなる理由は何ですか。</p>	<p>①共済掛金は、将来の共済金などの支払いに備え、堅実な資産運用を基本として運用しています。長期共済などの資金を運用するにあたっては、公社債を中心に安定的な利息収入を確保する運用を行っています。</p> <p>②予定利率引上げは、「中経 2025 期間における資本政策」にもとづき、「健全性」「収益性」「組合員還元」のバランスをとった収益性の向上や、受入共済掛金維持に向け、昨今の市場金利上昇や貯蓄性商品のニーズの高まりを鑑みた ERM（統合型リスク管理）の観点での検証をふまえ、民間保険の状況も考慮しながら、貯蓄性商品の推進上の取り扱いの一部緩和の一環として行うものです。</p> <p>③なお、予定利率改定後、定期的に収益性等を検証しながら、必要な場合には、予定利率や推進上の取り扱いを見直すこととしています。</p> <p>< 予定利率の例 ></p> <table border="1" data-bbox="783 1256 1426 1608"> <thead> <tr> <th rowspan="2">制度名</th> <th rowspan="2">保障型</th> <th rowspan="2">共済期間</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> <tr> <th>2019年 8月～</th> <th>2025年 4月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">退職後 共済</td> <td rowspan="2">医療</td> <td>定期</td> <td>0.25</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>終身</td> <td>0.75</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遺族</td> <td>定期</td> <td>0.25</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>終身</td> <td>0.35</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table>	制度名	保障型	共済期間	現行	改定後	2019年 8月～	2025年 4月～	退職後 共済	医療	定期	0.25	0.50	終身	0.75	1.00	遺族	定期	0.25	0.50	終身	0.35	1.00
制度名	保障型	共済期間				現行	改定後																	
			2019年 8月～	2025年 4月～																				
退職後 共済	医療	定期	0.25	0.50																				
		終身	0.75	1.00																				
	遺族	定期	0.25	0.50																				
		終身	0.35	1.00																				
制度 3	<p>運用環境が改善されたのに長期共済や税制適格年金の予定利率が変わらないのはなぜですか。</p>	<p>①長期共済・税制適格年金（新団体年金共済）の予定利率は、1.25%です。</p> <p>②市場金利上昇とはいえ、財務省国債金利情報によると、2024年6月14日現在の10年国債は0.95%の現状にあり、金利リスクの影響を払拭するまで至っていません。</p>																						
制度 4	<p>現在、親子共済やこども保障満期金付タイプに加入している契約者は何か影響がありますか。</p>	<p>親子共済やこども保障満期金付タイプは、加入時の利率で固定されますので、既加入者には影響はありません。</p>																						

区分	Q	A
制度 5	<p>予定利率が改善されるため、現在加入しているこども保障満期金付きプランを解約し、新たに親子共済やこども保障満期金付きプランに加入することは可能ですか。</p>	<p>可能です。</p> <p>ただし、途中解約すると元本割れが生じる場合があります。</p> <p>また、新たに親子共済やこども保障満期金付プランに加入する場合は、親子共済は親と子どもの健康告知、こども保障満期金付きプランは子どもの健康告知が必要なため、解約してしまうと再度加入できない場合があることに留意する必要があります。</p>
制度 6	<p>2026 年 6 月以降に長期共済に加入した組合員は、退職後共済（終身医療、遺族終身）移行時には「有告知・有審査」となるため、じちろう退職者団体生命共済との併用は可能ですか。</p> <p>可能な場合、2026 年 5 月以前に長期共済に加入した組合員についても、退職後共済（終身医療、遺族終身）移行時に「有告知・有審査」であるなら、じちろう退職者団体生命共済との併用は可能ですか。</p>	<p>自治労では、1980 年代から「在職中は団体生命共済、退職後は長期共済 退職後共済」としてきましたが、2022 年 6 月抜本改正における退職者団生の新設を機に、「在職中は団体生命共済、退職後の基軸制度は退職者団体生命共済、退職後共済の終身保障（医療・遺族）は退職時に 1 回限り選択できる制度として引き続き存続する」こととしました。</p> <p>じちろう退職者団体生命共済と退職後共済の終身保障（医療、遺族）の併用加入については、団体生命共済・長期共済 退職後共済・税制適格年金の共済制度の根幹にかかわる課題であり、退職後の保障体系全体の見直しを必要とすることから、長期共済の加入時期にかかわらず、じちろう退職者団体生命共済を選択した場合は、退職後共済（終身医療、遺族終身）を選択することはできません。</p> <p>なお、じちろう退職者団体生命共済とは別に、終身医療や終身生命などへの加入を希望される場合、各県推進本部を通じた加入をご案内する取扱いとなります。</p>
制度 7	<p>長期共済未加入者が、退職時に有告知・有審査で「退職後共済の終身保障（医療・遺族）」に移行することはできますか。</p>	<p>退職後共済の終身保障（医療、遺族）は、長期共済加入者が退職時に移行（転換）できる自治労独自の共済制度であることから、長期共済の未加入者は、退職後共済（終身医療、遺族終身）に新規加入することはできません。</p> <p>なお、終身医療や終身生命などへの加入を希望される場合、各県推進本部を通じた加入をご案内する取扱いとなります。</p>
推進 1	<p>退職後共済の遺族終身が改善されるので、退職後の資産形成や万</p>	<p>推進方針では、退職後の生命保障・医療保障の基軸となる制度はじちろう退職者団体生命共済と</p>

区分	Q	A
	<p>一の備えとして、積極的に推進しても良いですか。</p>	<p>し、退職後の資産形成は退職後共済（年金給付）と位置付けています。</p> <p>退職後共済の医療保障や遺族保障を選択した場合は、じちろう退職者団体生命共済を選択することはできませんので、まずは、じちろう退職者団体生命共済を積極推進し、組合員の要望に応じて選択することも可能です。</p> <p>ただし、2026年6月以降に長期共済に加入した契約者は、退職後共済への移行時に「有告知・有審査」となることに注意が必要です。</p>
<p>推進 2</p>	<p>こども保障満期金付タイプへの加入を希望する組合員も考えられるため、セット共済パンフレットに親子共済とこども保障満期金付タイプの両方を掲載できませんか。</p>	<p>親子共済は、子どもの高校卒業当該年度に満期金が受け取れる制度ですが、組合員本人が積立期間中に死亡した場合、それまでの積立金相当額と満期金相当額が支払われる制度であり、組合員に万一のことがあっても満期金が受け取れるという優位な制度となっています。</p> <p>組合員が親子共済とこども保障満期金付タイプのどちらに加入したらよいかという混乱を避ける意味からも、パンフレットには親子共済のみ掲載することとします。</p> <p>ただし、親の告知該当や元本割れ年齢などによりこども保障満期金付タイプへの加入を希望する場合は、単品パンフレットにて個別にご案内することとします。</p>

【別紙 2】

予定利率改定にともなう退職後共済等への影響について

(添付資料：有)

I. 提案の趣旨

全労済本部では、資産運用を取り巻く環境（財務省国債金利情報 2024年5月22日現在 10年国債 1.007%）などをふまえ、個人長期生命共済・終身生命共済の予定利率改定を2025年4月実施で行うこととしている。

じちろう共済制度【退職後共済 医療給付（定期・終身）・遺族給付（定期・終身）、こども保障満期金付タイプ、親子共済、介護保障】への影響を確認する。

なお、新団体年金共済の予定利率の変更はないため、長期共済・税制適格年金への影響はない。

II. 予定利率改定等について

1. 個人長期生命共済・終身共済の予定利率改定（2025年4月1日実施）

（1）改定内容

改定内容は予定利率変更のみ、保障内容の変更はない。

詳細については、「【別紙 1】本部理事会（2024年4月25日開催）資料」を参照。

（2）じちろう共済制度への影響

制度名	保障型	共済期間	現行 予定利率	改定後 予定利率	加入者への影響 (○有利、×不利)	
			2019年 8月～	2025年 4月～		
退職後 共済	医療	定期	0.25	0.50	掛金額の引下げ	○
		終身	0.75	1.00		
	遺族	定期	0.25	0.50		
		終身	0.35	1.00		
こども保障 満期金付タイプ	月払	定期	0.50	1.00	掛金額の引下げ	○
親子共済	月払	定期	0.50	1.00	満期共済金、死亡・重度障害共済金の増額	○
介護保障	月・年払	終身	0.50	0.75	掛金額の引下げ	○
	一時払		0.35	1.00		

2. 各共済制度の共済掛金（主な例）

（1）退職後共済

2025年4月予定利率改定によって、退職後共済移行時の掛金（移行掛金）は、つぎのとおり、引き下げとなる。

詳細については、「【別紙2】退職後共済の改定後の移行掛金表」を参照。

<例> 組合員が65歳で移行する場合

① 医療給付

ア 定期医療給付 入院日額5,000円・80歳満期・三大疾病付

	現行	改定後	差額	率
男性	2,333,282円	2,286,093円	▲47,189円	▲2.0%
女性	1,557,282円	1,524,133円	▲33,149円	▲2.0%

* 「定期医療給付 三大疾病付」は、「定期医療プラン」に三大疾病医療特約を付帯した共済契約

イ 終身医療給付 三大疾病付

	現行	改定後	差額	率
男性	4,199,527円	4,139,511円	▲60,016円	▲1.4%
女性	3,475,626円	3,403,608円	▲72,018円	▲2.1%

* 「終身医療給付 三大疾病付」は、75歳までの定期保障「定期医療プラン（2019）」（入院日額2,000円）と、終身保障「終身医療プラン（2019）三大疾病タイプ」（入院日額3,000円）の組み合わせによる共済契約

② 遺族給付

ア 遺族定期給付 80歳満期（100万円あたり）

	現行	改定後	差額	率
男性	391,880円	383,410円	▲8,470円	▲2.2%
女性	203,280円	198,690円	▲4,590円	▲2.3%

* 「遺族定期給付」は、「定期生命プラン（2019）」による共済契約

イ 遺族終身給付（100万円あたり）

	現行	改定後	差額	率
男性	975,430円	866,510円	▲108,920円	▲11.2%
女性	963,820円	825,470円	▲138,350円	▲14.4%

* 「遺族終身給付」名は、「終身生命プラン（2019）」による共済契約

(2) こども保障満期金付タイプ

2025年4月予定利率改定によって、掛金が引き下げとなり、返戻率が引き上げとなる。
 詳細については、「【別紙3】こども保障満期金付タイプ 改定後の掛金表」を参照。

<例> 子ども0歳、満了年齢18歳で（大学入学準備コース）に加入する場合

① 満期金50万円型

	現行	改定後
満期金	50万円	50万円
子どもの死亡・重度障害	50万円	50万円
加入年齢：0歳 満了年齢：18歳	月払掛金：2,275円 掛金払込総額：491,400円 返戻率：101.75%	月払掛金：2,175円 掛金払込総額：469,800円 返戻率：106.43%

※ 返戻率＝満期金÷掛金払込総額

② 満期金100万円型

	現行	改定後
満期金	100万円	100万円
子どもの死亡・重度障害	100万円	100万円
加入年齢：0歳 満了年齢：18歳	月払掛金：4,550円 掛金払込総額：982,800円 返戻率：101.75%	月払掛金：4,350円 掛金払込総額：939,600円 返戻率：106.43%

※ 返戻率＝満期金÷掛金払込総額

(3) 親子共済

2025年4月予定利率改定によって、満期共済金額と死亡・重度障害共済金額が増額する。

満期共済金について、元本割れする年齢層が縮小し、満期共済金額が掛金払込累計を上回る年齢層が拡大する。

詳細については、「【別紙4】親子共済 改定後の満期共済金額」を参照。

<男性の例>

現行、元本割れするのは、子ども0歳で加入する場合の親年齢が26歳以上の年齢層だったが、改定後は、41歳以上の場合に限定されることになる。

<女性の例>

現行、元本割れするのは、子ども0歳で加入する場合の親年齢が33歳以上の年齢層だったが、改定後は、元本割れする年齢層はなくなる。

<例> 組合員 30 歳男性、子ども 0 歳で加入した場合（100 円未満切り捨て）

		現行	改定後	差額	
保障内容	満期共済金	1,074,900 円	1,121,300 円	46,400 円	
	死亡・重度障害共済金額	組合員	1,100,000 円	1,200,000 円	100,000 円
		子ども	100,000 円	100,000 円	—
掛金	月払掛金	5,000 円	5,000 円	—	
	掛金払込総額	1,080,000 円	1,080,000 円	—	
	返戻率	99.5%	103.8%	—	

<参考> 親子共済の保障内容

子どもの高校卒業当該年度に満期金（満期共済金）が受け取れる制度。組合員本人が積立期間中に死亡した場合は、それまでの積立金相当額（累加死亡・重度障害共済金）と満期金相当額（死亡・重度障害共済金）が支払われる制度となっている。また、こどもの死亡・重度障がいの際には1口あたり10万円のこども死亡・重度障害共済金が支払われる。

2025年4月の予定利率改定では、満期共済金額と死亡・重度障害共済金額が増額する。

（4）介護保障（せいめい共済・新終身生命プラン介護タイプ）

2025年4月予定利率改定によって、掛金が引き下げとなる。

詳細については、「【別紙5】介護保障 改定後の掛金表」を参照。

<例> 組合員が40歳で加入する場合

① 月払い（終身払）

	現行	改定後	差額	率
男性	11,700 円	11,250 円	▲450 円	▲3.8%
女性	10,850 円	10,400 円	▲450 円	▲4.1%

② 一時払

	現行	改定後	差額	率
男性	4,769,450 円	3,824,800 円	▲944,650 円	▲19.8%
女性	4,749,300 円	3,748,800 円	▲1,000,500 円	▲21.1%

<参考> 介護保障の保障内容

要介護2以上となった場合に一時金が支払われ、要介護状態にならなかった場合でも死亡共済金が支払われる、死亡保障と介護保障が組み合わせられた保障内容となっている。

Ⅲ. 各共済制度への影響

1. 退職後共済とじちろう退職者団体生命共済

(1) 制度上の取り扱い

「じちろう退職者団体生命共済」と「退職後共済（医療給付・遺族給付）」は、退職時にいずれか一方を選択し移行加入する制度であり、両方を選択することは不可となる。

ただし、じちろう退職者団体生命共済を選択し、退職後共済の「年金給付」を利用することは可能となっている。

(2) 退職後の基幹制度は、じちろう退職者団体生命共済

2022年6月抜本改正により、じちろう退職者団体生命共済が発足し、退職後の基幹制度は、じちろう退職者団体生命共済となった。

(3) じちろう退職者団体生命共済は、加入者有利な共済制度

今回の予定利率改定後も、じちろう退職者団体生命共済が、保障内容、掛金水準とも、加入者有利な共済制度であることに変わりはない。

詳細については、「【別紙6】じちろう退職者団体生命共済と退職後共済（医療・遺族）の比較」を参照。

- ① 現行、じちろう退職者団体生命共済の掛金水準は、一定の条件（同程度の保障内容）のもと、退職後共済と比較した場合、約32%低い掛金水準となっている。

<現行の比較>

性別	退職者団体生命共済	退職後共済 (A)	掛金累計差額 (B)	% (B÷A)
男性	1,750,440円	2,563,945円	▲813,505円	▲31.7%
女性	1,004,160円	1,472,720円	▲468,560円	▲31.8%

- ② 改定後、じちろう退職者団体生命共済の掛金水準は、一定の条件（同程度の保障内容）のもと、退職後共済と比較した場合、約31%低い掛金水準となり、約1.0%縮小するが、じちろう退職者団体生命共済の方が、加入者有利な共済制度であることに変わりはない。

<改定後の比較>

性別	退職者団体生命共済	退職後共済 (A)	掛金累計差額 (B)	% (B÷A)
男性	1,750,440円	2,528,825円	▲778,385円	▲30.8%
女性	1,004,160円	1,451,790円	▲447,630円	▲30.8%

<比較条件>

ア じちろう退職者団体生命共済

(医療保障充実型・E型 500 万円 + 医療保障 25 コース入院日額 5,000 円)

イ 退職後共済

(定期遺族給付 500 万円・定期医療給付 5000 円コース + 三大疾病保障)

ウ 移行加入年齢：65 歳

エ 掛金払込方法：じちろう退職者団体生命共済は、年払口座振替

退職後共済は、長期共済積立金からの一括払

オ 共済期間 10 年

2. 「こども保障満期金付タイプ」と「親子共済」

(1) 2019 年 8 月制度改定時の経過

<保障イメージ>

親子共済	こども保障満期金付タイプ

詳細については、「【別紙 7】「親子共済」と「こども保障満期金付タイプ」の制度比較」を参照。

- ① 親子共済（個人長期生命共済）は、子どもの教育資金（満期金）と、組合員と子どもの万一のときの保障（死亡・重度障害）を組み合わせた共済制度（自治労独自制度）である。

2019 年 8 月個人長期生命共済等の制度改定において、予定利率の引き下げ、予定死亡率等の見直しにより、満期金および死亡保障額の水準が低下したが、教育資金と組合員の生命保障を兼ね備える制度として広く普及している状況を鑑み、新しい予定利率が適用された後も、引き続き制度提供をしてきた。

- ② こども保障満期金付タイプ（個人長期生命共済）は、子どもの教育資金（満期金）と、子どもの万一の保障（死亡・重度障害）を準備できる共済制度である。

2019 年 8 月個人長期生命共済等の制度改定を機に、多様化する組合員ニーズに対応するため、取扱いを開始した。

- ③ 親子共済は 2019 年 8 月制度改定より積極推進を控え、元本割れをしないこども保障満期金付タイプを代替制度として推進してきたものの、2025 年 4 月の予定利率改定を踏まえた推進上の取り扱いを検討する必要がある。

<第4回県本部代表者会議（2018年7月23日開催）資料から抜粋>

- 1 元本割れをしないキッズ満期金付プランをすすめていきます。
- 2 親子共済は積極的な推進を行わないこととします。ただし、組合員が加入を希望された場合は、元本割れとなることを含む制度の丁寧な説明を行い、加入を案内していきます。

（2）加入実績

詳細については、「【別紙8】親子共済とこども満期付タイプの加入実績」を参照。

<年度別新規加入実績>

件数

年度	2017 ※1	2018 ※1	2019 ※2	2020	2021	2022	2023 ※3	<参考> 2019年8月～ 制度改定後の合計件数
親子共済	1,694	2,102	562 (121)	133	91	70	35	450
こども保障 満期金付タイプ	—	—	668	851	646	642	332	3,139

つぎの※1～※3を除く各年度は、6月発効～翌年5月発効の実績

※1 2017年度、2018年度のこども保障満期金付タイプは、実績なし（2019年8月制度実施前）。

※2 2019年度の親子共済（）内件数は、制度改定後2019年8月発効～2020年5月発効の実績。

※3 2023年度のこども保障満期金付タイプは、2023年6月発効～2024年4月発効の実績。

IV. 実施時期

2025年4月1日以降の発効契約から適用とする。したがって、既に参加している共済契約については影響しない。

V. 進め方とスケジュール

日程	取り組み	
	全労済本部	自治労本部・自治労共済推進本部
2024年 2月21日	全労済理事会 「貯蓄性商品のさらなる展開について」 (業務報告)	
4月25日	全労済理事会 「個人長期生命共済および終身生命共済 の予定利率等の改定案」協議・確認 行政折衝の開始	
5月24日		臨時常任代表委員会 退職後共済等への影響 報告

日程	取り組み	
	全労済本部	自治労本部・自治労共済推進本部
5月24日		第8回代表委員会 退職後共済等への影響 報告
6月～7月		ブロック別共済推進県本部・県支部合同 会議 同上報告と意見交換
6月25日		第5回県支部事務局長会議（WEB） 同上報告・意見交換
7月2日		第19回企画調整会議 「推進上の取り扱い」 協議
7月5日		第20回常任代表委員会 「推進上の取り扱い」 協議・確認
7月12日		第9回代表委員会 「推進上の取り扱い」 協議・確認
7月16日		第11回本部共済推進委員会 「推進上の取り扱い」 協議・確認
7月29日		自治労第5回県本部代表者会議 「推進上の取り扱い」 提案
8月23日		第1回県支部事務局長会議 「推進上の取り扱い」 意見交換
8月28日	全労済通常総会 「個人長期生命共済および終身生命共済 事業規約改正案」決定	
9月●日		第1回共済推進県本部代表者会議 「推進上の取り扱い」 確認
2025年 4月1日	個人長期生命共済・終身生命共済（予定利 率）改定実施	退職後共済等の掛金改定

VI. 留意点

本資料は、今後の認可折衝の状況によっては変更となる場合があることに留意する。

VII. 添付資料

- 【別紙1】本部理事会（2024年4月25日開催）資料（一部抜粋）
- 【別紙2】「退職後共済」改定後の移行掛金表
- 【別紙3】「こども保障満期金付タイプ」改定後の掛金表
- 【別紙4】「親子共済」改定後の満期共済金額
- 【別紙5】「介護保障」改定後の掛金表
- 【別紙6】じちろう退職者団体生命共済と退職後共済（医療・遺族）の比較

【別紙7】「親子共済」と「こども保障満期金付タイプ」の制度比較

【別紙8】「親子共済」と「こども保障満期金付タイプ」の加入実績

以上

【別紙3】退職後共済 改定後の移行掛金表

【 現 行 】

<男性>

	70歳満期型		75歳満期型	
	入院日額5,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額7,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額5,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額7,000円 三大疾病なし 三大疾病あり
51歳	928,328	1,578,928	1,216,988	2,127,828
52歳	886,191	1,514,641	1,159,831	2,039,661
53歳	842,821	1,445,571	1,089,903	1,942,461
54歳	818,822	1,402,022	1,041,461	1,874,902
55歳	802,021	1,383,782	1,035,742	1,833,882
56歳	793,682	1,368,782	1,035,742	1,833,882
57歳	786,648	1,318,698	999,048	1,771,918
58歳	737,553	1,269,593	959,593	1,704,393
59歳	705,316	1,214,216	915,876	1,628,336
60歳	669,750	1,152,420	867,650	1,543,360
61歳	630,768	1,083,918	814,828	1,449,238
62歳	588,027	1,008,377	756,967	1,345,457
63歳	541,362	925,607	694,047	1,231,787
64歳	491,362	835,162	626,302	1,107,622
65歳	437,338	736,588	553,418	972,368

<男性>

	70歳満期型		75歳満期型	
	入院日額5,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額7,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額5,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額7,000円 三大疾病なし 三大疾病あり
51歳	901,530	1,533,480	1,182,470	2,067,200
52歳	863,077	1,476,168	1,157,337	2,029,927
53歳	823,468	1,413,648	1,130,648	1,988,428
54歳	842,021	1,402,021	1,101,461	1,942,631
55歳	818,822	1,402,021	1,069,903	1,890,653
56歳	793,682	1,368,782	1,035,742	1,833,882
57歳	766,648	1,318,698	999,048	1,771,918
58歳	737,553	1,269,593	959,593	1,704,393
59歳	705,316	1,214,216	915,876	1,628,336
60歳	669,750	1,152,420	867,650	1,543,360
61歳	630,768	1,083,918	814,828	1,449,238
62歳	588,027	1,008,377	756,967	1,345,457
63歳	541,362	925,607	694,047	1,231,787
64歳	491,362	835,162	626,302	1,107,622
65歳	437,338	736,588	553,418	972,368

【 改 定 案 】

	80歳満期型		終身	
	入院日額5,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額7,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額5,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額7,000円 三大疾病なし 三大疾病あり
51歳	1,596,430	2,870,480	2,098,710	3,882,380
52歳	1,574,946	2,836,396	2,069,426	3,835,456
53歳	1,552,009	2,799,359	2,038,189	3,784,479
54歳	1,527,607	2,759,457	2,004,987	3,729,577
55歳	1,500,669	2,714,419	1,968,329	3,667,579
56歳	1,471,074	2,664,174	1,928,054	3,598,394
57歳	1,438,703	2,608,653	1,884,023	3,521,953
58歳	1,403,751	2,548,151	1,836,531	3,438,691
59歳	1,365,846	2,482,196	1,785,066	3,347,956
60歳	1,325,410	2,410,610	1,730,230	3,249,510
61歳	1,282,382	2,333,282	1,671,962	3,143,222
62歳	1,238,230	2,250,230	1,609,230	3,028,230
63歳	1,192,180	2,162,180	1,542,180	2,902,180
64歳	1,144,130	2,069,130	1,470,130	2,765,130
65歳	1,094,080	1,971,080	1,393,080	2,618,080

	80歳満期型		終身	
	入院日額5,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額7,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額5,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額7,000円 三大疾病なし 三大疾病あり
51歳	1,538,234	2,766,434	2,023,274	3,742,754
52歳	1,520,177	2,738,477	1,998,497	3,704,117
53歳	1,500,568	2,707,518	1,971,628	3,661,358
54歳	1,479,536	2,673,636	1,942,856	3,614,596
55歳	1,455,815	2,639,465	1,910,415	3,560,525
56歳	1,429,376	2,589,926	1,874,276	3,499,046
57歳	1,400,215	2,540,165	1,834,455	3,430,385
58歳	1,368,257	2,485,157	1,790,877	3,354,537
59歳	1,333,348	2,424,548	1,743,328	3,271,008
60歳	1,295,846	2,358,296	1,692,326	3,179,756
61歳	1,258,643	2,286,963	1,637,743	3,080,373
62歳	1,216,988	2,211,988	1,573,743	2,974,990
63歳	1,174,410	2,134,410	1,509,743	2,857,410
64歳	1,130,822	2,052,822	1,445,743	2,734,822
65歳	1,086,234	1,966,234	1,381,743	2,607,234

	75歳満期型		80歳満期型		終身	
	入院日額5,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額7,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額5,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額7,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額5,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額7,000円 三大疾病なし 三大疾病あり
51歳	182,230	290,530	230,530	390,530	952,160	1,352,160
52歳	179,320	288,230	228,230	388,230	953,890	1,353,890
53歳	176,100	285,660	225,660	385,660	955,610	1,355,610
54歳	172,530	282,780	222,780	382,780	957,330	1,357,330
55歳	168,590	279,580	219,580	379,580	959,040	1,359,040
56歳	164,080	275,870	215,870	375,870	960,740	1,360,740
57歳	159,010	271,680	211,680	371,680	962,430	1,362,430
58歳	153,340	266,960	206,960	366,960	964,110	1,364,110
59歳	147,020	261,660	201,660	361,660	965,770	1,365,770
60歳	139,970	255,720	195,720	355,720	967,430	1,367,430
61歳	132,020	249,000	189,000	349,000	969,060	1,369,060
62歳	122,970	241,320	181,320	341,320	970,680	1,370,680
63歳	112,820	232,660	171,660	332,660	972,280	1,372,280
64歳	101,440	222,930	160,930	322,930	973,870	1,373,870
65歳	88,670	211,980	149,980	311,980	975,430	1,375,430

	75歳満期型		80歳満期型		終身	
	入院日額5,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額7,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額5,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額7,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額5,000円 三大疾病なし 三大疾病あり	入院日額7,000円 三大疾病なし 三大疾病あり
51歳	176,920	279,530	229,530	389,530	956,370	1,356,370
52歳	174,410	277,860	227,860	387,860	957,920	1,357,920
53歳	171,600	275,920	225,920	385,920	959,490	1,359,490
54歳	168,430	273,670	223,670	383,670	961,060	1,361,060
55歳	164,870	271,090	221,090	381,090	962,610	1,362,610
56歳	160,740	268,000	218,000	378,000	964,140	1,364,140
57歳	156,040	264,400	214,400	374,400	965,660	1,365,660
58歳	150,730	260,280	209,280	370,280	967,170	1,367,170
59歳	144,750	255,560	203,560	365,560	968,670	1,368,670
60歳	138,030	250,200	197,200	360,200	969,160	1,369,160
61歳	130,390	244,040	190,040	354,040	969,640	1,369,640
62歳	121,650	236,900	182,900	346,900	969,110	1,369,110
63歳	111,770	228,770	174,770	338,770	968,570	1,368,570
64歳	100,650	219,550	165,550	329,550	967,020	1,367,020
65歳	88,090	209,080	153,080	318,080	965,460	1,365,460

【別紙3】退職後共済改定後の移行掛金表

【 現 行 】

<女性>

	医療給付（組合員本人・配偶者）			医療給付（組合員本人・配偶者）		
	70歳満期型	75歳満期型	75歳満期型	70歳満期型	75歳満期型	75歳満期型
	入院日額5,000円	入院日額7,000円	入院日額5,000円	入院日額7,000円	入院日額7,000円	入院日額7,000円
三大疾病なし	三大疾病あり	三大疾病なし	三大疾病あり	三大疾病なし	三大疾病あり	三大疾病あり
51歳	661,953	1,116,203	861,553	1,497,503	901,666	1,568,566
52歳	643,296	1,083,846	836,176	1,452,946	884,064	1,538,164
53歳	624,041	1,049,891	810,001	1,406,191	866,022	1,508,352
54歳	604,125	1,014,575	782,945	1,357,575	847,329	1,477,709
55歳	583,582	977,832	755,062	1,307,152	828,064	1,445,474
56歳	562,354	939,804	726,274	1,254,704	808,118	1,414,288
57歳	540,338	900,138	696,438	1,200,158	787,546	1,385,296
58歳	517,592	858,992	665,632	1,143,592	766,251	1,357,361
59歳	493,361	814,961	632,801	1,083,041	743,525	1,328,585
60歳	467,480	767,930	597,720	1,018,350	719,262	1,295,892
61歳	439,967	717,817	560,427	949,417	693,429	1,259,179
62歳	410,692	664,492	520,752	876,072	665,843	1,219,133
63歳	379,449	607,649	478,409	797,889	636,507	1,174,757
64歳	346,374	547,524	433,594	715,204	605,346	1,128,956
65歳	311,118	483,618	385,818	627,318	572,220	1,081,390

【 改 定 案 】

<女性>

	医療給付（組合員本人・配偶者）			医療給付（組合員本人・配偶者）		
	70歳満期型	75歳満期型	75歳満期型	70歳満期型	75歳満期型	75歳満期型
	入院日額5,000円	入院日額7,000円	入院日額5,000円	入院日額7,000円	入院日額5,000円	入院日額7,000円
三大疾病なし	三大疾病あり	三大疾病なし	三大疾病あり	三大疾病なし	三大疾病あり	三大疾病あり
51歳	642,895	1,085,145	837,335	1,456,485	868,912	1,503,162
52歳	625,657	1,055,207	813,797	1,415,167	853,343	1,476,293
53歳	607,868	1,023,768	789,528	1,371,788	837,231	1,447,881
54歳	589,411	990,861	764,371	1,326,401	820,460	1,418,060
55歳	570,233	956,483	738,253	1,279,003	803,121	1,387,021
56歳	550,302	920,602	711,142	1,229,562	785,045	1,354,545
57歳	529,588	883,088	682,988	1,177,888	766,237	1,320,537
58歳	508,038	843,938	653,718	1,123,978	746,703	1,285,053
59歳	485,001	801,901	622,421	1,066,081	725,691	1,246,791
60歳	460,255	758,705	588,795	1,003,825	703,133	1,205,533
61歳	433,828	708,378	552,888	937,258	678,902	1,161,302
62歳	405,477	656,627	514,377	865,987	652,908	1,113,808
63歳	375,302	601,452	473,402	790,012	625,113	1,063,063
64歳	342,987	542,587	429,527	708,967	595,386	1,008,936
65歳	308,638	480,038	382,898	622,858	563,640	951,240

医療給付（組合員本人・配偶者）

	80歳満期型			終身		
	入院日額5,000円	入院日額7,000円	入院日額5,000円	入院日額7,000円	入院日額5,000円	入院日額7,000円
三大疾病なし	三大疾病あり	三大疾病なし	三大疾病あり	三大疾病なし	三大疾病あり	三大疾病あり
51歳	2,037,322	3,521,478	2,040,480	3,528,690	2,044,356	3,535,406
52歳	2,047,563	3,539,199	2,049,940	3,544,274	2,052,572	3,548,260
53歳	2,054,536	3,549,744	2,058,935	3,551,035	2,067,045	3,548,783
54歳	2,066,200	3,545,608	2,068,717	3,538,853	2,074,955	3,526,989
55歳	2,074,955	3,526,989	2,074,955	3,526,989	2,083,625	3,511,375
56歳	2,083,625	3,495,962	2,083,625	3,495,962	2,094,542	3,475,626
57歳	2,094,542	3,475,626	2,094,542	3,475,626	2,104,471	3,451,375
58歳	2,104,471	3,451,375	2,104,471	3,451,375	2,114,400	3,427,124
59歳	2,114,400	3,427,124	2,114,400	3,427,124	2,124,329	3,402,873
60歳	2,124,329	3,402,873	2,124,329	3,402,873	2,134,258	3,378,622
61歳	2,134,258	3,378,622	2,134,258	3,378,622	2,144,187	3,354,371
62歳	2,144,187	3,354,371	2,144,187	3,354,371	2,154,116	3,330,120
63歳	2,154,116	3,330,120	2,154,116	3,330,120	2,164,045	3,305,869
64歳	2,164,045	3,305,869	2,164,045	3,305,869	2,173,974	3,281,618
65歳	2,173,974	3,281,618	2,173,974	3,281,618	2,183,903	3,257,367

医療給付（組合員本人・配偶者）

	80歳満期型			終身		
	入院日額5,000円	入院日額7,000円	入院日額5,000円	入院日額7,000円	入院日額5,000円	入院日額7,000円
三大疾病なし	三大疾病あり	三大疾病なし	三大疾病あり	三大疾病なし	三大疾病あり	三大疾病あり
51歳	1,971,820	3,413,778	1,977,221	3,424,427	1,983,297	3,435,009
52歳	1,983,297	3,435,009	1,988,698	3,445,666	1,994,857	3,455,732
53歳	1,994,857	3,455,732	1,999,857	3,456,131	2,005,857	3,476,244
54歳	2,005,857	3,476,244	2,010,857	3,476,700	2,016,857	3,496,756
55歳	2,016,857	3,496,756	2,015,857	3,497,265	2,021,857	3,517,268
56歳	2,021,857	3,517,268	2,020,857	3,517,830	2,025,857	3,537,780
57歳	2,025,857	3,537,780	2,024,857	3,538,345	2,029,857	3,558,292
58歳	2,029,857	3,558,292	2,028,857	3,558,857	2,033,857	3,578,804
59歳	2,033,857	3,578,804	2,032,857	3,579,370	2,037,857	3,599,316
60歳	2,037,857	3,599,316	2,036,857	3,599,885	2,041,857	3,619,828
61歳	2,041,857	3,619,828	2,040,857	3,620,399	2,045,857	3,640,340
62歳	2,045,857	3,640,340	2,044,857	3,640,909	2,049,857	3,660,852
63歳	2,049,857	3,660,852	2,048,857	3,661,419	2,053,857	3,681,364
64歳	2,053,857	3,681,364	2,052,857	3,681,929	2,057,857	3,701,876
65歳	2,057,857	3,701,876	2,056,857	3,702,439	2,061,857	3,722,388

遺族給付（組合員本人・配偶者）

	75歳満期型			80歳満期型			終身		
	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
51歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
52歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
53歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
54歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
55歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
56歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
57歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
58歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
59歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
60歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
61歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
62歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
63歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
64歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
65歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230

遺族給付（組合員本人・配偶者）

	75歳満期型			80歳満期型			終身		
	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
51歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
52歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
53歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
54歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
55歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
56歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
57歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
58歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
59歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
60歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
61歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
62歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
63歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
64歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230
65歳	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230	92,150	145,710	745,230

【別紙3-1】退職後共済 現行および改定後の移行掛金差額

<男性>

	医療給付 (組合員本人・配偶者)			
	70歳満期型		75歳満期型	
	入院日額5,000円 三大疾病なし	入院日額7,000円 三大疾病あり	入院日額5,000円 三大疾病なし	入院日額7,000円 三大疾病あり
51歳	▲26,798	▲45,448	▲34,518	▲60,628
52歳	▲24,789	▲41,989	▲31,889	▲55,969
53歳	▲22,723	▲38,473	▲29,183	▲51,233
54歳	▲20,764	▲35,114	▲26,624	▲46,714
55歳	▲18,764	▲31,764	▲24,004	▲42,204
56歳	▲16,917	▲28,517	▲21,597	▲37,837
57歳	▲15,075	▲25,375	▲19,195	▲33,615
58歳	▲13,339	▲22,339	▲16,939	▲29,609
59歳	▲11,610	▲19,460	▲14,690	▲25,680
60歳	▲9,990	▲16,640	▲12,590	▲21,900
61歳	▲8,429	▲13,979	▲10,569	▲18,339
62歳	▲7,070	▲11,570	▲8,830	▲15,130
63歳	▲5,682	▲9,282	▲7,042	▲12,082
64歳	▲4,447	▲7,147	▲5,467	▲9,247
65歳	▲3,340	▲5,290	▲4,060	▲6,790

	医療給付 (組合員本人・配偶者)			
	80歳満期型		終身	
	入院日額5,000円 三大疾病なし	入院日額7,000円 三大疾病あり	三大疾病なし	三大疾病あり
51歳	▲58,196	▲104,046	▲75,436	▲139,626
52歳	▲54,769	▲97,919	▲70,929	▲131,339
53歳	▲51,441	▲91,841	▲66,561	▲123,121
54歳	▲48,071	▲85,821	▲62,131	▲114,981
55歳	▲44,854	▲79,954	▲57,914	▲107,054
56歳	▲41,698	▲74,248	▲53,778	▲99,348
57歳	▲38,488	▲68,488	▲49,568	▲91,568
58歳	▲35,494	▲62,994	▲45,654	▲84,154
59歳	▲32,498	▲57,648	▲41,738	▲76,948
60歳	▲29,564	▲52,314	▲37,904	▲69,754
61歳	▲26,739	▲47,189	▲34,219	▲62,849

	遺族給付 (組合員本人・配偶者)			
	70歳満期型		80歳満期型	
	75歳満期型	終身	75歳満期型	終身
51歳	▲5,310	▲11,000	▲165,790	▲165,790
52歳	▲4,910	▲10,370	▲161,770	▲161,770
53歳	▲4,500	▲9,740	▲157,720	▲157,720
54歳	▲4,100	▲9,110	▲153,660	▲153,660
55歳	▲3,720	▲8,490	▲149,570	▲149,570
56歳	▲3,340	▲7,870	▲145,490	▲145,490
57歳	▲2,970	▲7,280	▲141,410	▲141,410
58歳	▲2,610	▲6,680	▲137,330	▲137,330
59歳	▲2,270	▲6,100	▲133,230	▲133,230
60歳	▲1,940	▲5,520	▲129,140	▲129,140
61歳	▲1,630	▲4,960	▲111,890	▲125,050
62歳	▲1,320	▲4,420	▲111,020	▲121,000
63歳	▲1,050	▲3,890	▲101,150	▲116,950
64歳	▲790	▲3,380	▲91,300	▲112,930
65歳	▲580	▲2,900	▲81,470	▲108,920

【別紙3-1】退職後共済 現行および改定後の移行掛金差額

<女性>

	医療給付 (組合員本人・配偶者)					
	70歳満期型			75歳満期型		
	入院日額5,000円 三大疾病なし	入院日額7,000円 三大疾病あり	入院日額5,000円 三大疾病なし	入院日額7,000円 三大疾病あり	入院日額5,000円 三大疾病なし	入院日額7,000円 三大疾病あり
51歳	▲19,058	▲31,058	▲24,218	▲41,018	▲32,754	▲42,274
52歳	▲17,639	▲28,639	▲22,379	▲37,779	▲30,721	▲39,601
53歳	▲16,173	▲26,173	▲20,473	▲34,403	▲28,791	▲37,071
54歳	▲14,714	▲23,714	▲18,574	▲31,174	▲26,869	▲34,549
55歳	▲13,349	▲21,449	▲16,809	▲28,149	▲24,943	▲32,023
56歳	▲12,052	▲19,202	▲15,132	▲25,142	▲23,073	▲29,573
57歳	▲10,750	▲17,050	▲13,450	▲22,270	▲21,309	▲27,269
58歳	▲9,554	▲15,054	▲11,914	▲19,614	▲19,548	▲24,968
59歳	▲8,360	▲13,060	▲10,380	▲16,960	▲17,834	▲22,734
60歳	▲7,225	▲11,225	▲8,925	▲14,525	▲16,129	▲20,509
61歳	▲6,139	▲9,439	▲7,539	▲12,159	▲14,527	▲18,427
62歳	▲5,215	▲7,865	▲6,375	▲10,085	▲12,935	▲16,355
63歳	▲4,147	▲6,197	▲5,007	▲7,877	▲11,394	▲14,354
64歳	▲3,387	▲4,937	▲4,067	▲6,237	▲9,960	▲12,500
65歳	▲2,480	▲3,580	▲2,920	▲4,460	▲8,580	▲10,720

	医療給付 (組合員本人・配偶者)			終身
	80歳満期型			
	入院日額5,000円 三大疾病なし	入院日額7,000円 三大疾病あり	入院日額5,000円 三大疾病なし	
51歳			▲65,502	▲107,700
52歳			▲63,259	▲104,263
53歳			▲61,059	▲100,397
54歳			▲61,399	▲99,553
55歳	▲42,971	▲73,271	▲55,691	▲98,111
56歳	▲40,449	▲68,899	▲52,369	▲92,199
57歳	▲38,031	▲64,681	▲49,191	▲86,501
58歳	▲35,616	▲60,466	▲46,016	▲80,806
59歳	▲33,204	▲56,254	▲42,844	▲75,114
60歳	▲30,893	▲52,193	▲39,813	▲69,633
61歳	▲28,588	▲48,188	▲36,788	▲64,228
62歳	▲26,384	▲44,384	▲33,904	▲59,104
63歳	▲24,183	▲40,583	▲31,023	▲53,983
64歳	▲21,989	▲36,789	▲28,149	▲48,869
65歳	▲19,899	▲33,149	▲25,419	▲43,969

	遺族給付 (組合員本人・配偶者)			終身
	80歳満期型			
	70歳満期型	75歳満期型	80歳満期型	
51歳	▲2,630	▲5,610		▲194,380
52歳	▲2,410	▲5,270		▲190,570
53歳	▲2,200	▲4,930		▲186,730
54歳	▲2,000	▲4,610		▲182,870
55歳	▲1,790	▲4,280	▲9,520	▲178,970
56歳	▲1,610	▲3,960	▲9,000	▲175,050
57歳	▲1,420	▲3,650	▲8,490	▲171,090
58歳	▲1,240	▲3,350	▲7,980	▲167,100
59歳	▲1,070	▲3,040	▲7,480	▲163,080
60歳	▲910	▲2,750	▲6,980	▲159,040
61歳	▲750	▲2,460	▲6,490	▲154,950
62歳	▲610	▲2,190	▲6,000	▲150,840
63歳	▲480	▲1,920	▲5,520	▲146,710
64歳	▲370	▲1,670	▲5,050	▲142,540
65歳	▲260	▲1,420	▲4,590	▲138,350

【別紙3-2】退職後共済 現行および改定後の移行掛金改定率

<男性>

	医療給付（組合員本人・配偶者）			
	70歳満期型		75歳満期型	
	入院日額5,000円 三大疾病なし	入院日額7,000円 三大疾病あり	入院日額5,000円 三大疾病なし	入院日額7,000円 三大疾病あり
51歳	▲2.9%	▲2.8%	▲3.6%	▲3.6%
52歳	▲2.7%	▲2.7%	▲3.4%	▲3.4%
53歳	▲2.6%	▲2.5%	▲3.3%	▲3.2%
54歳	▲2.4%	▲2.4%	▲3.1%	▲3.1%
55歳	▲2.2%	▲2.2%	▲2.9%	▲2.9%
56歳	▲2.1%	▲2.0%	▲2.8%	▲2.7%
57歳	▲1.9%	▲1.9%	▲2.6%	▲2.6%
58歳	▲1.8%	▲1.7%	▲2.5%	▲2.4%
59歳	▲1.6%	▲1.6%	▲2.3%	▲2.2%
60歳	▲1.5%	▲1.4%	▲2.1%	▲2.1%
61歳	▲1.3%	▲1.3%	▲2.0%	▲2.0%
62歳	▲1.2%	▲1.1%	▲1.8%	▲1.8%
63歳	▲1.0%	▲1.0%	▲1.7%	▲1.7%
64歳	▲0.9%	▲0.8%	▲1.6%	▲1.5%
65歳	▲0.8%	▲0.7%	▲1.4%	▲1.4%

	医療給付（組合員本人・配偶者）			
	80歳満期型		終身	
	入院日額5,000円 三大疾病なし	入院日額7,000円 三大疾病あり	三大疾病なし	三大疾病あり
51歳			▲2.7%	▲2.6%
52歳			▲2.5%	▲2.5%
53歳			▲2.4%	▲2.4%
54歳			▲2.4%	▲2.3%
55歳	▲3.6%	▲3.6%	▲2.2%	▲2.2%
56歳	▲3.5%	▲3.4%	▲2.1%	▲2.1%
57歳	▲3.3%	▲3.3%	▲2.0%	▲2.0%
58歳	▲3.1%	▲3.1%	▲1.9%	▲1.9%
59歳	▲2.9%	▲2.9%	▲1.8%	▲1.8%
60歳	▲2.8%	▲2.8%	▲1.8%	▲1.8%
61歳	▲2.7%	▲2.6%	▲1.8%	▲1.6%
62歳	▲2.5%	▲2.5%	▲1.6%	▲1.6%
63歳	▲2.4%	▲2.3%	▲1.5%	▲1.5%
64歳	▲2.2%	▲2.2%	▲1.6%	▲1.5%
65歳	▲2.1%	▲2.0%	▲1.6%	▲1.4%

	遺族給付（組合員本人・配偶者）			
	70歳満期型		終身	
	75歳満期型	80歳満期型	75歳満期型	終身
51歳	▲2.9%	▲3.8%	▲17.4%	
52歳	▲2.7%	▲3.6%	▲17.0%	
53歳	▲2.6%	▲3.4%	▲16.5%	
54歳	▲2.4%	▲3.2%	▲16.1%	
55歳	▲2.2%	▲3.0%	▲15.6%	
56歳	▲2.0%	▲2.9%	▲15.1%	
57歳	▲1.9%	▲2.7%	▲14.7%	
58歳	▲1.7%	▲2.5%	▲14.2%	
59歳	▲1.5%	▲2.3%	▲13.8%	
60歳	▲1.4%	▲2.2%	▲13.3%	
61歳	▲1.2%	▲2.0%	▲12.9%	
62歳	▲1.1%	▲1.8%	▲12.5%	
63歳	▲0.9%	▲1.7%	▲12.0%	
64歳	▲0.8%	▲1.5%	▲11.6%	
65歳	▲0.7%	▲1.4%	▲11.2%	

【別紙3-2】退職後共済 現行および改定後の移行掛金改定率

<女性>

	医療給付（組合員本人・配偶者）			
	70歳満期型		75歳満期型	
	入院日額5,000円 三大疾病なし	入院日額7,000円 三大疾病あり	入院日額5,000円 三大疾病なし	入院日額7,000円 三大疾病あり
51歳	▲2.9%	▲2.8%	▲3.6%	▲3.6%
52歳	▲2.7%	▲2.6%	▲3.5%	▲3.4%
53歳	▲2.6%	▲2.5%	▲3.3%	▲3.2%
54歳	▲2.4%	▲2.3%	▲3.2%	▲3.1%
55歳	▲2.3%	▲2.2%	▲3.0%	▲2.9%
56歳	▲2.1%	▲2.0%	▲2.9%	▲2.7%
57歳	▲2.0%	▲1.9%	▲2.7%	▲2.6%
58歳	▲1.8%	▲1.7%	▲2.6%	▲2.5%
59歳	▲1.7%	▲1.6%	▲2.4%	▲2.3%
60歳	▲1.5%	▲1.4%	▲2.2%	▲2.1%
61歳	▲1.4%	▲1.3%	▲2.1%	▲2.0%
62歳	▲1.3%	▲1.2%	▲1.9%	▲1.9%
63歳	▲1.1%	▲1.0%	▲1.8%	▲1.7%
64歳	▲1.0%	▲0.9%	▲1.6%	▲1.6%
65歳	▲0.8%	▲0.7%	▲1.5%	▲1.5%

	医療給付（組合員本人・配偶者）			
	80歳満期型		終身	
	入院日額5,000円 三大疾病なし	入院日額7,000円 三大疾病あり	三大疾病なし	三大疾病あり
51歳			▲3.2%	▲3.1%
52歳			▲3.1%	▲3.0%
53歳			▲3.0%	▲2.8%
54歳			▲3.0%	▲2.8%
55歳	▲3.8%	▲3.7%	▲2.9%	▲2.8%
56歳	▲3.6%	▲3.5%	▲2.8%	▲2.7%
57歳	▲3.5%	▲3.4%	▲2.7%	▲2.6%
58歳	▲3.3%	▲3.2%	▲2.7%	▲2.5%
59歳	▲3.1%	▲3.0%	▲2.5%	▲2.4%
60歳	▲3.0%	▲2.9%	▲2.4%	▲2.3%
61歳	▲2.8%	▲2.7%	▲2.3%	▲2.3%
62歳	▲2.7%	▲2.6%	▲2.3%	▲2.2%
63歳	▲2.5%	▲2.4%	▲2.2%	▲2.2%
64歳	▲2.4%	▲2.3%	▲2.1%	▲2.1%
65歳	▲2.2%	▲2.1%	▲2.1%	▲2.1%

	遺族給付（組合員本人・配偶者）			
	70歳満期型		終身	
	75歳満期型	80歳満期型	75歳満期型	終身
51歳	▲2.8%	▲3.7%	▲20.7%	▲20.7%
52歳	▲2.6%	▲3.5%	▲19.8%	▲19.8%
53歳	▲2.4%	▲3.3%	▲19.4%	▲19.4%
54歳	▲2.3%	▲3.2%	▲18.9%	▲18.9%
55歳	▲2.1%	▲3.0%	▲18.5%	▲18.5%
56歳	▲2.0%	▲2.8%	▲18.0%	▲18.0%
57歳	▲1.8%	▲2.7%	▲17.6%	▲17.6%
58歳	▲1.7%	▲2.5%	▲17.1%	▲17.1%
59歳	▲1.5%	▲2.3%	▲16.6%	▲16.6%
60歳	▲1.4%	▲2.2%	▲16.2%	▲16.2%
61歳	▲1.2%	▲2.0%	▲15.7%	▲15.7%
62歳	▲1.1%	▲1.9%	▲15.3%	▲15.3%
63歳	▲0.9%	▲1.7%	▲14.8%	▲14.8%
64歳	▲0.8%	▲1.6%	▲14.4%	▲14.4%
65歳	▲0.6%	▲1.4%	▲14.0%	▲14.0%

【別紙4】こども保障満期金付タイプ 改定後の掛金表

1. 現行および改定後の月払掛金

【 現 行 】

(1) 50万円型 (満期金50万円) 単位：円

加入年齢	中学入学準備コース		高校入学準備コース		大学入学準備コース	
	満11歳	満12歳	満14歳	満15歳	満17歳	満18歳
満0歳	3,745	3,430	2,935	2,735	2,410	2,275
満1歳	4,125	3,745	3,165	2,935	2,565	2,410
満2歳	4,590	4,125	3,430	3,165	2,735	2,565
満3歳	5,165	4,590	3,745	3,430	2,935	2,735
満4歳	5,910	5,165	4,125	3,745	3,165	2,935
満5歳	6,900	5,910	4,590	4,125	3,430	3,165
満6歳	8,290	6,900	5,165	4,590	3,745	3,430
満7歳		8,290	5,910	5,165	4,125	3,745
満8歳			6,900	5,910	4,590	4,125
満9歳			8,290	6,900	5,165	4,590
満10歳				8,290	5,910	5,165
満11歳					6,900	5,910
満12歳					8,290	6,900
満13歳						8,290
満14歳						10,375

【 改 定 案 】

(1) 50万円型 (満期金50万円) 単位：円

加入年齢	中学入学準備コース		高校入学準備コース		大学入学準備コース	
	満11歳	満12歳	満14歳	満15歳	満17歳	満18歳
満0歳	3,645	3,330	2,835	2,635	2,310	2,175
満1歳	4,025	3,645	3,065	2,835	2,465	2,310
満2歳	4,485	4,025	3,330	3,065	2,635	2,465
満3歳	5,065	4,485	3,645	3,330	2,835	2,635
満4歳	5,805	5,065	4,025	3,645	3,065	2,835
満5歳	6,800	5,805	4,485	4,025	3,330	3,065
満6歳	8,185	6,800	5,065	4,485	3,645	3,330
満7歳		8,185	5,805	5,065	4,025	3,645
満8歳			6,800	5,805	4,485	4,025
満9歳			8,185	6,800	5,065	4,485
満10歳				8,185	5,805	5,065
満11歳					6,800	5,805
満12歳					8,185	6,800
満13歳						8,185
満14歳						10,270

(2) 100万円型 (満期金100万円) 単位：円

加入年齢	中学入学準備コース		高校入学準備コース		大学入学準備コース	
	満11歳	満12歳	満14歳	満15歳	満17歳	満18歳
満0歳	7,490	6,860	5,870	5,470	4,820	4,550
満1歳	8,250	7,490	6,330	5,870	5,130	4,820
満2歳	9,180	8,250	6,860	6,330	5,470	5,130
満3歳	10,330	9,180	7,490	6,860	5,870	5,470
満4歳	11,820	10,330	8,250	7,490	6,330	5,870
満5歳	13,800	11,820	9,180	8,250	6,860	6,330
満6歳	16,580	13,800	10,330	9,180	7,490	6,860
満7歳		16,580	11,820	10,330	8,250	7,490
満8歳			13,800	11,820	9,180	8,250
満9歳			16,580	13,800	10,330	9,180
満10歳				16,580	11,820	10,330
満11歳					13,800	11,820
満12歳					16,580	13,800
満13歳						16,580
満14歳						20,750

(2) 100万円型 (満期金100万円) 単位：円

加入年齢	中学入学準備コース		高校入学準備コース		大学入学準備コース	
	満11歳	満12歳	満14歳	満15歳	満17歳	満18歳
満0歳	7,290	6,660	5,670	5,270	4,620	4,350
満1歳	8,050	7,290	6,130	5,670	4,930	4,620
満2歳	8,970	8,050	6,660	6,130	5,270	4,930
満3歳	10,130	8,970	7,290	6,660	5,670	5,270
満4歳	11,610	10,130	8,050	7,290	6,130	5,670
満5歳	13,600	11,610	8,970	8,050	6,660	6,130
満6歳	16,370	13,600	10,130	8,970	7,290	6,660
満7歳		16,370	11,610	10,130	8,050	7,290
満8歳			13,600	11,610	8,970	8,050
満9歳			16,370	13,600	10,130	8,970
満10歳				16,370	11,610	10,130
満11歳					13,600	11,610
満12歳					16,370	13,600
満13歳						16,370
満14歳						20,540

【別紙4】こども保障満期金付タイプ 改定後の掛金表

2. 掛金払込総額

【 現 行 】

(1) 50万円型 (満期金50万円) 単位：円

加入年齢	中学入学準備コース			高校入学準備コース			大学入学準備コース		
	満11歳	満12歳	満14歳	満14歳	満15歳	満17歳	満17歳	満18歳	
満7歳	494,340	493,920	493,080	492,300	491,640	491,400			
満8歳	495,000	494,340	493,740	493,080	492,480	491,640			
満9歳	495,720	495,000	493,920	493,740	492,300	492,480			
満10歳	495,840	495,720	494,340	493,920	493,080	492,300			
満11歳	496,440	495,840	495,000	494,340	493,740	493,080			
満12歳	496,800	496,440	495,720	495,000	493,920	493,740			
満13歳	497,400	496,800	495,840	495,720	494,340	493,920			
満14歳	497,400	497,400	496,440	495,840	495,000	494,340			
			496,800	496,440	495,720	495,000			
			497,400	496,800	495,840	495,000			
				497,400	496,440	495,840			
					496,800	496,440			
					497,400	496,800			
						497,400			
							498,000		

(2) 100万円型 (満期金100万円) 単位：円

加入年齢	中学入学準備コース			高校入学準備コース			大学入学準備コース		
	満11歳	満12歳	満14歳	満14歳	満15歳	満17歳	満17歳	満18歳	
満7歳	988,680	987,840	986,160	984,600	983,280	982,800			
満8歳	990,000	988,680	987,480	986,160	984,960	983,280			
満9歳	991,440	990,000	987,840	987,480	984,600	984,960			
満10歳	991,680	991,440	988,680	987,840	986,160	984,600			
満11歳	992,880	991,680	990,000	988,680	987,480	986,160			
満12歳	993,600	992,880	991,440	990,000	987,840	987,480			
満13歳	994,800	993,600	991,680	991,440	988,680	987,840			
満14歳	994,800	994,800	992,880	991,680	990,000	988,680			
			993,600	992,880	991,440	990,000			
			994,800	993,600	991,680	991,440			
				994,800	993,600	991,440			
					994,800	991,680			
						992,880			
							993,600		
								994,800	
								996,000	

【 改 定 案 】

(1) 50万円型 (満期金50万円) 単位：円

加入年齢	中学入学準備コース			高校入学準備コース			大学入学準備コース		
	満11歳	満12歳	満14歳	満14歳	満15歳	満17歳	満17歳	満18歳	
満7歳	481,140	479,520	476,280	474,300	471,240	469,800			
満8歳	483,000	481,140	478,140	476,280	473,280	471,240			
満9歳	484,380	483,000	479,520	478,140	474,300	473,280			
満10歳	486,240	484,380	481,140	479,520	476,280	474,300			
満11歳	487,620	486,240	483,000	481,140	478,140	476,280			
満12歳	489,000	487,620	484,380	483,000	479,520	478,140			
満13歳	491,100	489,000	486,240	484,380	481,140	479,520			
満14歳	491,100	491,100	487,620	486,240	483,000	481,140			
			489,000	487,620	484,380	483,000			
			491,100	489,000	486,240	484,380			
				491,100	487,620	486,240			
					489,000	487,620			
					491,100	489,000			
						491,100			
							492,960		

(2) 100万円型 (満期金100万円) 単位：円

加入年齢	中学入学準備コース			高校入学準備コース			大学入学準備コース		
	満11歳	満12歳	満14歳	満14歳	満15歳	満17歳	満17歳	満18歳	
満7歳	962,280	959,040	952,560	948,600	942,480	939,600			
満8歳	966,000	962,280	956,280	952,560	946,560	942,480			
満9歳	968,760	966,000	959,040	956,280	948,600	946,560			
満10歳	972,480	968,760	962,280	959,040	952,560	948,600			
満11歳	975,240	972,480	966,000	962,280	956,280	952,560			
満12歳	979,200	975,240	968,760	966,000	959,040	956,280			
満13歳	982,200	979,200	972,480	968,760	962,280	959,040			
満14歳	982,200	982,200	975,240	972,480	966,000	962,280			
			979,200	975,240	968,760	966,000			
			982,200	979,200	972,480	968,760			
				982,200	975,240	972,480			
					979,200	975,240			
						982,200			
							979,200		
								982,200	
								985,920	

【別紙5】親子共済 改定後の満期共済金額

1. 親子共済の保障内容

- (1) 満期金： 組合員の性別・加入年齢により異なる。満期金額は組合員の死亡保障と同程度。
 (2) 組合員の死亡・重度障害保障： 組合員の加入年齢・性別により異なる。死亡保障額は満期金額と同程度。
 (3) 子どもの死亡・重度障害保障： 1口あたり10万円

2. 現行および改定後の満期金・死亡保障額(1口あたり)

【 現 行 】

		※太枠・網掛け部分は元本割れ。									
		満期金(組合員の死亡保障額も同程度)									
加入年齢(子)→	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳	17年	18年		
共済期間→	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	17年	18年		
私込掛金累計→	720,000円	780,000円	840,000円	900,000円	960,000円	1,020,000円	1,080,000円	1,020,000円	1,080,000円		
↓加入年齢(親)											
18	723,303	784,640	845,077	905,751	964,752	1,025,316	1,087,248	1,025,316	1,087,248		
19	723,303	783,360	843,523	903,896	964,752	1,025,316	1,087,248	1,025,316	1,087,248		
20	722,123	783,360	843,523	903,896	964,752	1,025,316	1,084,787	1,025,316	1,084,787		
21	722,123	783,360	843,523	903,896	964,752	1,022,995	1,084,787	1,022,995	1,084,787		
22	722,123	783,360	843,523	902,040	962,772	1,022,995	1,084,787	1,022,995	1,084,787		
23	722,123	783,360	841,968	902,040	962,772	1,022,995	1,082,326	1,022,995	1,082,326		
24	720,943	782,080	841,968	902,040	962,772	1,020,675	1,082,326	1,020,675	1,082,326		
25	720,943	782,080	841,968	900,185	960,792	1,020,675	1,079,865	1,020,675	1,079,865		
26	720,943	782,080	840,414	900,185	960,792	1,018,354	1,079,865	1,018,354	1,079,865		
27	720,943	780,800	840,414	900,185	958,811	1,018,354	1,077,404	1,018,354	1,077,404		
28	719,764	779,520	838,860	898,330	956,831	1,016,033	1,074,944	1,016,033	1,074,944		
29	718,584	778,240	837,305	897,773	954,851	1,011,392	1,072,483	1,011,392	1,072,483		
30	718,584	778,240	835,751	897,773	952,871	1,009,071	1,070,022	1,009,071	1,070,022		
31	717,404	776,960	834,196	896,103	950,891	1,006,751	1,065,100	1,006,751	1,065,100		
32	716,224	775,680	832,642	892,764	948,910	1,004,430	1,062,639	1,004,430	1,062,639		
33	715,044	774,400	831,088	891,094	944,950	999,789	1,057,718	999,789	1,057,718		
34	713,864	771,840	829,533	889,424	942,970	997,468	1,055,257	997,468	1,055,257		
35	712,684	770,560	826,424	886,085	939,009	998,312	1,050,335	998,312	1,050,335		
36	711,504	768,000	824,870	882,745	935,049	994,092	1,045,413	994,092	1,045,413		
37	709,144	766,720	821,761	881,076	931,089	989,873	1,038,031	989,873	1,038,031		
38	707,964	764,160	818,652	877,736	927,128	983,544	1,033,109	983,544	1,033,109		
39	705,604	761,600	815,544	872,727	921,188	979,324	1,025,727	979,324	1,025,727		
40	703,244	759,040	810,880	867,717	917,227	972,995	1,018,344	972,995	1,018,344		
41	700,884	755,200	806,217	862,708	909,306	964,556		964,556			
42	698,525	751,360	801,554	857,699	903,366						
43	694,985	747,520	796,891	851,020							
44	697,050	742,400	798,618								
45	692,920	737,280									
46	689,823										
47	684,660										
48											

【 改 定 案 】

		※太枠・網掛け部分は元本割れ。									
		満期金(組合員の死亡保障額も同程度)									
加入年齢(子)→	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳	17年	18年		
共済期間→	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	17年	18年		
私込掛金累計→	720,000円	780,000円	840,000円	900,000円	960,000円	1,020,000円	1,080,000円	1,020,000円	1,080,000円		
↓加入年齢(親)											
18	745,288	808,760	875,313	940,655	1,004,329	1,070,484	1,135,362	1,070,484	1,135,362		
19	745,288	808,760	873,703	938,728	1,002,061	1,070,484	1,135,362	1,070,484	1,135,362		
20	744,072	807,272	873,703	938,728	1,002,061	1,070,484	1,132,552	1,070,484	1,132,552		
21	744,072	807,272	873,703	938,728	1,002,061	1,068,061	1,132,552	1,068,061	1,132,552		
22	744,072	807,272	873,703	936,801	999,793	1,068,061	1,129,742	1,068,061	1,129,742		
23	744,072	807,272	872,093	936,801	999,793	1,065,638	1,129,742	1,065,638	1,129,742		
24	744,072	805,785	872,093	936,801	997,525	1,065,638	1,126,932	1,065,638	1,126,932		
25	742,857	805,785	870,483	934,874	997,525	1,063,215	1,124,121	1,063,215	1,124,121		
26	742,857	804,297	870,483	934,874	998,350	1,063,215	1,124,121	1,063,215	1,124,121		
27	741,641	804,297	868,872	932,947	998,350	1,060,792	1,121,311	1,060,792	1,121,311		
28	741,641	802,809	868,872	931,021	994,226	1,055,947	1,118,501	1,055,947	1,118,501		
29	740,425	801,322	867,262	929,094	992,164	1,053,524	1,115,690	1,053,524	1,115,690		
30	739,209	801,322	865,652	929,094	992,167	1,051,101	1,112,880	1,051,101	1,112,880		
31	737,993	799,834	864,042	927,167	990,103	1,048,678	1,107,259	1,048,678	1,107,259		
32	737,993	798,347	862,432	925,240	988,041	1,046,255	1,104,449	1,046,255	1,104,449		
33	735,562	800,000	860,822	921,387	985,979	1,041,409	1,098,829	1,041,409	1,098,829		
34	734,346	798,677	859,212	919,460	981,855	1,036,563	1,099,531	1,036,563	1,099,531		
35	733,130	796,033	855,992	915,606	977,731	1,031,718	1,089,227	1,031,718	1,089,227		
36	731,914	794,710	854,382	909,826	971,546	1,026,872	1,084,988	1,026,872	1,084,988		
37	729,483	792,066	851,162	905,973	965,360	1,022,026	1,073,770	1,022,026	1,073,770		
38	727,051	789,421	847,942	900,192	961,237	1,014,757	1,066,042	1,014,757	1,066,042		
39	724,620	786,776	844,722	896,339	955,051	1,007,488		1,007,488			
40	722,188	784,132	839,892	896,339	948,865	1,000,220		1,000,220			
41	719,756	780,165	836,672	897,687	948,865						
42	719,756	776,198	831,842	892,485	940,618						
43	716,109	772,231	825,402	885,549							
44	712,462	772,231	818,962								
45	708,814	768,264	818,962								
46	703,951	762,975									
47	699,088										
48											

【 現 行 】

※太枠・網掛け部分は元本割れ。

<女性>

加入年齢(子)→	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳
共済期間→	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
払込掛金累計→	720,000円	780,000円	840,000円	900,000円	960,000円	1,020,000円	1,080,000円
↓加入年齢(親)	満期金(組合員の死亡保障額も同程度)						
18	725,663	787,200	848,186	909,461	970,693	1,032,278	1,094,630
19	725,663	787,200	848,186	909,461	970,693	1,032,278	1,094,630
20	725,663	787,200	848,186	909,461	970,693	1,029,957	1,092,170
21	725,663	787,200	848,186	909,461	968,712	1,029,957	1,092,170
22	725,663	787,200	846,632	907,606	968,712	1,029,957	1,092,170
23	725,663	785,920	846,632	907,606	968,712	1,029,957	1,092,170
24	724,483	785,920	846,632	907,606	968,712	1,027,637	1,089,709
25	724,483	785,920	846,632	905,751	966,732	1,027,637	1,089,709
26	724,483	785,920	845,077	905,751	966,732	1,027,637	1,087,248
27	723,303	784,640	845,077	905,751	964,752	1,025,316	1,087,248
28	723,303	784,640	845,077	903,896	964,752	1,025,316	1,084,787
29	723,303	783,360	843,523	903,896	964,752	1,022,995	1,084,787
30	722,123	783,360	843,523	902,040	962,772	1,022,995	1,082,326
31	722,123	782,080	841,968	902,040	960,792	1,020,675	1,082,326
32	720,943	780,800	840,414	900,185	958,811	1,018,354	1,079,865
33	720,943	780,800	838,860	898,330	956,831	1,016,033	1,074,944
34	719,764	779,520	837,305	897,773	954,851	1,013,713	1,072,483
35	718,584	778,240	837,305	897,773	952,871	1,011,392	1,070,022
36	718,584	776,960	835,751	896,103	950,891	1,009,071	1,067,561
37	717,404	775,680	832,642	894,434	948,910	1,004,430	1,062,639
38	716,224	774,400	831,088	892,764	946,930	1,002,109	1,060,178
39	715,044	773,120	829,533	889,424	942,970	997,468	1,055,257
40	713,864	770,560	827,979	887,755	940,990	995,147	1,052,796
41	711,504	769,280	824,870	884,415	937,029	996,202	
42	710,324	766,720	821,761	881,076	933,069		
43	707,964	765,440	820,207	879,406			
44	706,784	762,880	817,098				
45	704,424	760,320					
46	702,064						
47	699,705						
48							

【 改 定 案 】

※太枠・網掛け部分は元本割れ。

<女性>

加入年齢(子)→	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳
共済期間→	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
払込掛金累計→	720,000円	780,000円	840,000円	900,000円	960,000円	1,020,000円	1,080,000円
↓加入年齢(親)	満期金(組合員の死亡保障額も同程度)						
18	747,720	811,735	878,533	944,508	1,008,865	1,077,753	1,143,793
19	747,720	811,735	878,533	944,508	1,008,865	1,077,753	1,143,793
20	747,720	811,735	878,533	944,508	1,008,865	1,075,330	1,140,983
21	747,720	811,735	878,533	944,508	1,006,597	1,075,330	1,140,983
22	747,720	810,247	876,923	942,581	1,006,597	1,075,330	1,140,983
23	747,720	810,247	876,923	942,581	1,006,597	1,072,907	1,138,173
24	746,504	810,247	876,923	940,655	1,004,329	1,072,907	1,138,173
25	746,504	810,247	875,313	940,655	1,004,329	1,072,907	1,135,362
26	746,504	808,760	875,313	940,655	1,004,329	1,070,484	1,135,362
27	745,288	808,760	875,313	938,728	1,002,061	1,070,484	1,132,552
28	745,288	807,272	873,703	938,728	1,002,061	1,068,061	1,132,552
29	744,072	807,272	873,703	936,801	999,793	1,068,061	1,129,742
30	744,072	805,785	872,093	936,801	999,793	1,065,638	1,129,742
31	742,857	805,785	872,093	934,874	997,525	1,063,215	1,126,932
32	742,857	804,297	870,483	934,874	998,350	1,063,215	1,124,121
33	742,857	804,297	868,872	932,947	996,288	1,060,792	1,121,311
34	740,425	802,809	868,872	931,021	994,226	1,058,370	1,118,501
35	740,425	801,322	867,262	929,094	992,164	1,055,947	1,115,690
36	739,209	799,834	865,652	927,167	990,103	1,053,524	1,112,880
37	737,993	798,347	864,042	925,240	988,041	1,048,678	1,110,070
38	736,778	797,355	863,472	923,314	985,979	1,046,255	1,104,449
39	735,562	798,677	859,212	919,460	983,917	1,043,832	1,101,639
40	733,130	797,355	857,602	917,533	979,793	1,038,986	1,096,018
41	731,914	794,710	854,382	913,680	975,670	1,034,140	
42	729,483	793,388	852,772	911,753	973,608		
43	728,267	790,743	849,352	907,899			
44	725,835	788,099	846,332				
45	723,404	785,454					
46	720,972						
47							
48							

【別紙6】介護保障 改定後の掛金表

1. 現行および改定後の月払掛金(終身生命プラン・介護タイプ)

【 現 行 】

<男性>

加入年齢	終身払			短期払(60歳払込満了)			短期払(65歳払込満了)		
	月払	半年払	年払	月払	半年払	年払	月払	半年払	年払
15歳	6,900	40,050	80,050	4,393.350					
16歳	7,050	40,950	81,900	4,600.350					
17歳	7,150	41,500	82,950	4,607.400					
18歳	7,300	42,400	84,700	4,614.400					
19歳	7,450	43,250	86,450	4,621.450					
20歳	7,550	43,850	87,600	4,628.500	10,450	60,700	121,250		
21歳	7,700	44,700	89,350	4,635.500	10,750	62,450	124,750		
22歳	7,850	45,600	91,100	4,642.550	11,050	64,150	128,250		
23歳	8,000	46,450	92,850	4,649.600	11,350	65,900	131,700		
24歳	8,150	47,350	94,550	4,656.700	11,700	67,950	135,750		
25歳	8,350	48,500	96,900	4,663.750	12,050	69,950	139,850	10,750	62,450
26歳	8,500	49,350	98,650	4,670.800	12,400	72,000	143,900	11,050	64,150
27歳	8,650	50,250	100,350	4,677.800	12,800	74,350	148,550	11,350	65,900
28歳	8,850	51,400	102,700	4,684.800	13,200	76,650	153,150	11,700	67,950
29歳	9,050	52,550	105,000	4,691.800	13,650	79,250	158,400	12,000	69,700
30歳	9,250	53,700	107,350	4,698.800	14,100	81,900	163,600	12,350	71,700
31歳	9,450	54,900	109,650	4,705.800	14,600	84,800	169,400	12,750	74,050
32歳	9,650	56,050	112,000	4,712.850	15,150	88,000	175,800	13,150	76,350
33歳	9,850	57,200	114,300	4,719.900	15,700	91,150	182,200	13,600	79,000
34歳	10,100	58,650	117,200	4,728.950	16,350	94,950	189,750	14,050	81,600
35歳	10,300	59,800	119,500	4,734.000	17,000	98,700	197,250	14,500	84,200
36歳	10,550	61,250	122,400	4,741.100	17,750	102,500	205,950	15,050	87,400
37歳	10,850	63,000	125,900	4,748.200	18,500	107,450	214,650	15,600	90,600
38歳	11,100	64,450	128,800	4,755.250	19,350	112,350	224,550	16,200	94,050
39歳	11,400	66,200	132,300	4,762.350	20,300	117,900	235,550	16,850	97,850
40歳	11,700	67,950	135,500	4,769.450	21,350	124,000	247,750	17,500	101,600
41歳	12,000	69,700	139,250	4,776.550	22,450	130,350	260,500	18,250	106,000
42歳	12,350	71,700	143,300	4,783.600	23,750	137,900	275,000	19,050	110,600
43歳	12,650	73,450	146,800	4,790.700	25,150	146,050	291,850	19,950	115,850
44歳	13,050	75,800	151,450	4,797.800	26,750	155,350	310,400	20,950	121,650
45歳	13,400	77,800	155,500	4,804.900	28,500	165,500	330,700	22,000	127,750
46歳	13,800	80,150	160,150	4,812.000	30,550	177,400	354,500	23,150	134,450
47歳	14,250	82,750	165,350	4,819.050	32,900	191,050	381,750	24,450	142,000
48歳	14,700	85,350	170,600	4,826.150	35,650	207,000	413,700	25,900	150,400
49歳	15,150	88,000	175,800	4,833.200	38,900	225,900	451,400	27,550	160,000
50歳	15,650	90,900	181,000	4,840.200	42,800	248,550	496,650	29,400	170,750
51歳	16,200	94,050	188,000	4,847.200	47,500	275,850	551,200	31,500	182,900
52歳	16,750	97,250	194,350	4,854.200	53,400	310,100	619,650	33,900	196,850
53歳	17,350	100,750	201,350	4,861.150	61,000	354,250	707,850	36,750	213,400
54歳	18,000	104,550	208,850	4,868.100	71,050	412,600	824,450	40,050	232,550
55歳	18,650	108,300	216,400	4,875.000	85,150	494,450	988,100	44,000	255,500
56歳	19,400	112,650	225,100	4,881.800				48,850	283,650
57歳	20,150	117,000	233,800	4,888.600				54,850	318,900
58歳	20,950	121,650	243,100	4,895.350				60,900	363,300
59歳	21,850	126,900	253,550	4,902.050				72,850	423,050
60歳	22,800	132,400	264,550	4,908.700				87,150	508,100
61歳	23,800	138,200	276,200	4,915.250					
62歳	24,900	144,600	288,950	4,921.750					
63歳	26,050	151,250	302,300	4,928.200					
64歳	27,350	158,800	317,350	4,934.600					
65歳	28,700	166,650	333,050	4,940.900					
66歳	30,200	175,350	350,450	4,947.100					
67歳	31,850	184,950	369,600	4,953.300					
68歳	33,650	195,400	390,450	4,959.500					
69歳	35,650	207,000	413,700	4,965.550					
70歳	37,900	219,500	438,650	4,971.550					

【 改 定 案 】

<男性>

加入年齢	終身払			一時払			短期払(60歳払込満了)			短期払(65歳払込満了)			
	月払	半年払	年払	一時払	月払	半年払	年払	月払	半年払	年払	月払	半年払	年払
15歳	6,500	37,750	75,300	3,225.850									
16歳	6,600	38,350	76,450	3,248.050									
17歳	6,750	39,200	78,200	3,270.450									
18歳	6,850	39,800	79,350	3,293.000									
19歳	7,000	40,650	81,100	3,315.750									
20歳	7,150	41,500	82,850	3,338.600	9,650	56,050	111,800						
21歳	7,300	42,400	84,550	3,361.600	9,950	57,800	115,800						
22歳	7,450	43,250	86,300	3,384.750	10,250	59,500	119,750						
23歳	7,600	44,150	88,050	3,408.100	10,550	61,200	122,200						
24歳	7,750	45,000	89,800	3,431.600	10,850	63,000	125,700						
25歳	7,900	45,900	91,500	3,455.150	11,200	65,050	129,750	10,050	58,350	116,450			
26歳	8,050	46,750	93,250	3,478.800	11,550	67,050	133,800	10,350	60,100	119,900			
27歳	8,250	47,900	95,600	3,502.500	11,900	69,100	137,850	10,650	61,850	123,400			
28歳	8,400	48,800	97,300	3,526.300	12,300	71,450	142,500	10,950	63,600	126,850			
29歳	8,600	49,950	99,650	3,550.200	12,700	73,750	147,150	11,250	65,350	130,350			
30歳	8,800	51,100	101,950	3,574.200	13,150	76,350	152,350	11,600	67,350	134,400			
31歳	9,000	52,250	104,250	3,598.450	13,650	79,250	158,150	11,950	69,400	138,450			
32歳	9,200	53,400	106,600	3,622.850	14,150	82,350	163,950	12,350	71,700	143,050			
33歳	9,450	54,900	109,300	3,647.450	14,700	85,950	170,300	12,750	74,050	147,700			
34歳	9,650	56,050	111,800	3,672.250	15,300	89,850	177,250	13,200	76,650	152,900			
35歳	9,900	57,500	114,700	3,697.250	15,950	92,500	184,800	13,700	79,550	158,700			
36歳	10,150	58,950	117,600	3,722.450	16,650	96,700	192,900	14,200	82,450	164,500			
37歳	10,400	60,400	120,500	3,747.850	17,400	101,050	201,600	14,700	85,350	170,300			
38歳	10,650	61,850	123,400	3,773.350	18,200	105,700	210,850	15,300	88,350	177,250			
39歳	10,950	63,600	126,850	3,799.000	19,100	110,900	221,250	15,900	92,350	184,200			
40歳	11,250	65,350	130,350	3,824.800	20,100	116,700	232,850	16,600	96,400	192,300			
41歳	11,550	67,050	133,800	3,850.750	21,150	122,800	245,000	17,300	100,450	200,400			
42歳	11,900	69,100	137,850	3,876.850	22,300	129,600	258,900	18,100	105,100	209,700			
43歳	12,250	71,150	141,900	3,903.150	23,700	137,650	274,550	18,950	110,050	219,550			
44歳	12,600	73,150	145,950	3,929.600	25,250	146,650	292,500	19,900	115,550	230,550			
45歳	13,000	75,500	150,600	3,956.200	26,950	156,300	312,200	20,900	121,350	242,150			
46歳	13,400	77,800	155,250	3,982.950	28,900	167,800	334,800	22,050	128,050	255,450			
47歳	13,800	80,150	159,850	4,009.750	31,150	180,900	360,850	23,300	135,900	269,950			
48歳	14,250	82,750	165,100	4,036.650	33,800	196,300	391,550	24,700	143,450	286,150			
49歳	14,750	85,650	170,900	4,063.650	36,900	214,300	427,500	26,300	152,700	304,700			
50歳	15,250	88,550	176,850	4,090.750	40,600	235,750	470,350	28,050	162,900	324,950			
51歳	15,750	91,450	182,450	4,117.850	45,100	261,900	522,500	30,100	174,800	348,700			
52歳	16,300	94,650	188,850	4,145.050	50,750	294,700	587,950	32,400	188,150	375,350			
53歳	16,900	98,150	196,800	4,172.300	58,000	336,800	671,950	35,150	204,100	407,200			
54歳	17,550	101,900	203,300	4,199.550	67,650	392,850	783,750	38,350	222,700	444,300			
55歳	18,250	106,000	211,450	4,226.900	79,900	445,750	909,550	42,200	245,050	488,900			
56歳	18,950	110,500	219,550	4,254.100				46,850	272,050	542,750			
57歳	19,700	114,400	228,200	4,281.250				52,650	306,750	609,950			
58歳	20,550	119,350	238,050	4,308.350				60,100	349,000	696,250			

【別紙6】介護保障 改定後の掛金表

【 現 行 】

加入年齢	終身払		一時払		短期払(60歳払込満了)		短期払(65歳払込満了)	
	月払	半年払	年払	一時払	月払	半年払	月払	半年払
15歳	6,600	38,350	76,600	4,573,050				
16歳	6,700	39,900	77,750	4,580,050				
17歳	6,800	41,500	78,900	4,587,050				
18歳	6,900	43,150	80,050	4,594,050				
19歳	7,050	44,900	81,200	4,601,050				
20歳	7,200	46,700	82,400	4,608,200	10,250	59,500	118,950	
21歳	7,350	48,550	83,650	4,615,300	10,550	61,250	122,400	
22歳	7,500	50,450	84,900	4,622,400	10,850	63,000	125,900	
23歳	7,650	52,400	86,150	4,629,500	11,150	64,750	129,400	
24歳	7,800	54,400	87,400	4,636,600	11,450	66,500	132,900	
25歳	7,950	56,450	88,650	4,643,650	11,800	68,500	136,950	121,850
26歳	8,100	58,550	89,900	4,650,650	12,150	70,550	141,000	125,300
27歳	8,250	60,700	91,150	4,657,650	12,550	72,900	145,650	128,800
28歳	8,400	62,900	92,400	4,664,650	12,950	75,200	150,250	132,300
29歳	8,550	65,150	93,650	4,671,700	13,400	77,800	155,500	137,750
30歳	8,700	67,450	94,900	4,678,700	13,850	80,450	160,700	143,150
31歳	8,850	69,800	96,150	4,685,750	14,350	83,350	166,500	148,450
32歳	9,000	72,200	97,400	4,692,750	14,850	86,250	172,300	153,750
33歳	9,150	74,650	98,650	4,699,750	15,400	89,450	178,700	159,100
34歳	9,300	77,150	100,000	4,706,800	16,000	92,900	185,650	164,200
35歳	9,450	79,700	101,350	4,713,850	16,650	96,700	193,200	170,000
36歳	9,600	82,300	102,700	4,720,900	17,350	100,750	201,350	176,500
37歳	9,750	84,950	104,050	4,727,950	18,150	105,400	210,600	182,750
38歳	9,900	87,650	105,400	4,735,100	19,000	110,350	220,500	189,750
39歳	10,050	90,400	106,750	4,742,200	19,900	115,550	230,900	197,250
40歳	10,200	93,200	108,100	4,749,300	20,900	121,350	242,500	205,350
41歳	10,350	96,050	109,450	4,756,450	22,000	127,750	255,300	214,000
42歳	10,500	98,950	110,800	4,763,600	23,250	135,000	270,500	224,650
43歳	10,650	101,900	112,150	4,770,800	24,600	142,850	285,450	236,500
44歳	10,800	104,900	113,500	4,778,050	26,150	151,850	303,450	249,500
45歳	10,950	107,950	114,850	4,785,250	27,900	162,000	323,750	263,750
46歳	11,100	111,000	116,200	4,792,500	29,950	173,900	347,550	279,250
47歳	11,250	114,100	117,550	4,799,750	32,250	187,300	374,250	296,000
48歳	11,400	117,250	118,900	4,807,050	34,950	202,950	405,550	314,000
49歳	11,550	120,450	120,250	4,814,350	38,150	221,550	442,700	334,000
50歳	11,700	123,700	121,600	4,821,650	41,950	243,600	486,800	356,000
51歳	11,850	127,000	122,950	4,828,950	46,650	270,900	541,350	382,350
52歳	12,000	130,350	124,300	4,836,250	52,450	304,600	608,650	414,250
53歳	12,150	133,750	125,650	4,843,550	59,950	348,150	695,650	452,000
54歳	12,300	137,200	127,000	4,850,850	69,900	405,900	811,100	502,750
55歳	12,450	140,700	128,350	4,858,150	83,900	487,200	973,600	567,500
56歳	12,600	144,250	129,700	4,865,450			47,550	276,100
57歳	12,750	147,850	131,050	4,872,800			53,500	310,650
58歳	12,900	151,500	132,400	4,880,100			61,100	354,800
59歳	13,050	155,200	133,750	4,887,450			71,250	413,750
60歳	13,200	158,950	135,100	4,894,800			85,450	496,200
61歳	13,350	162,700	136,450	4,902,150				
62歳	13,500	166,500	137,800	4,909,450				
63歳	13,650	170,350	139,150	4,916,700				
64歳	13,800	174,200	140,500	4,923,950				
65歳	13,950	178,050	141,850	4,931,200				
66歳	14,100	181,900	143,200	4,938,450				
67歳	14,250	185,750	144,550	4,945,700				
68歳	14,400	189,600	145,900	4,952,950				
69歳	14,550	193,450	147,250	4,960,200				
70歳	14,700	197,300	148,600	4,967,450				

【 改 定 案 】

加入年齢	終身払		一時払		短期払(60歳払込満了)		短期払(65歳払込満了)	
	月払	半年払	年払	一時払	月払	半年払	月払	半年払
15歳	6,150	35,700	71,250	3,159,650				
16歳	6,250	36,300	72,400	3,181,350				
17歳	6,400	37,150	74,150	3,203,250				
18歳	6,500	37,750	75,300	3,225,450				
19歳	6,600	38,350	76,450	3,247,800				
20歳	6,750	39,200	78,200	3,270,400	9,450	54,900	109,500	
21歳	6,850	39,800	79,350	3,293,200	9,700	56,350	112,350	
22歳	7,000	40,650	81,100	3,316,200	10,000	58,050	115,850	
23歳	7,150	41,500	82,850	3,339,300	10,300	59,800	119,350	
24歳	7,300	42,400	84,550	3,362,450	10,600	61,550	122,800	
25歳	7,450	43,250	86,300	3,385,600	10,900	63,300	126,300	56,600
26歳	7,600	44,150	88,050	3,408,800	11,250	65,350	130,350	58,350
27歳	7,750	45,000	89,800	3,432,050	11,600	67,350	134,400	60,100
28歳	7,900	45,900	91,550	3,455,450	12,000	69,700	138,900	62,850
29歳	8,050	46,750	93,250	3,479,000	12,400	72,000	143,650	65,600
30歳	8,200	47,700	95,000	3,502,700	12,850	74,600	148,850	68,350
31歳	8,400	48,800	97,300	3,526,450	13,300	77,250	154,100	71,100
32歳	8,600	49,950	99,650	3,550,400	13,800	80,150	159,850	73,850
33歳	8,800	51,100	101,950	3,574,550	14,350	83,350	166,250	76,600
34歳	9,000	52,250	104,250	3,598,850	14,900	86,500	172,650	79,350
35歳	9,200	53,400	106,600	3,623,350	15,550	90,300	180,150	82,100
36歳	9,450	54,900	108,900	3,648,050	16,200	94,050	187,700	84,850
37歳	9,650	56,050	111,800	3,672,950	16,950	98,430	196,350	87,600
38歳	9,900	57,500	114,700	3,698,050	17,700	102,800	205,050	90,350
39歳	10,150	58,950	117,600	3,723,300	18,600	108,000	215,500	93,100
40歳	10,400	60,400	120,500	3,748,600	19,550	113,500	226,500	95,850
41歳	10,700	62,150	123,950	3,774,500	20,600	119,600	238,650	98,600
42歳	10,950	63,600	126,850	3,800,500	21,800	126,600	252,500	101,350
43歳	11,250	65,350	130,350	3,826,750	23,100	134,150	267,600	104,100
44歳	11,600	67,350	134,400	3,853,200	24,550	142,550	284,400	106,850
45歳	11,900	69,100	137,850	3,879,900	26,250	152,450	304,100	109,600
46歳	12,300	71,450	142,500	3,906,800	28,150	163,450	326,100	112,350
47歳	12,650	73,450	146,550	3,934,000	30,350	176,250	351,600	115,100
48歳	13,050	75,800	151,200	3,961,350	32,900	191,050	381,150	117,850
49歳	13,450	78,100	156,800	3,988,950	35,950	208,750	416,500	120,600
50歳	13,900	80,700	161,950	4,016,750	39,600	229,950	458,750	123,350
51歳	14,400	83,600	168,800	4,044,700	44,050	255,800	510,300	126,100
52歳	14,900	86,500	176,600	4,072,600	49,600	288,050	574,600	128,850
53歳	15,400	89,450	184,500	4,101,050	56,700	329,250	656,850	131,600
54歳	16,000	92,900	192,300	4,129,500	66,200	384,400	766,950	134,350
55歳	16,600	96,400	199,300	4,158,100	79,500	461,650	921,000	137,100
56歳	17,250	100,150	198,850	4,186,900			45,400	236,950
57歳	17,950	104,250	207,950	4,215,900			51,100	298,750
58歳	18,700	108,600	216,600	4,245,100			58,400	338,150
59歳	19,500	113,250	225,900	4,274,550			68,150	398,750
60歳	20,400	118,450	236,500	4,304,200			81,800	475,000
61歳	21,350	124,000	247,350	4,334,100				
62歳	22,400	130,100	259,500	4,363,650				
63歳	23,550	136,750	272,850	4,393,650				
64歳	24,800	144,000	287,300	4,423,350				
65歳	26,100	151,550	302,350	4,452,950				
66歳	27,600	160,250	319,750	4,482,400				
67歳	29,200	169,500	338,300	4,511,600				
68歳	31,000	180,000	359,150	4,540,600				
69歳	32,950	191,350	381,750	4,569,250				
70歳	35,100	203,850	406,650	4,597,550				

【別紙7】じちろう退職者団体生命共済と退職後共済（医療・遺族）の比較

1 制度比較

	退職者団体生命共済（医療保障充実型）	退職後共済（医療・遺族）
死亡	○	○
重度障害	○	○
ケガ入院	○	○
病氣入院	○	○
通院保障	○	○
成人病入院	○	△（三大疾病保障）
手術	○	○
傷病諸費用	○	—
がん保障	○	△（三大疾病保障）
先進医療	○	○
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ドナー共済金 ・診断書料補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線治療共済金 ・生存祝金
取り扱い上の主な相違点	<p>ア.1年ごとに保障額の見直し（減額）が可能</p> <p>イ.85歳まで継続加入可能</p> <p>ウ.生命保障（型）と医療保障（コース）の組み合わせが多数。</p> <p>エ.配偶者・子どもの移行加入が可能</p> <p>オ.年払口座振替</p>	<p>ア.移行時に選択した保障額は変更できない</p> <p>イ.定期保障は、80歳までの加入</p> <p>ウ.遺族給付は100～500万円の範囲で選択。医療給付は5,000円、7,000円コースのみ。</p> <p>エ.配偶者のみ移行可能</p> <p>オ.長期共済の積み立て金からの一括払</p>

○：保障あり △：三大疾病特約を付帯すれば保障あり —：保障なし

2 制度比較（相違点の詳細）

	退職者団体生命共済	退職後共済（医療・遺族）
不慮の事故・感染症による死亡 重度障がい	基本契約の死亡共済金と併せてお支払い	なし
通院・入院における通算限度日数	通算限度日数なし	通算限度あり（750日） ※三大疾病入院共済金は無制限
不慮の事故による通院 （入院をとまなわない）	あり	なし
成人病入院と三大疾病入院共済金	<p><成人病の定義> 悪性新生物（上皮内がん、皮膚がんを含む） 糖尿病、心疾患、高血圧疾患、脳血管疾患</p> <p>一部の新生物※1をのぞき、<成人病の定義>に定める疾病の方が、<三大疾病の定義>より範囲が広い。</p>	<p><三大疾病の定義> がん、急性心筋梗塞、脳卒中</p>
手術共済金給付例（入院5,000円）	「手術支払割合表Ⅰ」の倍率に応じてお支払い	入院、外来に応じた額をお支払い
例①内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 ※2を日帰りで施術した場合	5万円（10倍）	5万円
例②水晶体再建術※2を日帰りで施術し た場合	10万円（20倍）	5万円
例③腹腔鏡下胆嚢摘出術※3を日帰りで 施術した場合	20万円（40倍）	5万円

※1 真性赤血球増加症、骨髄異形成症候群など悪性か良性か確定できない一部の新生物。

※2 退職後共済の手術共済金給付件数が多い上位2つの手術。

※3 団体生命共済の手術共済金給付件数が、「内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術」「水晶体再建術」「帝王切開」等につき、多い手術。

3 掛金比較

<比較条件>

ア. 退職者団体生命共済（医療保障充実型・E型 + 医療保障25コース）

基本契約	災害特約	新災害入院特約	新病気入院特約	成人病入院特約	手術特約	傷病諸費用特約	がん保障特約	先進医療特約
500万円	500万円	5,000円	5,000円	5,000円	5~20万円	50万円	100万円	1,000万円

イ. 退職後共済（遺族・医療 + 三大疾病保障）

遺族定期給付	定期医療給付5,000円コース							
死亡共済金	入院共済金	手術共済金	放射線治療共済金	入院前・退院後通院共済金	先進医療特約	満期共済金	死亡・重度障害共済金	
500万円	5,000円	入院10万円 外来5万円	5万円	1,500円	1,000万	10万円	50万円	



上記に保障額をプラスして

三大疾病保障5,000円コース			
三大疾病入院共済金	三大疾病手術共済金	三大疾病放射線治療共済金	三大疾病在宅ホスピスケア共済金
5,000円	入院外来ともに10万円	5万円	5,000円
			三大疾病診断共済金
			50万円

ウ. 移行加入年齢：65歳で移行加入とします。

エ. 掛金払込方法：退職者団体生命共済は年払口座振替、退職後共済は長期共済積立金からの一括払とします。

<掛金比較結果>

性別	共済期間	退職者団体生命共済	退職後共済 (A)	掛金累計差額 (B)	% (B÷A)
男性	5年	740,940円	1,185,228円	▲ 444,288円	▲ 37.5%
	10年	1,750,440円	2,563,945円	▲ 813,505円	▲ 31.7%
	15年	3,238,620円	4,292,682円	▲ 1,054,062円	▲ 24.6%

性別	共済期間	退職者団体生命共済	退職後共済 (A)	掛金累計差額 (B)	% (B÷A)
女性	5年	437,700円	683,868円	▲ 246,168円	▲ 36.0%
	10年	1,004,160円	1,472,720円	▲ 468,560円	▲ 31.8%
	15年	1,838,580円	2,573,682円	▲ 735,102円	▲ 28.6%

制度比較にあたっての注意点

ア. 退職後の保障選択における判断材料として、または退職者団体生命共済の優位性を確認することを目的としています。

イ. 比較する保障制度については死亡保障額と医療保障額を合せていますが、実際に取り扱われている保障内容、掛金で比較しているため、詳細には相違点があります。(制度比較のために、セット化されている保障を外す等はしていません。例えば退職者団体生命共済には満期共済金はないが、退職後共済 (医療) には満期共済金 10 万円が付帯されている。払込方法は年払いと一括払いであるなどの相違があります。)

ウ. 本掛金比較における退職後共済 (医療・遺族) は全て定期保障としています。

エ. 2022 年 6 月現在の掛金額です。今後、変更される可能性があります。

【別紙 8】 「親子共済」と「子ども保障満期金付タイプ」の制度比較

No	区分	親子共済	子ども保障満期金付タイプ
1	制度の特徴	「団体生命共済子ども型」とあわせてご加入いただくことで、子どもの教育資金、および主として親の万が一の保障を一括して準備します。	「団体生命共済子ども型」とあわせてご加入いただくことで、子どもの教育資金、および子どもの方々の保障を一括して準備します。
2	事業規約	個人長期生命共済	個人長期生命共済
3	予定利率	2019年7月発効まで：1.5% 2019年8月発効より：0.5% 2025年4月発効より：1.0%	2019年8月発効より：0.5% 2025年4月発効より：1.0%
4-1	保障内容	満期共済金 組合員の性別・加入年齢、子どもの加入年齢により異なります。 ※満期共済金額は組合員の死亡保障と同程度です。 ※同時に、すえ置き割戻金もお支払いします。	<50万円型>か<100万円型>のいずれか選択したタイプに基づきお支払いします。 ※同時に、すえ置き割戻金もお支払いします。
4-2	組合員の死亡	◆「親子共済」の契約は消滅（中途解約） ・死亡共済金（満期を迎えた場合の満期共済金10万円単位で切り上げた金額）をお支払いします。 ・累加死亡共済金（それまでの積立金に相当する金額）をお支払いします。 ・すえ置き割戻金をお支払いします。	・共済金のお支払いはありません。 ◆組合員である配偶者を契約者本人にして「団体生命共済子ども型」と「子ども保障満期金付タイプ」の契約を継続 ◆または、「団体生命共済子ども型」から「こくみん共済」へ移行して「子ども保障満期金付タイプ」の契約を継続

No	区分	親子共済	こども保障満期金付タイプ
4-3-1	保障内容	<p>組合員の重度障がい</p> <p>組合員の団生契約が消滅</p>	<p>共済金のお支払いはありません。</p> <p>◆組合員である配偶者を契約者本人にして「団体生命共済子ども型」と「こども保障満期金付タイプ」の契約を継続</p> <p>◆または、「団体生命共済子ども型」から「こくみん共済」へ移行して「こども保障満期金付タイプ」の契約を継続</p>
4-3-2		<p>組合員が団生に再加入</p>	<p>共済金のお支払いはありません。</p> <p>◆「こども保障満期金付タイプ」の契約を継続</p>
4-4		<p>子どもの死亡</p>	<p>◆「こども保障満期金付タイプ」の契約は消滅（中途解約）</p> <p><50万円型の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡共済金 50万円をお支払いします。 <p><100万円型の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡共済金 100万円をお支払いします。 累加死亡共済金（それまでの積立金に相当する額）をお支払いします。 すえ置き割戻金をお支払いします。

No		区分	親子共済	こども保障満期金付タイプ
4-5-1	保障内容	子どもの団生の契約が消滅	<p>◆「親子共済」の契約は消滅（中途解約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい共済金（1口あたり10万円）をお支払いします。 ・解約返戻金（それまでの積立金に相当する額）をお支払いします。 ・すえ置き割戻金をお支払いします。 	<p>◆「こども保障満期金付タイプ」の契約は消滅（中途解約）</p> <p><50万円型の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい共済金 50万円をお支払いします。 <p><100万円型の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい共済金 100万円をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> ・累加重度障がい共済金（それまでの積立金に相当する額）をお支払いします。 ・すえ置き割戻金をお支払いします。
		子どもの重度障がい	<p>◆「親子共済」の契約を継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい共済金（1口あたり10万円）をお支払いします。 	<p>「こども保障満期金付タイプ」は「団体生命共済子ども型」とあわせてご加入いただく共済制度です。お子さまの重度障がい共済金のお支払いをもって「こども保障満期金付タイプ」と「団体生命共済子ども型」の契約は消滅します。なお、「団体生命共済子ども型」については、加入要件を満たしていれば、新満期にあらためてご加入いただくことができます。</p>
4-5-2		子どもの団生に再加入	<p>◆「親子共済」の契約を継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい共済金（1口あたり10万円）をお支払いします。 	<p>「こども保障満期金付タイプ」は「団体生命共済子ども型」とあわせてご加入いただく共済制度です。お子さまの重度障がい共済金のお支払いをもって「こども保障満期金付タイプ」と「団体生命共済子ども型」の契約は消滅します。なお、「団体生命共済子ども型」については、加入要件を満たしていれば、新満期にあらためてご加入いただくことができます。</p>

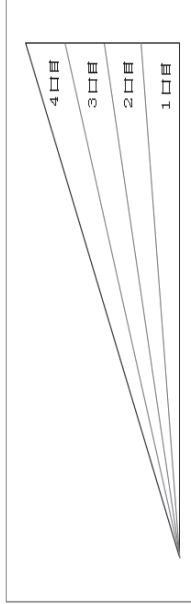
No	区分	親子共済	こども保障満期金付タイプ
5	共済掛金額	<p>月払い 1口5,000円</p> <p>※1口～4口の範囲で加入</p> <p>※組合員本人1人あたり、「死亡・重度障がい共済金」1,500万円(子ども1人につき500万円)まで「満期共済金」1,500万円まで加入可。</p>	<p>月々の共済掛金は、加入する準備コースごとの加入年齢、満了年齢、満期共済金額により異なります。</p> <p>※中学／高校／大学準備コースを組み合わせて、「満期共済金」最大300万円まで加入可。</p>
6	掛金収納	<p>チェックオフ(月払い)</p>	<p>口座振替(月払い)</p>
7	加入年齢等	<p>【組合員本人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発効日の年齢が、満18歳～満48歳であること。 <p>【子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発効日の年齢が、0歳～満6歳であること。 ・発効日時点で、未就学であること。 	<p>【子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発効日の年齢が、0歳～満14歳であること。
8	その他加入要件 (健康告知等)	<p>【組合員本人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体生命共済に加入していること。 ・加入申込日において、団体生命共済の「一般用告知事項」の健康告知区分が「通常就業者」であること。 ・60歳を迎えた年度の3月末までに、満期を迎えられること。 <p>【子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合員本人の子どもとして、「団体生命共済子ども型」に加入していること。 ・加入申込日において、団体生命共済「一般用告知事項」の健康告知区分が「通常就業者」であること。 ・満期までに12年以上の積立期間があること。 	<p>【組合員本人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体生命共済に加入していること。 <p>【子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合員本人の子どもとして、「団体生命共済子ども型」に加入していること。 ・加入申込日において、所定の告知事項に該当しないこと。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>組合員の死亡や早期退職により「団体生命共済子ども型」契約が消滅する場合でも、「こども保障満期金付タイプ」契約について満期まで継続加入できる取り扱いとします。</p> </div>

満期共済金の被共済者

【組合員本人】

- 〈1口目〉
親契約：満期共済金、すえ置き割戻金
子契約：すえ置き割戻金
- 〈2口目〉
親契約：満期共済金、すえ置き割戻金
子契約：すえ置き割戻金
- 〈3口目〉
親契約：満期共済金、すえ置き割戻金
子契約：すえ置き割戻金
- 〈4口目〉
親契約：満期共済金、すえ置き割戻金
子契約：すえ置き割戻金

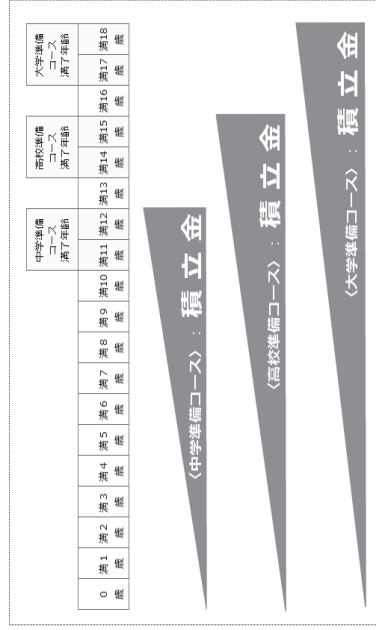
※新規加入時に4口契約した場合の積立金イメージ

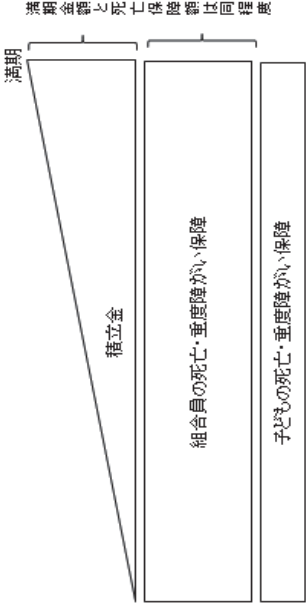
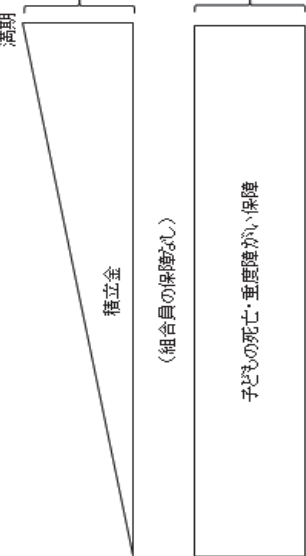


【子ども】

- 〈中学準備コース〉
満期共済金、すえ置き割戻金
- 〈高校準備コース〉
満期共済金、すえ置き割戻金
- 〈大学準備コース〉
満期共済金、すえ置き割戻金

※加入年齢 0 歳、全ての準備コースに加入した場合の積立



10	保障イメージ		
11-1	共済金の支払例 例1	<p>組合員30歳男性、子ども0歳で1口(掛金5,000円)加入した場合の満期共済金額 ⇒ 満期共済金 約112万円 (改定後金額)</p>	<p>子ども0歳で<100万円型>、<大学準備コース>、<満了年齢18歳>(掛金4,350円)に加入した場合の満期共済金額 ⇒ 満期共済金 100万円</p>
11-2	共済金の支払例 例2	<p>組合員30歳男性、子ども0歳で1口(掛金5,000円)加入し、組合員本人が10年目に死亡した場合の共済金額 ⇒ 組合員の死亡保障 120万円 (改定後金額) ⇒ 積立部分の返戻金 約●万円 (改定後金額)</p>	<p>子ども0歳で<100万円型>、<大学準備コース>、<満了年齢18歳>(掛金4,350円)に加入し、組合員本人が10年目に死亡した場合の共済金額 ⇒ 組合員の死亡保障なし ⇒ 契約は消滅しないため、組合員死亡時点での返戻金はなし</p>
12	共済金の受取人	<p>受取人は契約者本人 ※契約者本人が死亡した場合は、「団体生命共済」の取り扱いに準じます。 詳しくは「ご契約のしおり」をご参照ください。</p>	<p>受取人は契約者本人 ※契約者本人が死亡した場合は、「個人長期生命共済」の取り扱いに準じます。 詳しくは「ご契約のしおり」をご参照ください。</p>

No	区分	親子共済	こども保障満期金付タイプ
13	加入時期	<ul style="list-style-type: none"> • 団体生命共済（セット共済）の継続募集にあわせて、加入できます。 • 新生児誕生の場合は、共済期間中でも例月にて加入できます。 	<ul style="list-style-type: none"> • 団体生命共済（セット共済）の継続募集にあわせて、加入できます。 • 新生児誕生の場合は、共済期間中でも例月にて加入できます。 • すでに「団体生命共済子ども型」に加入している場合は、例月にて加入できます。
14	追加加入	<ul style="list-style-type: none"> • 既契約加入月の年志当月で、追加加入（増口）が可能です。（4口限度、1,500万円の上限） <p>※2025年4月以降に追加加入した場合は、追加加入分は新制度の適用となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 準備コースの追加加入が可能です。 • 準備コースごとに1契約までで、最大3契約まで加入できます。 • 満期共済金額は最大300万円です。 <p>※2025年4月以降に追加加入した場合、追加加入分は新制度の適用となります。</p>
15	解約／一部解約	<p>積立期間中に契約を全部解約、または口数単位で解約できます。</p> <p>なお、口数単位の解約は、直近契約順（4口目→3口目→2口目→1口目）となります。</p>	<p>積立期間中に契約を全部解約、または準備コース単位で解約できます。</p> <p>なお、準備コース単位の解約に順番はありません。</p>

No	区分	親子共済	こども保障満期金付タイプ																																																					
16	満期日	<p>大学入学時（17歳・18歳）</p> <p>-----</p> <p>満期日は高校2年生の2月から高校3年生の1月までのいずれかの月末で、新規加入月によって決まります。</p> <p>共済期間（積立期間）は、12年～18年の1年単位の期間です。</p> <table border="1" data-bbox="651 1198 973 1496"> <thead> <tr> <th>新規加入月</th> <th>満期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月</td> <td>高校2年生の2月末</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>高校2年生の3月末</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>高校3年生の4月末</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>高校3年生の5月末</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>高校3年生の6月末</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>高校3年生の7月末</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="651 878 973 1176"> <thead> <tr> <th>新規加入月</th> <th>満期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月</td> <td>高校3年生の8月末</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>高校3年生の9月末</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>高校3年生の10月末</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>高校3年生の11月末</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>高校3年生の12月末</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>高校3年生の1月末</td> </tr> </tbody> </table>	新規加入月	満期	3月	高校2年生の2月末	4月	高校2年生の3月末	5月	高校3年生の4月末	6月	高校3年生の5月末	7月	高校3年生の6月末	8月	高校3年生の7月末	新規加入月	満期	9月	高校3年生の8月末	10月	高校3年生の9月末	11月	高校3年生の10月末	12月	高校3年生の11月末	1月	高校3年生の12月末	2月	高校3年生の1月末	<p>中学入学時（11歳・12歳）</p> <p>高校入学時（14歳・15歳）</p> <p>大学入学時（17歳・18歳）</p> <p>-----</p> <p>満期日は、選択される準備コースの満了年齢、新規加入年齢ごとに異なります。</p> <p>なお、各コースとも満期共済金を受け取る年齢（満了年齢）は2種類ありどちらか一方を選びます。</p> <table border="1" data-bbox="694 224 981 817"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>満了年齢</th> <th>新規加入年齢</th> <th>契約期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中学準備コース</td> <td>満11歳</td> <td>0歳～満6歳</td> <td>5年～11年</td> </tr> <tr> <td>満12歳</td> <td>0歳～満7歳</td> <td>5年～12年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高校準備コース</td> <td>満14歳</td> <td>0歳～満9歳</td> <td>5年～14年</td> </tr> <tr> <td>満15歳</td> <td>0歳～満10歳</td> <td>5年～15年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大学準備コース</td> <td>満17歳</td> <td>0歳～満12歳</td> <td>5年～17年</td> </tr> <tr> <td>満18歳</td> <td>0歳～満14歳</td> <td>4年～18年</td> </tr> </tbody> </table>	コース	満了年齢	新規加入年齢	契約期間	中学準備コース	満11歳	0歳～満6歳	5年～11年	満12歳	0歳～満7歳	5年～12年	高校準備コース	満14歳	0歳～満9歳	5年～14年	満15歳	0歳～満10歳	5年～15年	大学準備コース	満17歳	0歳～満12歳	5年～17年	満18歳	0歳～満14歳	4年～18年
新規加入月	満期																																																							
3月	高校2年生の2月末																																																							
4月	高校2年生の3月末																																																							
5月	高校3年生の4月末																																																							
6月	高校3年生の5月末																																																							
7月	高校3年生の6月末																																																							
8月	高校3年生の7月末																																																							
新規加入月	満期																																																							
9月	高校3年生の8月末																																																							
10月	高校3年生の9月末																																																							
11月	高校3年生の10月末																																																							
12月	高校3年生の11月末																																																							
1月	高校3年生の12月末																																																							
2月	高校3年生の1月末																																																							
コース	満了年齢	新規加入年齢	契約期間																																																					
中学準備コース	満11歳	0歳～満6歳	5年～11年																																																					
	満12歳	0歳～満7歳	5年～12年																																																					
高校準備コース	満14歳	0歳～満9歳	5年～14年																																																					
	満15歳	0歳～満10歳	5年～15年																																																					
大学準備コース	満17歳	0歳～満12歳	5年～17年																																																					
	満18歳	0歳～満14歳	4年～18年																																																					
17	満期共済金のお支払い	<ul style="list-style-type: none"> 共済期間満了後、満期共済金をお支払いします。 満期共済金は満期直後の1月末日まですえ置くことができず。 <p>なお、満期が1月末日の場合は、すえ置きはできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 契約満了日の翌日以降、満期共済金をお支払いします。 																																																					

No	区分	親子共済	こども保障満期金付タイプ
18	払込掛金累計額	<p>【2019年7月発効まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入時年齢が男性42歳以上の契約について、満期共済金が払込掛金累計額を下回るケースがあります。 ※女性の場合は、満期共済金が払込掛金累計額を下回るケースはありません。 <p>【2019年8月発効以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入時年齢が男性26歳以上、女性33歳以上の契約について、満期共済金が払込掛金累計額を下回るケースがあります。 <p>【2025年4月発効以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入時年齢が男性41歳以上の契約について、満期共済金が払込掛金累計額を下回るケースがあります。 ※女性の場合は、満期共済金が払込掛金累計額を下回るケースはありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・満期共済金は払込掛金累計額を上回ります。
19	生命保険料控除	一般生命保険料控除の対象です。	一般生命保険料控除の対象です。
20	割り戻し金	<p>全労済の毎年度の決算において剰余が生じた場合、総会の議決にもとづき原則として割り戻し金を契約者にお戻しします。</p> <p>割り戻し金は、共済期間（積立期間）中は所定の利息をつけてすえ置き（「すえ置き割戻金」）、共済期間（積立期間）終了時に定められた方法でお支払いします。なお、必ず割戻金があることを約束するものではありません。</p>	<p>全労済の毎年度の決算において剰余が生じた場合、総会の議決にもとづき原則として割り戻し金を契約者にお戻しします。</p> <p>割り戻し金は、共済期間（積立期間）中は所定の利息をつけてすえ置き（「すえ置き割戻金」）、共済期間（積立期間）終了時に定められた方法でお支払いします。なお、必ず割戻金があることを約束するものではありません。</p>

No	区分	親子共済	こども保障満期金付タイプ
21	<p>早期退職後の継続利用 (じちろう退職者団体生命共済への移行加入)</p>	<p>「親子共済」の満期を迎える前に、早期退職を理由に「じちろう退職者団体生命共済」に移行加入する場合は、引き続き「親子共済」を継続利用できます。</p> <p>※月払掛金が労金口座から口座振替ができること。</p> <p>※「じちろう退職者団体生命共済」の口座振替とは別扱いとします。</p>	<p>「こども保障満期金付タイプ」の満期を迎える前に、早期退職を理由に「じちろう退職者団体生命共済」に移行加入する場合は、引き続き「こども保障満期金付タイプ」を継続利用できます。</p>

Ⅶ 住まいる共済「無保障者をなくすための取り組み」について

住まいる共済「無保障者をなくすための取り組み」について

(添付資料 有)

Ⅰ. 提案の趣旨

こくみん共済coopでは、2024年4月1日に実施する「住まいる共済制度改定1年目の取り組み」として様々な施策を行っていますが、職域生協統括本部ではこれらの取り組みを「無保障者をなくすための取り組み」として一本化して、住まいる共済未加入組合員を中心に、見積書を届ける取り組みを実施することとしています。

本会議では、職域生協統括本部の提起にもとづく自治労共済推進本部における「無保障者をなくすための取り組み」について報告します。

なお、具体的な対応については第5回県支部事務局長会議（2024年6月25日）にて既に提起・確認しています。

Ⅱ. 「無保障者をなくすための取り組み」の概要

詳細は、別冊「住まいる共済・無保障者をなくすための取り組み（2024年6月～2025年5月）取扱手順書＜自治労共済用第1版＞」を参照してください。

1. 目的・意義

火災共済は、火災保険の保険料が高額であった戦後復興期に「誰もが入れる保障があれば、安心して働き、暮らせる」という労働者の助け合いにより制度発足し、今年で70周年をむかえます。

2024年4月の住まいる共済の制度改定を機に、こくみん共済coopが火災共済発足時に掲げた理念を組合員に伝え、組合員の無保障者をなくす取り組みを実施します。あわせて、社会課題の解決に向けた取り組みとして、住まいの保障点検を「被災地応援プロジェクト」と連動させ、組合員の見積り取得1件につき100円を被災地で復旧支援活動を行うボランティア（支援）団体に寄付する取り組みを行います。

2. 取り組みの概要

火災共済実施70周年を契機としたPR活動を行い、住まいる共済未加入者に対し、被災地応援プロジェクトへの協力を呼びかけながら見積りを取得する取り組みを実施します。

3. 取り組み期間

2024年6月から2025年5月までの1年間。

4. 各種ツール

- ①キャンペーンチラシ（見積依頼書チラシ）
- ②オリジナルクリアファイル・防災啓発資料（クリアファイルにあらかじめ封入）
- ③ウェットティッシュ（PR品）

5. 見積依頼書提出と見積書の作成、取り組み報告の手順

(1) 単組

① チラシの配布・見積依頼書の回収

キャンペーンチラシを組合員に配布し、「無保障者をなくす取り組み」の周知と見積依頼書の提出に取り組みます。

単組での取り組みにあたっては、単組執行委員会や単組共済推進委員会で、住まいる共済の制度改定内容の再確認と「無保障者をなくす取り組み」の概要と意義について確認し、執行部の掛金見積書の提出に取り組みます。

また、「みんなで無保障者をなくそう」「みんなで被災地応援」をスローガンに、継続募集期の職場オルグ・組合員説明会・個別保障相談会や、住まいる共済制度学習会などの際にチラシを配布し、見積依頼書の提出を呼びかけます。

② 見積依頼書の県支部（県推進本部）への送付

提出された見積依頼書は、県支部（県推進本部）に送付します。

③ 「見積書」「クリアファイル」の組合員への提示

県支部（県推進本部）から送られた「見積書」と「キャンペーンクリアファイル」を一緒に組合員に手渡します。

(2) 県支部および県推進本部

① 見積書の作成

見積書の作成は原則県支部で行うこととする。ただし、住まいる共済の管理を県推進本部で行っている場合は、県推進本部との事前打ち合わせを行い、県推進本部にて見積書の作成を行うことも可能とします。

なお、見積書の作成を県推進本部で行う場合であっても、本取組自体を県推進本部任せにはせず、単組における取り組み要請や学習会・個別相談会の実施、取り組み結果の集約等については県支部が主体的に担うこととします。

② 見積書の単組への送付

県支部（県推進本部）は、作成した「見積書」を「キャンペーンクリアファイル」とともに単組に送付します。

6. 県本部共済推進委員会、県推進本部との取り組みの共有化

(1) 県本部共済推進委員会での確認

県支部の2024年度年間活動計画では予定されていない提案となることから、直近で開催される県本部共済推進委員会において、「無保障者をなくすための取り組み」の概要や意義を説明・共有化し、県本部総体の取り組みとなるよう確認します。

(2) 定例推進会議での県推進本部との取り組みの確認

各県で取り組みを開始する前に定例推進会議を開催し、県推進本部との共同推進体制による取り組みの意思統一を行います。

特に、住まいる共済を県推進本部で管理している場合は、県支部と県推進本部との役割分担についても協議・確認します。

Ⅲ. 見積り取得の取り組み目標

(1) 各推進本部別目標

職域生協統括本部は、各推進本部の「住まいる（火災）年間新規契約件数（2020年度～2022年度の平均値）×1.5倍」の見積り取得を目標としています。

推進本部名	新契約過去3年	見積り目標数
森林労連共済	634	951
たばこ共済	348	523
自治労共済	5,224	7,837
全水道共済	177	266
職域統括計	6,384	9,576

(2) 県支部別の取り組み目標

職域生協統括本部の目標設定と各県支部の過去3年間の平均新規契約数を参考に、別紙2のとおり取り組み目標を設定します。

取り組み目標は、見積り件数と新規件数の合計数とします。

Ⅳ. 添付資料

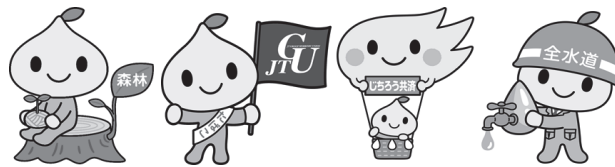
1. 住まいる共済・無保障者をなくすための取り組み（2024年6月～2025年5月）取扱手順書<自治労共済用第1版>
2. 県支部別見積り取り組み目標

以上

県支部別見積り取り組み目標

県支部名	新契約過去3年	見積り目標
北海道	441	706
青森	200	320
岩手	59	94
宮城	99	159
秋田	61	98
山形	94	150
福島	194	311
新潟	156	250
群馬	113	181
栃木	33	53
茨城	54	86
埼玉	26	42
東京	127	203
千葉	15	24
神奈川	70	112
山梨	142	227
長野	97	155
富山	56	90
石川	56	90
福井	46	74
静岡	34	54
愛知	32	51
岐阜	32	51
三重	76	122
滋賀	23	37
京都	24	38
奈良	26	42
和歌山	59	94
大阪	222	355
兵庫	64	102
岡山	48	77
広島	110	176
鳥取	52	83
島根	158	253
山口	95	152
香川	102	163
徳島	86	138
愛媛	29	46
高知	71	114
福岡	326	522
佐賀	99	159
長崎	68	109
大分	211	338
宮崎	87	139
熊本	120	192
鹿児島	357	572
沖縄	115	184
社保労	24	38
本部	6	11
総合計	4,895	7,837

住まいる共済・無保障者をなくすための取り組み (2024年6月～2025年5月) 取扱手順書



2024年5月28日
職域生協統括本部

【自治労共済県支部用・第1版】

1

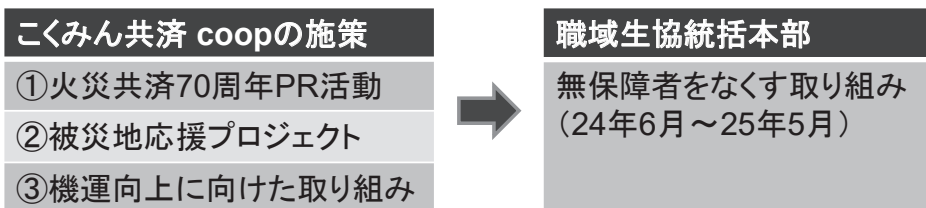
Agenda

- I. 取り組みの概要
- II. <第1ステップ> 取り組み趣旨の共有
- III. <第2ステップ> ツールの確保と見積り作成の準備
- IV. <第3ステップ> 見積り書の作成
- V. 効果的な見積り取得に向けて
- VI. みんなで被災地応援プロジェクトについて (今後補強)
- VII. 取組み目標と報告方法について
- VIII. 推進ツールについて (今後補強)

2

I. 取り組みの概要

- ◆ こくみん共済 coopでは、2024年4月1日に実施する「住まいる共済（火災共済・自然災害共済）制度改定1年目の取り組み」として様々な施策を行っています。
- ◆ 職域生協統括本部ではこれらの取り組みを「無保障者をなくす取り組み」として一本化し、協力団体との共創により、住まいる共済未加入組合員を中心に「住まいる共済の掛金見積書」をお届けしていく取組みを強力に進めます。



※ 火災共済70周年PR活動は、2024年度に新たな施策が本部から追加提起される予定です。

※ 「機運向上に向けた取り組み」とは2024年3月～2025年2月の間、こくみん共済 coopの拠点単位（推進本部、支所共済ショップ、県支部等）で「新契約数」「見積り数」「学習会・セミナー回数」のカウントを行い、取り組み終了後に優秀拠点を表彰するものです。

職域生協統括本部もこの取り組みに参加しますが、「無保障者をなくす取り組み」は2024年6月～2025年5月までの取り組みとなります。

3

II. <第1ステップ> 取り組み趣旨の共有

1. 県本部共済推進委員会、県推進本部との取り組みの共有化

(1) 県本部共済推進委員会での確認

2024年度年間活動計画では予定されていない提案となることから、県支部は、直近で開催される県本部共済推進委員会において、「無保障者をなくすための取り組み」の概要や意義を説明・共有化し、県本部総体の取り組みとなるよう確認していきます。

(2) 定例推進会議での県推進本部との取り組みの確認

各県で取り組みを開始する前に定例推進会議を開催し、県推進本部との共同推進体制による取り組みの意思統一を行います。

特に、住まいる共済を県推進本部で管理している場合は、県支部と県推進本部との役割分担についても協議・確認することがポイントとなります。

2. PR品（ウェットティッシュ）の活用

単組代表者などが参加する県支部単組代表者会議（組合員代表者会議）
県本部定期大会などでキャンペーンチラシとともに配布し、各単組での
取り組み展開を要請するために活用してください。



3. その他

自治労共済県支部における展開は、第4回県支部事務局長会議（6月25日）資料を参照してください。

4

Ⅲ. <第2ステップ①> ツールの確保と見積り作成の準備

「無保障者をなくす取り組み」で活用するツールは以下の通りです。

(1) キャンペーンチラシ

オモテ面は火災共済70周年の歴史など、こくみん共済 coopからのお知らせを中心とした内容、ウラ面は「被災地応援プロジェクト」の説明、掛金見積り依頼書などが掲載されています。

(2) オリジナルクリアファイル

推進本部は、組合員から提出された掛金見積り依頼書に基づいて「見積り書」を作成しオリジナルクリアファイルに見積り書を入れて、協力団体を通じて組合員に渡します。

(3) 防災啓発資料「もしもの100」

オリジナルクリアファイルには、あらかじめ防災啓発ツール「もしもの100」が封入されていますので見積り書と一緒に組合員にお渡し、防災意識の向上に役立てていただきます。

(4) 住まいる共済見積り試算ツール

- ・掛金試算ツールには【新制度Ver3.7】【旧制度Ver3.3】の2種類があります。
- ・森林労連共済、たばこ共済、全水道共済については、2025年1月セット共済更新を迎えるまでの間、既加入契約の見積りは【旧制度Ver3.3】、純新規契約は【新制度Ver3.7】が対象になりますのでご注意ください。
- ・自治労共済県支部のセット管理火災についても、2024年4月以降に更新を迎えるまでの間の取り扱いは同じとなりますので注意が必要です。

Ⅲ. <第2ステップ②> ツールの確保と見積り作成の準備

(1) キャンペーンチラシ

<表面>

<裏面>

Ⅲ. <第2ステップ③> ツールの確保と見積り作成の準備

(2) オリジナルクリアファイル



※ オリジナルクリアファイルは、6月下旬までに各県支部に送付します。
 進呈の際、成約条件は問わないため、事前説明会等でのサンプル配布も可能です。

7

Ⅲ. <第2ステップ④> ツールの確保と見積り作成の準備

(3) 防災啓発資料「もしもの100」



※ 防災啓発資料「もしもの100」は、A3二つ折りであらかじめオリジナルクリアファイルに封入されています。

8

IV. <第3ステップ②> 見積り書の作成

(2) 見積り書作成のポイント

① 基本的な考え方

掛金見積り依頼書の記載内容に応じて以下の見積り書を作成します。

ア) 持ち家の場合

標準加入口数で「住宅」「家財」の火災共済＋自然災害ベーシックタイプ

イ) 持ち家以外の場合

標準加入口数で「家財」の火災共済＋自然災害ベーシックタイプ

② 掛金構成要素（必須項目）の取得について

この取り組みは、すぐに契約につなげていくことよりも、しっかりと未加入者情報を取得することがポイントとなります。

したがって、住まいる共済の掛金構成要素（必須項目）である「持ち家区分」「延床面積」「物件所在地（住宅）」「同居家族人数（家財）」「世帯主年齢（家財）」「建物構造区分」についての情報は必ず取得するようにしてください。

これらの情報を取得せずに一律に見積りを作成（例：木造家財50口等）する取り組みは「無保障者をなくす取り組み」においては実施しないこととします。

③ 他保険満期情報などの取り扱い

他の火災保障については、ローン付帯や時価での契約など、多様な形態で保障を準備されていることが多く、制度内容も住まいる共済とは異なります。

マイカー共済のように他保険満期に合わせて切替え推進を行うことは困難であるため、「無保障者をなくす取り組み」においては他保険満期情報は必須としません。

11

V. 効果的な見積り取得に向けて

1. 主要共済の加入状況

推進本部名	火災	団体生命	マイカー
森林労連共済	14,124	14,794	19,881
たばこ共済	12,462	18,561	16,436
自治労共済	182,248	641,658	366,129
全水道共済	8,397	5,415	5,553

※ 2024年3月・目標達成状況表より抜粋。

※ いずれの共済も利用組合員数ではなく加入件数。団体生命共済は被共済者合計件数。

※ いずれの共済も退職組合員の制度利用が可能で、退職者契約を含んだ加入件数。

職域生協統括本部の共通重点共済である「住まいる」「団体生命」「マイカー」の加入件数を見ると、推進本部によって状況は異なるものの、住まいる共済の推進余地が大きいことがわかります。

2. 未加入者の情報取得に集中

「無保障者をなくす取り組み」においては、未加入者の情報（スライドNO.11の必須項目）取得に集中することがポイントとなります。

対面保障相談等で、見積りから成約までスムーズに進む場合や組合員からの加入希望があった場合等を除き、この取り組みにおいてはクロージンを意識せず、取り組みの趣旨を広くお知らせし、見積り依頼書という形で情報提供いただくことに集中することがポイントです。

12

V. 効果的な見積り取得に向けて②

3. 未加入者へのアプローチは協力団体との共創がポイント

各推進本部は、協力団体（労働組合、退職者組織等）において、火災共済70周年の歴史や意義をふまえた周知活動を展開いただき、掛金見積り依頼書のご提出が被災地支援にもつながることを、一人でも多くの組合員に伝えていただけるよう、はたらきかけを行うこととします。

火災共済70周年をPRできるのは、2024年度の1年のみ。被災地応援プロジェクトが、今後も引き続き実施されるかどうか未定であることから、推進本部と協力団体が一体となって「無保障者をなくす取り組み」に集中して取り組むことが重要となります。

4. 契約に結び付ける活動は次のステップで

自動車補償は、マイカー共済と他保険・他共済と制度に差異が少なく、かつ、無事故等級の引継ぎを前提としていることから、他保険満期日に合わせた切替え案内が推進の中心となります。

一方、火災保障は、ローン付帯契約や不動産との同時契約など加入形態が様々であり、制度内容も住まいる共済と他共済、他保険の差は大きいことから、住まいる共済で他保険満期切替を中心に推進することは、時間をかけた対面説明が必要になるなど困難性を伴います。

「無保障者をなくす取り組み」で集約した情報は、今後、セット共済更新時に合わせてプレプリントを出力する、火災保障に関するセミナー等を実施して協力団体全体で盛り上げをはかる等、職域らしい一括対応で集中したクロージングを展開していきます。

【第1期】 2024年6月1日～2025年5月31日

無保障者をなくす取り組みとして、協力団体との共創活動で未加入者情報取得に集中

【第2期】 取り組み期間は別途提起

第1期で集めた情報をプレプリント等に出し、セット共済更新時などに合わせて案内

第2期において不十分な案内とならないよう、必須項目（スライドNO.11）の取得がポイント。 13

VI. みんなで被災地応援プロジェクトについて

1. 取り組みの目的

共済利用を通じた社会的意義を訴求することで、推進活動の効果を高め、寄付を通じて、速やかな被災地の復旧支援に関わり、安心・安全な地域社会づくりを行います。

2. 実施内容

住まいる共済の見積もり1件あたり100円を復旧支援の寄付原資としてこくみん共済 coopより拠出し、被災地で復旧活動を行う団体へ寄付します。

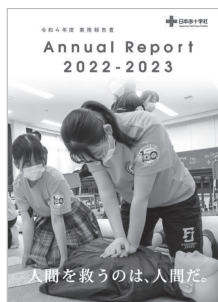
寄付先は、ボランティア活動実績、地域組織との繋がり等を考慮して選定し、活用状況は、様々な手段で組合員へ共有していきます。

※ 2024年3月～5月の寄付原資が確定次第、日本赤十字社活動資金「災害事業指定」への寄付を行う予定です。

「災害事業指定」は、災害時の被災地でのボランティア活動のコーディネート（活動場所の選定派遣ボランティアの調整、ボランティア活動の運営等）の財源として活用されます。



特設サイト「みんなが被災地応援プロジェクト」



寄付先「日本赤十字社災害救護事業」



Ⅶ. 取組み目標と報告方法について①

1. 各推進本部の見積り目標数

各推進本部は、「住まいる（火災）年間新契約数（2020年度～2022年度の平均値）×1.5」の見積りを取得することをめざします。

推進本部名	新契約過去3年	見積り目標数
森林労連共済	634	951
たばこ共済	348	523
自治労共済	5,224	7,837
全水道共済	177	266
職域統括計	6,384	9,576

- ※ 「新契約過去3年」は各推進本部の2020年度～2022年度の火災共済新契約件数の年間平均新契約件数。
- ※ 自治労共済推進本部の新契約は各県支部新契約実績の全国合計値。

Ⅶ. 取組み目標と報告方法について②

2. 本部主催「機運向上に向けた取り組み（24年3月～25年2月）」について

こくみん共済 coop全体で実施する「機運向上に向けた取り組み」に、職域生協統括本部も参加します。24年6月1日～25年2月末を対象に、以下の内容を本部に報告します。

取組項目	カウント方法定義
新契約件数 (件数)	<ul style="list-style-type: none"> ・新契約を受け付けた際に受付日単位でカウントします。 ※ 火災共済・自然災害共済それぞれでカウント (例：新規で火災100口・自然災害100口へ加入した場合、火災で1件、自然災害1件) ・火災のみ加入者が自然災害を新規付帯した場合、自然災害共済1件でカウントします。(自然災害1件) ・職域契約において、火災・自然災害共済に一律加入した場合もそれぞれカウントします。(火災1件、自然災害1件) ・増口の場合もカウントします。(例：火災10口から50口へ増口した場合、1件/火災・自然災害10口から50口へ増口した場合、火災1件、自然災害1件) ・火災のみ加入者が解約新規により、自然災害共済を新規付帯した場合は、自然災害共済1件でカウントします。(自然災害1件) ・特約はカウントしません。 <p>※本取り組みは、こくみん（組合員・生活者とその家族）の生活を守る取り組み（無保障者・保障不足者をなくす取り組み）にあたり、取り組み機運を高めることを目的として実施するため、増口や解約新規による加入を新契約件数としてカウントします。</p>
保障点検・見積取得数 (件数)	<ul style="list-style-type: none"> ・見積簡易ツール・保障設計支援システム等に限らず、保障点検から見積書（保障設計書）を案内した際に案内日単位でカウントします。 ・見積書（保障設計書）を作成せずに、リーフレット等で見積案内した際もカウントします。 ・保障点検の考え方を踏まえた提案の結果、見積書（保障設計書）を作成せずに、新規加入した際もカウントします。
学習会・セミナー開催数 (回数)	<ul style="list-style-type: none"> ・更新手続きや制度学習会をカウントします。時間は問いません。 ・運動の原点や防災・減災に関する学習会もカウントします。

＜新契約件数の補足＞
・解約＋新規となった場合にも1件としてカウントする。

・既加入者の保障追加も1件としてカウントするが、口数が動かない場合はカウントしない。
(例：同じ口数でエコノミーからペーシックに変更した場合はカウントしない)

・特約の追加については新契約件数にカウントしない。

＜見積り取得数の補足＞

・見積り書を渡さずに新契約となった場合にも「見積り1件」としてカウントする。

Ⅶ. 取組み目標と報告方法について③

3. 職域生協統括本部主催「無保障者をなくす取組み」のカウントについて
 上記2. 本部主催「機運向上に向けた取組み」とは別に、職域生協統括本部の「無保障者をなくす取組み」では以下の取組みを行います。

取組み名称	主催者	対象項目	カウント
機運向上に向けた取組み	本部	新契約数	統括本部で抽出
		見積り数(※)	推進本部から報告
		学習会・セミナー回数	
無保障者をなくす取組み	職域生協統括本部	見積り数(※)	

※見積り数については、本部のカウント基準（スライドNO.16）を基本に、以下のルールを設定します。

- ① 「掛金見積依頼書」をもとに「見積書」を作成しクリアファイルとともにフィードバックすることを基本サイクルとし、「1契約（1物件）につき1件」とカウントする。見積書1枚＝1件ではないことに注意。
- ② 火災共済加入者で自然災害共済未加入者の自然災害共済付帯の見積りも1件としてカウントする。
- ③ 見積書を作成せず、個別保障相談や電話対応の中でパンフレット等を用いて見積り案内した際もカウントする。なお、見積り案内は掛金提示をしたものを言い、単なる制度説明を行った場合は対象に含めない。

17

Ⅷ. 推進ツールについて

（機関誌用版下広告などの推進ツールについては第2版以降に追加予定とします）

18

Ⅷ 統合10周年キャンペーン結果に基づく寄付について

自治労共済と全労済との統合 10 周年を契機として、助け合いの輪を広げる活動（自主福祉活動）に参加いただいた組合員に感謝する取り組みとして実施した「広げよう！たすけあいありがとう」キャンペーンが 2024 年 5 月末をもって終了しました。

今回のキャンペーンは、抽選キャンペーンとあわせて社会貢献活動として応募 1 件につき 100 円を全国のこども食堂支援に寄付することを目的に取り組みました。寄付額および寄付内容について報告します。

なお、寄付金の支出については、取り組みの趣旨に賛同いただく自治労共済推進本部より行うこととします。

1. キャンペーン結果について

「広げよう！たすけあいありがとう」キャンペーンの応募数について、50,000 件（寄付額 500 万円）を目標に取り組みましたが、応募総数は 8,378 件（寄付額に換算すると 837,800 円）にとどまり、周知や取り組み方法に課題を残す結果となりました。

県別抽選結果については〈別紙 4〉参照してください。また、当選者については、別途、発信文書にてお知らせします。

【県別キャンペーン取り組み結果】

	応募数		応募数		応募数
01-北海道	185	18-長野	94	35-鳥取	204
03-青森	216	19-富山	103	36-島根	257
04-岩手	59	20-石川	62	37-山口	377
05-宮城	90	21-福井	68	38-香川	327
06-秋田	29	22-静岡	131	39-徳島	53
07-山形	241	23-愛知	137	40-愛媛	127
08-福島	119	24-岐阜	86	41-高知	54
09-新潟	298	25-三重	132	42-福岡	841
10-群馬	63	26-滋賀	27	43-佐賀	77
11-栃木	79	27-京都	446	44-長崎	175
12-茨城	70	28-奈良	82	45-大分	803
13-埼玉	36	29-和歌山	54	46-宮崎	102
14-東京	31	30-大阪	166	47-熊本	156
15-千葉	110	32-兵庫	236	48-鹿児島	240
16-神奈川	210	33-岡山	36	49-沖縄	206
17-山梨	58	34-広島	259	60-社保労	366
				合計	8,378

2. 寄付について

(1) 寄付をする団体について

こども食堂の支援を通じて、誰も取りこぼさない社会をつくることをビジョンに掲

げて活動を行う「NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ」に寄付を行います。

団体名	特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ
主たる事務所	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-5 リンクスクエア新宿 16F
設立年度	2018 年
	2021 年 5 月 認定 NPO 法人取得
	2021 年 10 月非営利組織評価センター（JCNE）グッドガバナンス認証
理事長	湯浅 誠（社会活動家/東京大学特任教授）
事業内容	地域ネットワーク支援事業、企業・団体との協働事業、調査・研究事業

<こども食堂とは>

こども食堂は、子どもが 1 人でも行ける無料または低額の食堂で、子どもへの食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たしており、「子どもの貧困対策」と「地域の交流拠点」の 2 つが活動の柱となっています。こども食堂は民間発の自主的かつ自発的な取り組みで、その数は全国約 4,000 カ所設置されています。

<「NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ」とは>

むすびえは、全国のこども食堂が、相互に支えあい、かつ地域・社会から広く理解を得て事業を行えるよう、こども食堂の中間支援団体（地域ネットワーク団体）に対する支援、こども食堂支援に関する企業・団体との協働、さらにはこども食堂に関する調査研究を行い、それによってこども食堂がすべての子やこども食堂に行きたいと思う地域住民が安心して利用できる場になることを通じて、誰も取り残さない共生社会の創造に寄与することを目的として設立されました。

(2) 寄付内容と寄付額

① 寄付の位置づけと寄付内容

寄付について、各県本部の応募件数に応じて当該地域のこども食堂へ寄付することを想定していましたが、応募件数が少なく県ごとでは少額の寄付となってしまうことから、より効果的に寄付金を使っていただけるよう「むすびえ」が、それぞれの地域で、こども食堂を支えているネットワーク団体（中間支援団体）の活動を支援するために実施している『地域ネットワーク支援事業』に寄付を行うこととします。

また、「むすびえ」では能登半島地震の支援として『令和 6 年能登半島地震こども食堂応援基金』を立ち上げ、こども食堂の中間支援団体（地域ネットワーク団体）やこども食堂が行う被災者支援活動等に関する支援を行っていることから、『令和 6 年能登半島地震こども食堂応援基金』に対しても寄付を行います。

② 寄付額について

自治労共済推進本部は 2024 年度の取り組みとして無保障者をなくす取り組みを通じて被災地応援に取り組んでいることから、「むすびえ」の被災地支援の活動にも賛同し、キャンペーン応募総数にもとづく寄付額 837,800 円に、自治労共済推進本部としての補てんを加え、合計 100 万円を「むすびえ」の以下の活動にそれぞれ寄付を行います。

＜寄付の内訳＞

『地域ネットワーク支援事業』	50 万円
『能登半島地震こども食堂応援基金』	50 万円

(3) 寄付の贈呈

寄付の贈呈については、2024 年 8 月までに自治労共済推進本部および本部共済推進委員会と共同で行います。

3. 対応スケジュール

7 月 16 日	第 11 回本部共済推進委員会	協議・確認
7 月 22 日	第 22 回中央執行委員会	報告
7 月 29 日	第 5 回県本部代表者会議	報告
8 月までに	寄付の実施	

3. 添付資料

- ＜別紙 1＞臨時共済推進県本部代表者会議（2023 年 7 月 4 日）
- ＜別紙 2＞むすびえ『地域ネットワーク支援事業』概要
- ＜別紙 3＞むすびえ『令和 6 年能登半島地震こども食堂応援基金』概要
- ＜別紙 4＞「広げよう!たすけあいありがとう」キャンペーン抽選結果一覧

以上

<別紙 1>

「広げよう！たすけあいありがとう」キャンペーンについて

第3回共済推進県本部代表者会議（4月26日）で確認いただいた「統合10周年キャンペーン」の名称募集について、28県本部（県本部共済推進委員会）より応募がありました。これをうけて、自治労本部（本部共済推進委員会）としてキャンペーン名称を決定し、以下のとおり実施することとします。

なお、詳細については、別途発信文書にてお知らせします。

1. キャンペーン名称および採用県本部への景品進呈

(1) キャンペーン名称

「広げよう！たすけあいありがとう」キャンペーン 応募県本部：鳥取県本部

(2) 採用県本部への景品進呈

採用された鳥取県本部に対して、5万円を進呈します。

なお、景品については、キャンペーン趣旨に賛同し、経費負担を行う自治労共済推進本部より、当該県本部の口座に直接振り込みます。

2. 「広げよう！たすけあいありがとう」キャンペーンについて

(1) キャンペーン趣旨

自治労共済と全労済との統合10周年を契機として、助け合いの輪を広げる活動（自主福祉活動）に参加いただいた組合員に感謝するキャンペーンとして実施します。

そのため、すべての県本部・単組において、組合員の積極的な助け合いの活動への参加を促し、自主福祉活動を学び、助け合いの制度を広く周知し、じちろう共済の加入拡大をはかることを通じて、組織の団結強化と新たな仲間づくりの取り組みにも寄与することをめざします。

(2) キャンペーン期間

2023年10月1日（日）～2024年5月31日（金）の8ヶ月間

なお、抽選は以下のとおり2回（2024年3月、7月）に分けて実施します。

	応募期間	抽選
1回目	2023年10月1日～2024年1月31日	2024年3月中
2回目	2024年2月1日～2024年5月31日	2024年7月中

(3) 抽選キャンペーン

キャンペーン期間中の学習会やセミナー等の参加者に、「抽選キャンペーン応募チラシ」を配布し、チラシに記載されている二次元バーコードからスマホ等でアクセスしていただくことで、抽選キャンペーンに応募していただきます。応募者の中から抽選（合計）で1,000人に賞品（5,000円相当）を進呈します。

なお、2回目の抽選について、1回目の当選者から応募があった場合は抽選対象外とします。

【HYDRO FLASK タンブラー】



<色：ホワイト>

- ・ハワイでブレイクした世界的大人気ブランド「Hydro Flask」
- ・保冷は24時間、保温は6時間
- ・中のステンレスは「18/8 プログレードステンレス鋼」ステンレスの中でも特に錆びにくく強度が高いです
- ・ボトルへのおい移りや味移りも防げます
- ・普段使いに最適なサイズ感です。
- ・ペットボトルの削減につながります。

【仕様】

容量：473ml
口径：58mm
本体寸法 幅×高さ：74mm×180mm
重量：297g

(4) 社会貢献の取り組み

キャンペーン期間中の県本部や単組が開催する学習会やセミナー等の参加者に、抽選キャンペーンへの応募をしていただくことで、社会貢献活動を展開する団体（NPO法人）に対し、応募1件につき100円、寄付総額は最高で500万円を上限に、各県本部の応募件数に応じて当該地域のこども食堂への寄付が行えるよう検討します。

なお、今回のキャンペーンは、組合員の自主福祉活動や共済制度学習会・説明会への活動参加が広がることで、自治労共済推進本部の取り組みにも大いに寄与することから、自治労共済推進本部からの賛同を得ています。

寄付金の支出については、取り組みの趣旨に賛同いただく自治労共済推進本部より行う方向で検討をすすめます。

(5) キャンペーンを契機とした共済推進活動の取り組み強化

① 県本部と単組でのキャンペーン趣旨の共有

今キャンペーンを通じ、組合員の組合活動への参加を促し、コロナ禍で停滞を余儀なくされていた組合活動を活性化させることで、共済の加入拡大と組織強化に取り組むという趣旨を、県本部と単組で共有します。

② 組合員が活動参加できる学習会等の開催

今キャンペーンは、県本部や単組で開催する自主福祉活動や共済制度に関する学習会等に参加することで、キャンペーンに応募できる仕組みです。

県本部は、県本部や県本部の横断組織で開催する学習会等の際には、共済学習の時間を設けるなど、学習会等参加者がキャンペーンに応募できるよう取り組みます。

また、単組に対しても、積極的な自主福祉活動や共済制度に関する学習会等の開催を働きかけるなど、キャンペーンを活用した組合活動の活性化をはかります。

県本部・単組で開催する学習会等の講師は、共済県支部と事前の打ち合わせを行い、県本部と共済県支部で担うよう取り組みます。

③ 組合員への活動参加の呼びかけ

単組が学習会の開催を組合員に周知する場合、今回のキャンペーンでは、組合活動へ参加することで抽選キャンペーンに応募できるだけでなく社会貢献（地域のこども食堂への支援）にもつながることから、組合の活動参加が「組合員同士の助け合いだけでなく地域社会とも助けあう」ことを訴求し、積極的な組合員参加とキャンペーンへの応募に取り組みます。

(6) 組合員への周知

① キャンペーンの組合員周知

機関紙「じちろう」にキャンペーン記事を掲載して周知します。

また、キャンペーン告知用に本部共済推進委員会で下記の推進政策物を作成し、8月中旬までに公開します。

本部では機関紙「じちろう」への広告掲載を行うとともに、県本部・単組においても県本部・単組で発行する機関紙等に掲載し、組合員周知に活用します。

キャンペーン機関紙広告（版下）	機関紙2段広告・3段広告
キャンペーン告知ポスター（印刷物）	B3版

② 抽選キャンペーン応募チラシの作成

本部共済推進委員会で学習会等への参加者を対象に配布する「抽選キャンペーン応募チラシ」を作成し、県本部を通じて単組に配布します。県本部や単組は、学習会やセミナー参加者を対象に配布し、キャンペーン参加を促します。

抽選キャンペーン応募チラシ（印刷物）	A4両面
--------------------	------

以上

地域ネットワーク団体とこども食堂



全国各地でこども食堂運営者たちの意見交換、スキルアップや広報啓発のための「地域ネットワーク団体」が生まれています。むすびえは全国の地域ネットワーク団体（準備会等を含む）をパートナーとして、

- ①全国の各現場の現状や課題を学ぶ
- ②むすびえから全国各地の状況を伝える
- ③寄付やプログラムの仲介を行う
- ④「地域ネットワーク団体」の立ち上げなどの支援を行なっています。



地域ネットワーク支援事業の一例



全国公開ワークショップPJ



こども食堂で起こった嬉しい変化をシェアするワークショップを2022年度から各地で開催しており、3年かけて47都道府県を回る計画です。語り合いによって、それぞれの地域にある行政、企業などの方々はもっとこども食堂を応援したくなり、運営者の方は明日への元気を受け取る、そんな嬉しい循環が起っています。

休眠預金活用事業



一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）が実施する休眠預金事業の資金分配団体として、2022年度は「こども食堂をハブとした地域の循環促進事業」「こども食堂を通じた復興格差是正・防止事業」を始動しました。助成に加えて社会福祉協議会と協働実践研修会を開くなど、様々なステークホルダーとの対話を積み重ねました。

防災／IT学ぼう使おうPJ



IT学ぼう使おうPJ

こども食堂運営者向けに、HPやSNSを使って情報発信する方法を学ぶセミナーを定期的に関き、発信を通じて実際に参加者や支援者が増えたとの報告をいただいています。

防災PJ

こども食堂が災害に備えられるよう、各地で継続して防災セミナーも開いており、防災分野でも地域で必要とされるような存在になるお手伝いをしています。

and more!

新着情報

2024-01-04

むすびえ令和6年能登半島地震こども食堂応援基金

令和6年能登半島地震 地域ネットワーク支援 その他



むすびえは、令和6年能登半島地震の緊急支援として「令和6年能登半島地震こども食堂応援基金」を立ち上げ、寄付募集をおこないます。

<https://donation.yahoo.co.jp/detail/5209002>

むすびえでは、2024年元日に、石川県能登地方で震度7の地震が発生したという報道を受け、日頃から情報等連携をしている石川県域で活動することも食堂の中間支援団体であるかなざわっ子nikoniko倶楽部（事務局：NPO法人ささえる絆ネットワーク北陸）を通じて、資金・物資支援を想定した情報収集を行っています。

今後、復興に向けては、日頃からのつながりを生かした具体的な支援ニーズの把握や寄り添い・支え合いの活動がより一層求められることが想定されます。また、石川県だけでなく、富山県、福井県、新潟県の各地域の

皆さまからのご寄付は、クレジットカード会社の手数料等（消費税含む）を除き、全額を被災4県の子ども食堂の被災状況の把握や支援ニーズ調査に加えて、以下の活動への活用を想定しています。

- ・子ども食堂に物的被害等が生じていた場合、その復旧にかかる費用
- ・子ども食堂に対するお見舞金
- ・子ども食堂が地域住民に対して行う被災者支援活動のための活動資金への助成等費用等

また、ご寄付の余剰分が生じた場合には、次の災害への備え、子ども食堂の安心・安全な活動のために活用させていただきます。ご了承ください。

[Yahoo!ネット募金]令和6年能登半島地震 子ども食堂応援基金

<https://donation.yahoo.co.jp/detail/5209002>

※Yahoo!ネット募金では「Tポイント」を利用してのご寄付も可能です

[コングラント]令和6年能登半島地震 子ども食堂応援基金

<https://congrant.com/project/musubie/9945>

※銀行振込、クレジットカードによる寄付が選びいただけます

あなたからの支援に、むすびえは同額寄付を。

本基金への寄付は、500万円を上限金額として、認定NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえが同額を上乗せして支援活動を行います。ご寄付の受付は、上限を超えても可能ですが、超過分のご寄付は上乗せの対象となりません。

むすびえ理事長・湯浅誠からのお願い

元日から大変な新年の幕開けとなってしまいました。1月3日時点で、まだ被害の全容は明らかになっておらず、被災地で活動している子ども食堂の関係者のみなさんにどのような被害が生まれているのか、わかっていません。

しかしすでに被災地での支援活動を始められている子ども食堂関係者もいて、これまでの災害時同様、これから多くの方たちが自身の復旧・復興や周辺住民の方たちへの生活支援を始められることと思います。私たちはその際に現地で思い切った活動ができるよう、せめてもの資金支援をさせてもらえればと願っています。

すでに被災地で支援活動を始めている方は、元旦に子ども食堂を開催していたそうです。被災地支援に向かうべく電話で打合せしているのを聞いていたこともが、これを使ってと自身のお年玉5000円を差し出してくれたとのこと。「5000円の重みを感じながらがんばろうと思う」とおっしゃっていました。

私たちもその重みを感じながら、微力でも自分でできることを行っていきたいと思います。

みなさまからのご理解・ご支援を賜れば幸いです。

〈別紙4〉 広げよう！たすけあいありがとうキャンペーン 応募・当選者数一覧

県 コード	県名	応募数									当選者数		
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	計	10月～1月	2月～5月	計
01	北海道	35	13	6	24	48	16	18	25	185	12	14	26
03	青森	55	30	13	9	7	23	24	55	216	23	11	34
04	岩手	9	23	10	4	0	1	11	1	59	6	1	7
05	宮城	5	19	1	5	4	22	18	16	90	3	6	9
06	秋田	6	3	5	0	0	2	10	3	29	3	2	5
07	山形	11	18	23	5	12	65	34	73	241	7	15	22
08	福島	18	12	9	5	16	7	26	26	119	9	6	15
09	新潟	21	73	89	18	58	10	8	21	298	36	9	45
10	群馬	10	11	24	9	5	3	1	0	63	12	1	13
11	栃木	0	0	1	35	1	0	23	19	79	4	4	8
12	茨城	6	19	9	1	31	0	3	1	70	6	3	9
13	埼玉	6	5	2	14	2	1	6	0	36	5	1	6
14	東京	0	0	12	0	3	7	6	3	31	4	2	6
15	千葉	1	9	7	8	1	50	2	32	110	2	6	8
16	神奈川	7	32	23	41	31	29	27	20	210	15	13	28
17	山梨	13	19	1	2	3	4	1	15	58	2	2	4
18	長野	15	27	2	1	19	16	4	10	94	9	4	13
19	富山	22	48	11	5	8	1	2	6	103	10	2	12
20	石川	6	6	3	1	7	1	31	7	62	3	4	7
21	福井	4	20	8	12	8	8	5	3	68	4	2	6
22	静岡	0	8	22	38	24	5	18	16	131	12	6	18
23	愛知	14	34	7	20	56	5	0	1	137	10	6	16
24	岐阜	3	4	3	2	52	8	2	12	86	2	6	8
25	三重	23	16	2	1	2	2	42	44	132	5	8	13
26	滋賀	5	4	1	5	5	2	1	4	27	3	1	4
27	京都	0	118	5	8	66	27	132	90	446	24	27	51
28	奈良	2	1	0	50	15	14	0	0	82	2	3	5
29	和歌山	13	5	1	14	1	0	12	8	54	5	2	7
30	大阪	10	1	2	14	8	122	4	5	166	3	12	15
32	兵庫	2	7	38	5	49	38	53	44	236	9	13	22
33	岡山	3	1	4	12	7	1	4	4	36	6	2	8
34	広島	33	41	80	18	57	19	3	8	259	21	10	31
35	鳥取	29	27	30	30	35	30	14	9	204	23	11	34
36	島根	2	11	28	14	63	38	42	59	257	9	17	26
37	山口	55	26	41	10	19	4	38	184	377	17	26	43
38	香川	53	55	34	32	73	41	14	25	327	40	20	60
39	徳島	6	4	1	0	4	10	23	5	53	2	4	6
40	愛媛	5	11	3	19	44	3	11	31	127	5	7	12
41	高知	1	2	4	1	0	0	7	39	54	1	4	5
42	福岡	0	174	48	77	219	115	93	115	841	43	52	95
43	佐賀	11	3	7	0	3	0	2	51	77	5	5	10
44	長崎	0	8	15	0	11	2	28	111	175	5	14	19
45	大分	104	58	55	34	92	56	95	309	803	32	59	91
46	宮崎	18	8	0	1	3	10	14	48	102	5	7	12
47	熊本	31	12	13	4	37	16	2	41	156	7	11	18
48	鹿児島	14	35	57	6	31	21	19	57	240	21	12	33
49	沖縄	0	20	23	13	48	62	17	23	206	6	19	25
60	社保労連	0	6	0	0	44	19	60	237	366	2	28	30
	合計	687	1,087	783	627	1,332	936	1,010	1,916	8,378	500	500	1,000

IX 第10回じちろう全国共済集会の開催について

1. 主催者

本部共済推進委員会（自治労本部、自治労共済推進本部）

2. 集会のテーマ（コンセプト）

単組が労働者自主福祉運動の意義を学び、より主体的、より組織的に運動を展開することを最大の目的とし、労働者自主福祉運動の原点を捉えなおす機会とします。

あわせて、各県本部において、後日配信動画や同時配信動画等を活用することにより、共済推進運動の広がり強化をはかります。

3. 開催目的

- (1) 単組が労働者自主福祉運動の意義を学び、より主体的、より組織的に運動を展開することをめざす。
- (2) 単組・職場でより実践的に活用できる取り組み事例を共有化する。また、参加者の推進技能の向上をはかる。
- (3) 参加者および主催者の経験交流を通じ、共済推進運動の広がり強化をはかる。
- (4) 県本部役職員、共済推進委員が中心となり、後日、各県で集会・学習会・会議等を開催し、全国集会で発信された考えと知識を広く単組・組合員へ広める取り組みを行う。
- (5) 県別の共済集会とあわせて、地連別の共済集会の開催機運を高める。

4. 開催日時と会場

- (1) 日時 2024年11月21日（木）～22日（金）
- (2) 会場 「幕張メッセ」千葉県千葉市美浜区中瀬 2-1

5. 開催概要

(1) 開催形式

対面形式で交流と学習の場を提供するため、集合開催とします。

あわせて、当日、主会場に集合できない単組と県本部の役員を対象に、補完的に同時配信を行います。

(2) 集会の構成

日時	集会内容	
<p>【1日目】 11月21日 (木) 13:00～ 17:30</p>	全体会	
	主催者あいさつ	
	基調提起「共済推進運動、それは自治労運動そのもの」	
	<p>全体講演 ※労働者自主福祉活動の「助け合い・相互扶助」の意義と共済運動の必要性を認識することのできる内容。</p>	
	単組取り組み報告(4単組)	
<p>【2日目】 11月22日 (金) 9:00～ 12:00</p>	分科会	
	分科会	委員長・代表委員分科会
		<p>第1分科会「ライフプランと保障設計」 講師：(株)FPハーベスト 瀬戸家みのり氏 ※現在の社会保障制度、社会構造およびライフスタイルを考慮した新しい保障の考え方と、じちろう共済を活用したライフプラン設計の提案方法をレクチャーする。</p>
		<p>第2分科会「長期共済・税制適格年金を活用した資産形成方法」 講師：FPユニオン Labo ※若い世代の組合員を中心に興味の高い「資産形成」に関して、こくみん共済 coop の積立系制度をふくめた適切なポートフォリオの組み立て方をレクチャーする。</p>
		<p>第3分科会「保障相談手法の実践」 講師：FP I-J 生活経済研究所長野 ※対組合員個人に対する提案スキルとコミュニケーションスキルを身につける実践型カリキュラム。生命保障だけでなく、損害補償(自動車任意保険や住宅総合保険からの切り替えの相談)にも触れる。</p>
<p>第4分科会 コミュニケーションスキル「話し方・聴き方」講座 講師：フリーアナウンサー 倉島麻帆氏 ※組合員からの信頼を高めるために好感度を上げるスキルを習得するカリキュラム。スピーチレベルの向上、笑顔の作り方、発声・滑舌のポイント、傾聴・承認スキルを学ぶ。</p>		

(3) 参加対象

- ① 単組にて自主福祉運動を担当している役職員、また将来運動を担う役員・組合員
- ② 2024年度加入拡大モデル単組にて自主福祉運動を担当している役職員
- ③ 単組の共済推進委員会の委員
- ④ 自治労県本部共済推進委員会の委員
- ⑤ 自治労共済推進本部各県支部事務局長または職員
- ⑥ 自治労共済推進本部の代表委員、共済協力員

※ ①～④については、過去に本集会へ参加しなかった人を優先します。

(4) 集会参加の考え方

集合形式の集会として開催します。

そのため、各県は集合参加者を最低7人確保します。収容可能人数を超えた際は申請人数の多い県本部から人数調整を行います。なお、自治労本部旅費規定に基づき、各県7人まで自治労共済推進本部が負担します。

あわせて、県拠点会場からの参加も可能とするため、ウェブ環境を整備し同時配信を行います。その上、後日視聴が可能となるよう一定期間 YouTube 配信を行います。配信の内容（分科会の取り扱いなど）、および、県拠点のあり方等については、費用面や技術面の課題を踏まえ、今後、具体化をすすめます。

以上

じちろうネット

自治労 HP
フェイスブック
ツイッターも
続々更新中!

じちろうネット
の紹介動画は
コチラ↓



自治労情報にいつでもアクセス可能!

『じちろうネット』では、自治労本部が作成した
集会、セミナー、方針にかかる資料などを掲載しています。
また教宣用の素材提供なども行っています。

お申し込みは県本部まで!



立憲民主党

参議院議員(自治労組織内議員)



岸まきこ

声を力に、
一歩前へ

自治労の政策要求を
実現しよう!

自治労は、
第27回参議院選挙の
全国比例区に
「岸まきこ」現参議院議員の
擁立を決定しました。

岸まきこ(岸真紀子)プロフィール

1976年北海道岩見沢市(旧栗沢町)生まれ。94年
旧栗沢町役場入職(現岩見沢市)。2013年から自治
労中央執行委員。19年第25回参院選(全国比例区)
で初当選。現職に至る。

岸まきこ 公式サイト
kishimakiko.com/

岸まきこ 検索

